

2025. 4. 17

楽天・プラス・
オールカントリー株式インデックス・ファンド
愛称 「楽天・プラス・オールカントリー」
追加型投信／内外／株式／インデックス型

◆この目論見書により行なう「楽天・プラス・オールカントリー株式インデックス・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年4月16日に関東財務局長に提出しており、2025年4月17日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日 : 2025年4月16日
発行者名 : 楽天投信投資顧問株式会社
代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 東 眞之
本店の所在の場所 : 東京都港区南青山二丁目6番21号
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。） : 該当事項はありません。
の写しを縦覧に供する場所

Rakuten 楽天投信投資顧問

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	60
第3【ファンドの経理状況】	65
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	153
第三部【委託会社等の情報】	154
約款	

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

- 楽天・プラス・オールカントリー株式インデックス・ファンド（以下「ファンド」といいます。）
- ・愛称として「楽天・プラス・オールカントリー」という名称を用いることがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

- 取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

- 販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。
- ・有価証券届出書提出日現在、販売会社における申込手数料はありません。

(6)【申込単位】

- 販売会社が定める単位とします。
- ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

- 2025年4月17日から2025年10月15日までとします。
- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

<p><委託会社の照会先> 楽天投信投資顧問株式会社 お客様窓口：電話番号 03-6432-7746 受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス：https://www.rakuten-toushin.co.jp/</p>

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

当ファンドは、全世界の株式市場の動きをとらえることを目指して、MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
		債券	
追加型投信	海外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ()	
	内外	資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)			日経225
	年2回	日本			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()	TOPIX
	年6回 (隔月)	欧州			
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	その他 (MSCIオール・ カントリー・ワール ド・インデックス)
	日々	オセアニア			
その他資産 (投資信託証券 (株式))	その他 ()	中南米			
		アフリカ			
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)			
		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

- ① 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ① 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④ その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤ 格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信

これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。

(4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ① 資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ② 資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

1 日本を含む全世界の株式市場の動きに連動する投資成果を目指します

◆マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として全世界の株式(DR(預託証券)を含みます。)に投資し、MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス(円換算ベース)(以下、「対象指数」といいます。)に連動する投資成果を目指します。

●マザーファンドにおいては、ベンチマークとの連動性を維持するため、株価指数との連動をめざすETF(上場投資信託証券)、株価指数を対象とした株価指数先物取引を利用することがあります。

●マザーファンドの投資信託財産の規模やマザーファンドへの資金流入の規模によっては、ETFや株価指数先物取引への投資割合が相対的に大きくなる場合があります。

※「MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス(円換算ベース)」とは、委託会社が「MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス」に日々の為替レートを乗じて算出したものです。指数の詳細については、「MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックスとは?」をご参照ください。

2 原則として、為替ヘッジは行いません

3 効率的な運用を行うために、投資信託財産で保有する有価証券の貸付取引を行う場合があります

◆有価証券の貸付取引を行った場合には、その品貸料の一部は投資信託財産の収益となります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

！ MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックスとは？

「MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス」は、日本を含む世界の先進国、新興国市場における大型および中型の上場株式で構成されており、全世界の株式市場の動きをとらえた株価指数です。

当ファンドは、MSCI Inc. (以下、「MSCI」といいます。)、その関連会社、情報提供者その他MSCI指数の編集、計算または作成に関与または関係した第三者 (以下、総称して「MSCI関係者」といいます。) によって支持、保証、販売または販売促進されるものではありません。MSCI指数は、MSCIが独占的に所有しています。MSCIおよびMSCI指数の名称は、MSCIまたはその関連会社のサービスマークであり、楽天投信投資顧問株式会社による特定の目的のために使用が許諾されています。MSCI関係者は、当ファンドの受益者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的または当ファンド自体に対する投資適合性、または対応する株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力につき、明示的か黙示的かを問わず何ら表明または保証をするものではありません。MSCIまたはその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンス所有者であり、MSCI指数は、当ファンドまたは当ファンドの委託会社あるいは受益者に関わらず、MSCIにより決定、作成および計算されています。いずれのMSCI関係者も、MSCI指数の決定、作成あるいは計算において、当ファンドの委託会社または受益者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。いずれのMSCI関係者も、当ファンドの募集等に関する事項の決定について、また、当ファンドを換金するための計算式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加しておりません。いずれのMSCI関係者も、当ファンドの受益者に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入または使用するための情報を入手しますが、いずれのMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの独創性、正確性および/または完全性について保証するものではありません。いずれのMSCI関係者も、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、当ファンドの委託会社、当ファンドの受益者その他の個人・法人が、契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連してMSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行うものではありません。いずれのMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの、またはそれに関連する誤り、欠落または中断について責任を負いません。また、MSCI指数およびそれに含まれるデータの各々に関し、いずれのMSCI関係者も明示的または黙示的な保証を行なうものではなく、かつMSCI関係者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害 (逸失利益を含む。) につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI関係者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

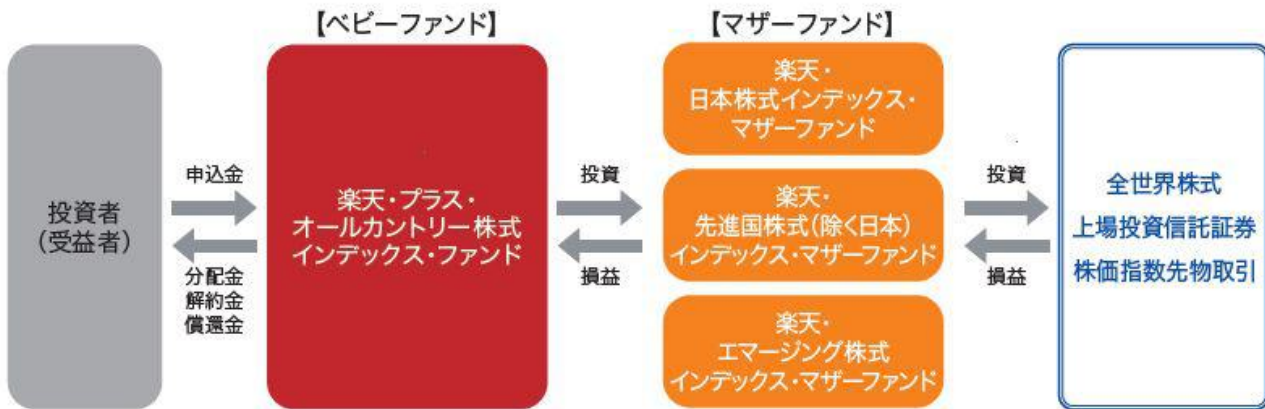
当ファンドの購入者、販売者、または受益者あるいはいかなる個人・法人は、MSCIの承認が必要か否かの確認を事前にMSCIに求めることなく、当ファンドを支持、保証、販売または販売促進するためにいかなるMSCIの商号、商標またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる個人または法人は、事前にMSCIの書面による許諾を得ることなくMSCIとの関係を一切主張することはできません。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

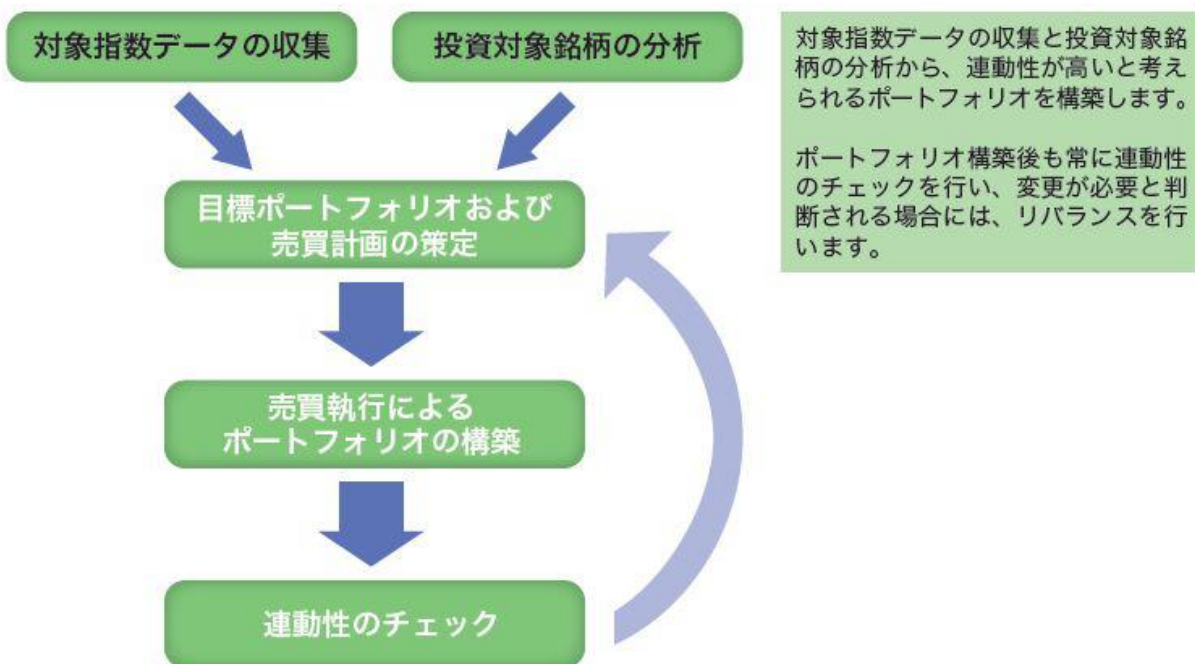
ファンドの仕組み

当ファンドは、「楽天・日本株式インデックス・マザーファンド」、「楽天・先進国株式(除く日本)インデックス・マザーファンド」、「楽天・エマージング株式インデックス・マザーファンド」を親投資信託(「マザーファンド」)とするファミリーファンド方式で運用します。

「ファミリーファンド方式」とは、投資家の皆様からの投資資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。



運用プロセス



*上記の運用プロセスは、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

- マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的、もしくはベンチマークとの連動性を維持する目的以外には利用しません。
- デリバティブ取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

分配方針

- 毎年7月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価損益を含みません。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

④ 信託金限度額

- ・ 2兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2023年10月27日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

2024年10月17日

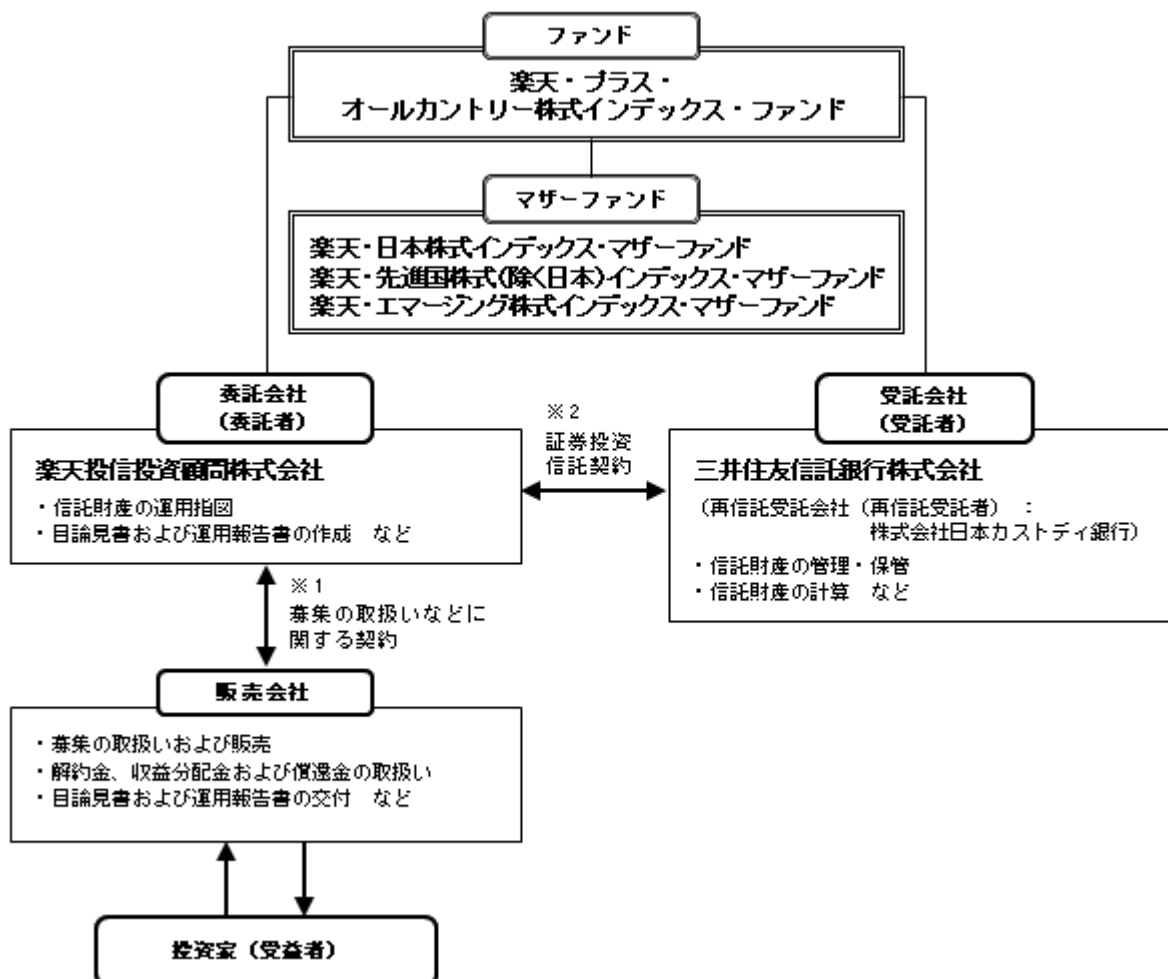
- ・ファンド名称変更

新名称：楽天・プラス・オールカントリー株式インデックス・ファンド

旧名称：楽天・オールカントリー株式インデックス・ファンド

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2025年1月末現在）

1) 資本金

150 百万円

2) 沿革

2006年12月28日 「楽天投信株式会社」設立

2008年1月31日 金融商品取引業者登録 [関東財務局長（金商）第1724号]

2009年4月1日 株式会社ポーラスター投資顧問と合併、商号を「楽天投信投資顧問株式会社」に変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
楽天証券ホールディングス株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号	13,000株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として全世界の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資し、MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果を目指します。
※マザーファンドにおいては、ベンチマークとの連動性を維持するため、株価指数との連動をめざすETF（上場投資信託証券）、株価指数を対象とした株価指数先物取引を利用することがあります。
※マザーファンドの投資信託財産の規模やマザーファンドへの資金流入の規模によっては、ETFや株価指数先物取引への投資割合が相対的に大きくなる場合があります。
- ② マザーファンド受益証券への投資割合は、原則として高位を維持します。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記の運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

<楽天・プラス・オールカンントリー株式インデックス・ファンド>

「楽天・日本株式インデックス・マザーファンド」「楽天・先進国株式（除く日本）インデックス・マザーファンド」「楽天・エマージング株式インデックス・マザーファンド」（以下、総称して「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限りません。）
 - ハ) 金銭債権
 - ニ) 約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として楽天投信投資顧問株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「楽天・日本株式インデックス・マザーファンド」「楽天・先進国株式（除く日本）インデックス・マザーファンド」「楽天・エマージング株式インデックス・マザーファンド」（以下、総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券

- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～11)の証券または証書の性質を有するもの
 - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22) 外国の者に対する権利で21)の有価証券の性質を有するもの
- なお、1)の証券または証書、12)ならびに17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および12)ならびに17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するもの、および14)に記載する証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、13)および14)の証券（「投資法人債券」および「外国投資証券で投資法人債券に類する証券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<楽天・日本株式インデックス・マザーファンド>

我が国の金融商品取引所に上場している株式を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、投資信託約款第 19 条、第 20 条および第 21 条に定めるものに限ります。）
 - ハ) 金銭債権
 - ニ) 約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として次に掲げる有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証券
 - 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
 - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
 - 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
 - 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～11)の証券または証書の性質を有するもの
 - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
 - 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 - 17) 預託証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 20) 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
 - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22) 外国の者に対する権利で 21) の有価証券の性質を有するもの
- なお、1) の証券または証書、12) ならびに 17) の証券または証書のうち 1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から 6) までの証券および 12) ならびに 17) の証券または証書のうち 2) から 6) までの証券の性質を有するもの、および 14) に記載する証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、13) および 14) の証券（「投資法人債券」および「外国投資証券で投資法人債券に類する証券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<楽天・先進国株式（除く日本）インデックス・マザーファンド>

日本を除く先進国の株式を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限りません。）
 - ハ) 金銭債権
 - ニ) 約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～11)の証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

- 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22) 外国の者に対する権利で21)の有価証券の性質を有するもの
 なお、1)の証券または証書、12)ならびに17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および12)ならびに17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するもの、および14)に記載する証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、13)および14)の証券（「投資法人債券」および「外国投資証券で投資法人債券に類する証券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<楽天・エマージング株式インデックス・マザーファンド>

新興国の株式を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限りません。）
 - ハ) 金銭債権
 - ニ) 約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～11)の証券または証書の性質を有するもの

- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
 - 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 - 17) 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 20) 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
 - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22) 外国の者に対する権利で 21) の有価証券の性質を有するもの
- なお、1) の証券または証書、12) ならびに 17) の証券または証書のうち 1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から 6) までの証券および 12) ならびに 17) の証券または証書のうち 2) から 6) までの証券の性質を有するもの、および 14) に記載する証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、13) および 14) の証券（「投資法人債券」および「外国投資証券で投資法人債券に類する証券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で 5) の権利の性質を有するもの

④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

◆投資対象とするマザーファンドの概要

<楽天・日本株式インデックス・マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、わが国の株式市場の動きをとらえることを目指して、MSCI ジャパン・インデックスに連動する投資成果を目標として運用を行います。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所に上場している株式を主要投資対象とします。
投資態度	<p>① 主として、わが国の金融商品取引所に上場している株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資し、MSCI ジャパン・インデックスに連動する投資成果を目指します。</p> <p>※ベンチマークとの連動性を維持するため、株価指数との連動をめざすETF（上場投資信託証券）、株価指数を対象とした株価指数先物取引を利用することがあります。</p> <p>※投資信託財産の規模や資金流入の規模によっては、ETF や株価指数先物取引への投資割合が相対的に大きくなる場合があります。</p> <p>② 株式への投資割合は、原則として高位を維持します。</p> <p>③ 株式以外の資産への投資割合は、原則として投資信託財産の50%以下とします。</p> <p>④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記の運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>③ 外貨建資産への投資は行いません。</p>
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	<p>組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。</p> <p>※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>
その他	
委託会社	楽天投信投資顧問株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

<楽天・先進国株式（除く日本）インデックス・マザーファンド>

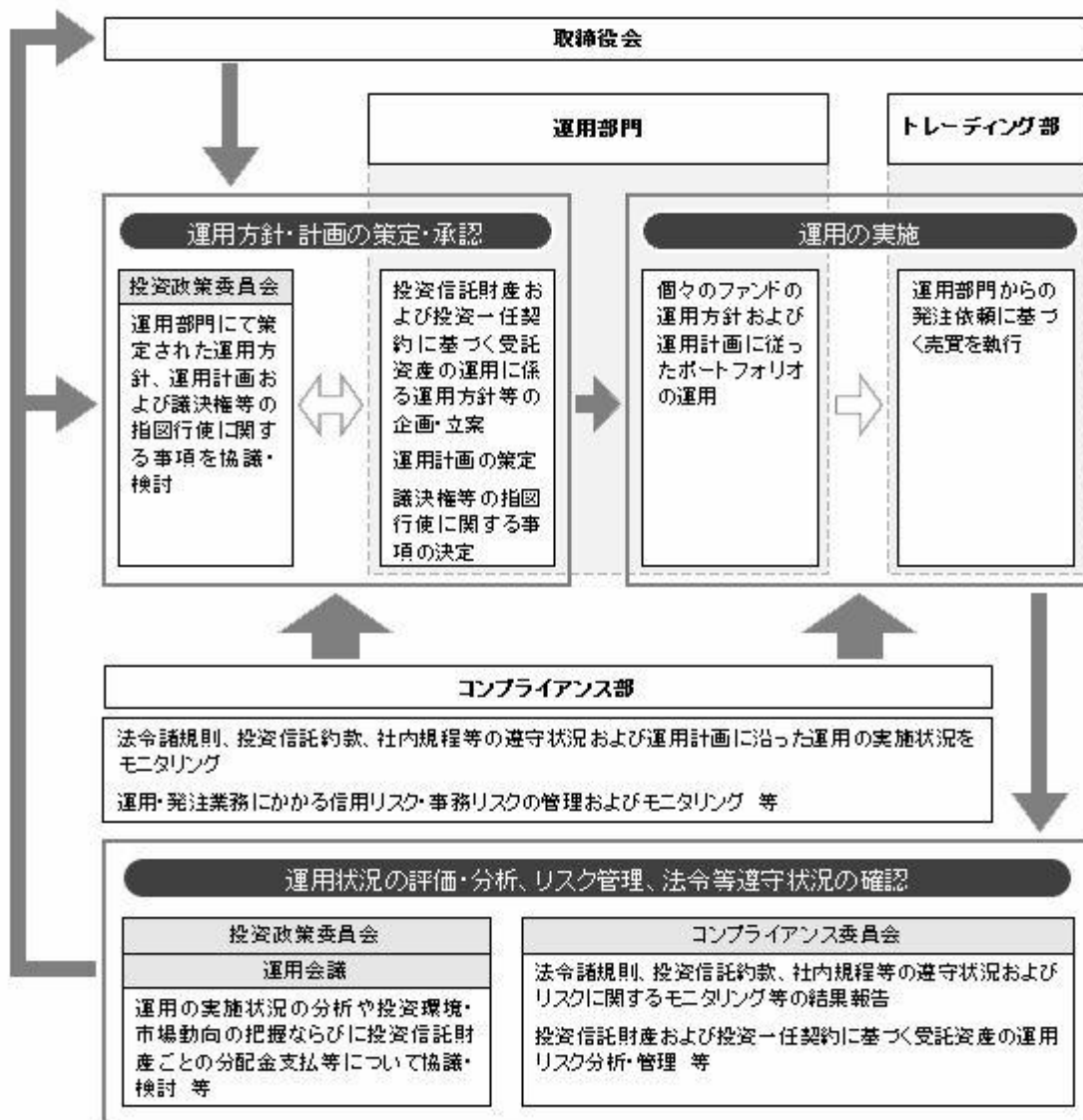
運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、日本を除く先進国の株式市場の動きをとらえることを目指して、MSC I コクサイ・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。
主な投資対象	日本を除く先進国の株式を主要投資対象とします。
投資態度	<p>① 主として、日本を除く先進国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資し、MSC I コクサイ・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果を目指します。</p> <p>※ベンチマークとの連動性を維持するため、株価指数との連動をめざすETF（上場投資信託証券）、株価指数を対象とした株価指数先物取引を利用することがあります。</p> <p>※投資信託財産の規模や資金流入の規模によっては、ETF や株価指数先物取引への投資割合が相対的に大きくなる場合があります。</p> <p>② 株式への投資割合は、原則として高位を維持します。</p> <p>③ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記の運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p>
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	<p>組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。</p> <p>※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>
その他	
委託会社	楽天投信投資顧問株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

<楽天・エマージング株式インデックス・マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、新興国の株式市場の動きをとらえることを目指して、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。
主な投資対象	新興国の株式を主要投資対象とします。
投資態度	<p>① 主として、新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果を目指します。</p> <p>※ベンチマークとの連動性を維持するため、株価指数との連動をめざすETF（上場投資信託証券）、株価指数を対象とした株価指数先物取引を利用することがあります。</p> <p>※投資信託財産の規模や資金流入の規模によっては、ETFや株価指数先物取引への投資割合が相対的に大きくなる場合があります。</p> <p>② 株式への投資割合は、原則として高位を維持します。</p> <p>③ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記の運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p>
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	<p>組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。</p> <p>※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>
その他	
委託会社	楽天投信投資顧問株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

(3) 【運用体制】

委託会社における運用体制は、以下の通りです。



- ・「投資政策委員会」は、代表取締役が直轄する会議体として、運用部門が策定する運用計画、議決権等の指図行使に関する事項、ならびに投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の運用に関する運用方針等その他の重要事項を協議・検討します。
- ・「運用会議」は、決定された運用計画を受けて、投資信託財産、または投資一任契約に基づく受託資産ごとの具体的な運用に関する事項、ならびに投資信託財産ごとの分配金支払等について協議・検討します。(但し、運用会議において協議・検討された事項で重要なものと判断される事項については投資政策委員会に報告します。)
- ・運用部門は「投資政策委員会」で決定された運用計画に従って運用を実行します。
- ・「コンプライアンス委員会」は、コンプライアンスおよびリスク管理に関する社内規程等、それらに関する具体的施策、ならびにそれらに関する重要な事項について協議・検討を行います。また、法令諸規則等の遵守状況および各種リスクに関するモニタリング等の結果報告を受け、それらについて必要な事項を協議・検討します。
- ・コンプライアンス部は、投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の投資信託約款および運用ガイドライン等、法令諸規則等の遵守状況のモニタリングに関する業務ならびに投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の運用リスク管理に関する業務等を行います。

※当社では、ファンドの適正な運用、受益者との利益相反となる取引の未然防止を目的として「内部者取引管理規程」「利益相反管理規程」等の社内規程を設けております。また、「運用の基本方針」「運用業務規程」「運用管理規程」等を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めています。

※上記体制は 2025 年 1 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- 3) 留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

＜楽天・プラス・オールカントリー株式インデックス・ファンド＞

- 1) マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 2) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。
- 3) 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 5) 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的、もしくはベンチマークとの連動性を維持する目的以外には利用しません。
- 6) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- 7) 投資する株式等の範囲
 - イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所等の上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 8) 信用取引の指図範囲
 - イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ロ) イ)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

9) 先物取引等の運用指図、目的および範囲

イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

ロ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。

10) スワップ取引の運用指図、目的および範囲

イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図することができます。

ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

11) 金利先渡取引の運用指図、目的および範囲

イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことを指図することができます。

ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。

ハ) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ) 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ) 11) において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

12) 有価証券の貸付の指図、目的および範囲

イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する有価証券を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

3. 上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、投資信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

ロ) イ) の 1. ～ 3. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

13) 公社債の空売りの指図、目的および範囲

イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない公社債または借り入れた公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売り付けた公社債の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ) イ) の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の売付にかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

- 14) 有価証券の借入れ
- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - ロ) イ) の借入れの指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ニ) イ) の借入れにかかる品借料は、投資信託財産中から支弁します。
- 15) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 16) 外国為替予約取引の指図
- イ) 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - ロ) イ) において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- 17) デリバティブ取引等にかかる投資制限
- デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 18) 信用リスク集中回避のための投資制限
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 19) 資金の借入れ
- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えないこととします。
 - ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ニ) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

<楽天・日本株式インデックス・マザーファンド>

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- 2) 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 3) 外貨建資産への投資は行いません。
- 4) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- 5) 投資する株式等の範囲
 - イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 6) 信用取引の指図範囲
 - イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ロ) イ)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- 7) 先物取引等の運用指図、目的および範囲
 - イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。
 - ロ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。
- 8) スワップ取引の運用指図、目的および範囲
 - イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図することができます。
 - ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ニ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

9) 金利先渡取引の運用指図、目的および範囲

- イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことを指図することができます。
- ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ホ) 9)において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

10) 有価証券の貸付の指図、目的および範囲

- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する有価証券を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 3. 上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、投資信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ロ) イ)の1.～3.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- ニ) 委託者および受託者は、イ)の貸付を行った場合の品貸料の一部をこの信託の受益証券に投資を行っている証券投資信託の約款の規定に基づき、当該証券投資信託の報酬として、收受するものとします。

11) 公社債の空売りの指図、目的および範囲

- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない公社債または借り入れた公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売り付けた公社債の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ) イ)の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) ロ)の売付にかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

12) 有価証券の借入れ

- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ロ) イ)の借入れの指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の借入れにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ニ) イ)の借入れにかかる品借料は、投資信託財産中から支弁します。

13) デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

14) 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<楽天・先進国株式（除く日本）インデックス・マザーファンド>

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- 2) 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 3) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 4) 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的、もしくはベンチマークとの連動性を維持する目的以外には利用しません。
- 5) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- 6) 投資する株式等の範囲
 - イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 7) 信用取引の指図範囲
 - イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
 - ロ) イ)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- 8) 先物取引等の運用指図、目的および範囲
 - イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。
 - ロ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。
- 9) スワップ取引の運用指図、目的および範囲
 - イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図することができます。
 - ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ニ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

- 10) 金利先渡取引の運用指図、目的および範囲
- イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことを指図することができます。
 - ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ニ) 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
 - ホ) 10) において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 11) 有価証券の貸付の指図、目的および範囲
- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する有価証券を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 3. 上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、投資信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ) イ) の 1. ～ 3. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ハ) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
 - ニ) 委託者および受託者は、イ) の貸付を行った場合の品貸料の一部をこの信託の受益証券に投資を行っている証券投資信託の約款の規定に基づき、当該証券投資信託の報酬として、收受するものとします。
- 12) 公社債の空売りの指図、目的および範囲
- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない公社債または借り入れた公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売り付けた公社債の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ロ) イ) の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ハ) ロ) の売付にかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 13) 有価証券の借入れ
- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - ロ) イ) の借入れの指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ニ) イ) の借入れにかかる品借料は、投資信託財産中から支弁します。
- 14) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 15) 外国為替予約取引の指図
- 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 16) デリバティブ取引等に係る投資制限
- デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

17) 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<楽天・エマージング株式インデックス・マザーファンド>

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- 2) 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- 3) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 4) 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的、もしくはベンチマークとの連動性を維持する目的以外には利用しません。
- 5) デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- 6) 投資する株式等の範囲
 - イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所等の上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ロ) イ) の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 7) 信用取引の指図範囲
 - イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ロ) イ) の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- 8) 先物取引等の運用指図、目的および範囲
 - イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。
 - ロ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。
- 9) スワップ取引の運用指図、目的および範囲
 - イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図することができます。
 - ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 10) 金利先渡取引の運用指図、目的および範囲
- イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことを指図することができます。
- ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ホ) 10) において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 11) 有価証券の貸付の指図、目的および範囲
- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する有価証券を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 3. 上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、投資信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ロ) イ) の 1. ～ 3. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- ニ) 委託者および受託者は、イ) の貸付を行った場合の品貸料の一部をこの信託の受益証券に投資を行っている証券投資信託の約款の規定に基づき、当該証券投資信託の報酬として、收受するものとします。
- 12) 公社債の空売りの指図、目的および範囲
- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない公社債または借り入れた公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売り付けた公社債の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ) イ) の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) ロ) の売付にかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 13) 有価証券の借入れ
- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ロ) イ) の借入れの指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ニ) イ) の借入れにかかる品借料は、投資信託財産中から支弁します。
- 14) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 15) 外国為替予約取引の指図
- 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- 16) デリバティブ取引等に係る投資制限
デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 17) 信用リスク集中回避のための投資制限
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ② 法令による投資制限
同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）
同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因およびその他の留意点

ファンドがマザーファンドを通じて実質的に投資する有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）の値動きにより、基準価額は変動します。投資信託は預貯金と異なります。

投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資家の皆様には、ファンドが有するリスクについてご理解のうえ投資判断をしていただくようお願いいたします。

<主な変動要因>

① 株価変動リスク

当ファンドが実質的に投資する株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。当該株式の価格が下落した場合には、基準価額の下落要因となります。

② 為替変動リスク

当ファンドは実質的な外貨建資産について原則として為替ヘッジを行わないため、為替レートの変動により基準価額は変動します。為替レートが円高方向に変動した場合には、基準価額が下落する要因となります。

③ 流動性リスク

当ファンドが実質的に投資する有価証券等の流動性は、その需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等の影響を受けます。当該有価証券等の流動性が低下した場合、市場実勢から期待できる価格で売買が実行できず、不利な条件での売買を強いられる可能性があり、その場合、基準価額が下落する要因となります。

また、これらにより、換金の申込みの受付が中止となる可能性や換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

④ 信用リスク

当ファンドが実質的に投資する有価証券等の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、当該有価証券等の価格が下落した場合は、基準価額が下落する要因となります。

⑤ カントリー・リスク

当ファンドは、実質的に海外の金融・証券市場に投資を行うため、当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合には、基準価額が大幅に下落する可能性があります。また、投資対象先が新興国市場の場合には、先進国に比べて、これらのリスクが高いことが想定されます。

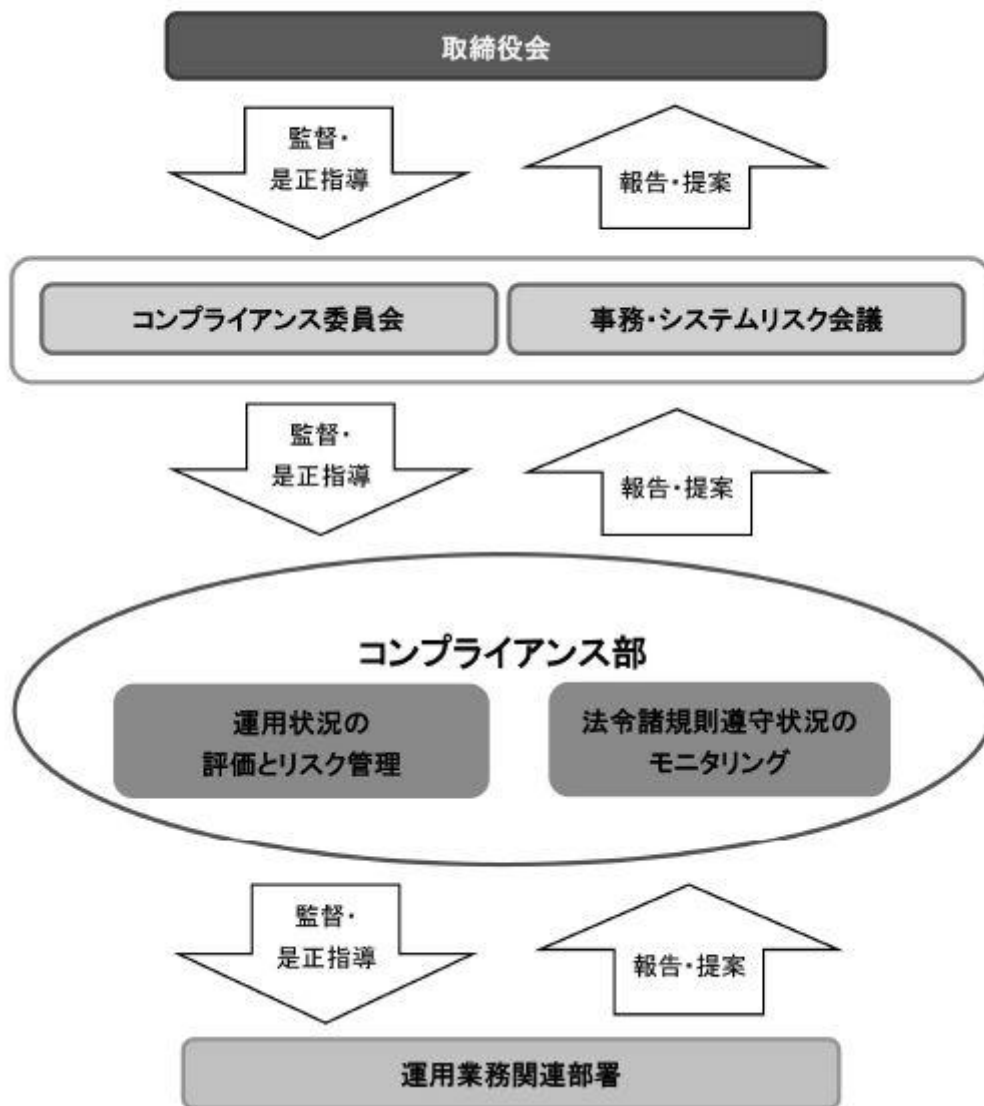
※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- ① 当ファンドは、対象指数の動きに連動する投資成果をあげることを目指して運用を行いますが、主として次のような要因があるため、基準価額の動きが対象指数と完全に一致するものではありません。
 - ・対象指数の構成銘柄のすべてを対象指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
 - ・運用管理費用（信託報酬）、売買委託手数料等の費用負担
 - ・株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
 - ・対象指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
 - ・上場投資信託証券と対象指数の動きの不一致（上場投資信託証券に投資した場合）
 - ・株価指数先物と対象指数の動きの不一致（先物を利用した場合）
 - ・株式、上場投資信託証券および株価指数先物取引の最低取引単位の影響
 - ・株式、上場投資信託証券および株価指数先物の流動性低下時における売買対応の影響
 - ・対象指数の構成銘柄の入替えおよび対象指数の算出方法の変更による影響※要因は、上記に限定されるものではありません。
- ② 有価証券の貸付取引等において、取引先リスク（取引の相手方（レンディング・エージェントを含みます。）の倒産等により契約が不履行になる危険のこと）が生じる可能性があります。
- ③ 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金移動等に伴う売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ④ 当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ⑤ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ⑥ 当ファンドに関連する法令・税制・会計等は、今後、変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ⑦ 市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

(2) リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。



***全社的リスク管理**

委託会社では、コンプライアンス部を設置し全社的なリスク管理を行っています。法令諸規則等の遵守状況やリスク管理状況については、コンプライアンス委員会や事務・システムリスク会議を通じて取締役会に報告されます。

取締役会は、コンプライアンス部による流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢の監督を行います。

また、コンプライアンス部は各種リスク（運用リスク、事務システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告やリスクの低減にかかる施策などの構築を行っています。

***運用状況の評価・分析とリスク管理**

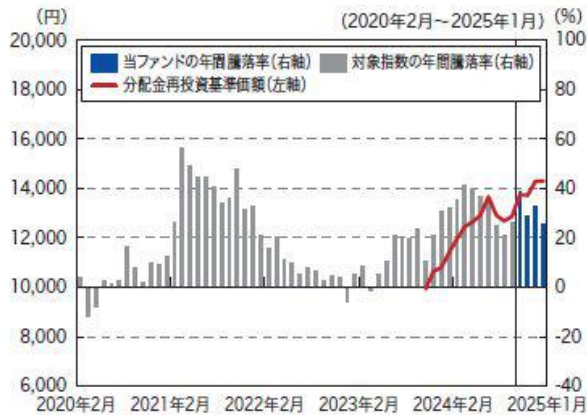
コンプライアンス部は、流動性リスク管理に関する規程を定め、投資信託財産の流動性リスクのモニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会はこれらの監督を行います。

コンプライアンス部は、投資信託財産についての運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク管理状況のモニタリングを行い、その評価と分析の結果をコンプライアンス委員会に報告し、必要に応じて関連部にその対応等を指示し、適切な管理を行います。また、コンプライアンス委員会の内容は、毎月取締役会に報告されます。

※上記体制は 2025 年 1 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

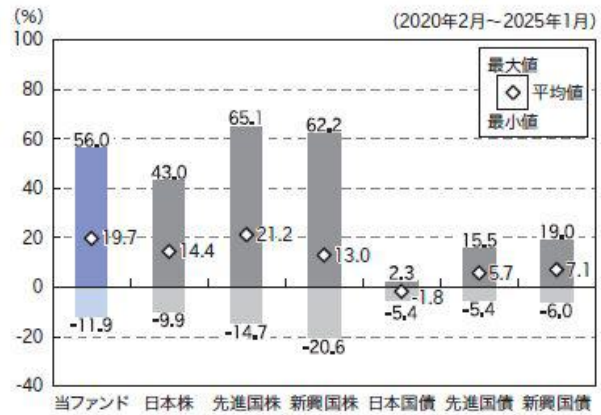
参考情報

■ ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- ※ 上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。なお、2024年9月までは、対象指数の騰落率を表示しております。
- ※ 当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。(分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。)

■ ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- ※ 当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。なお、当ファンドにかかる2024年9月までの年間騰落率については、対象指数を用いて算出しています。
- ※ 当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの騰落率は以下の各指数の騰落率です。

- 日本株・・・S&P日本総合指数(トータル・リターン、円ベース)
- 先進国株・・・S&P先進国総合指数(除く日本、トータル・リターン、円換算ベース)
- 新興国株・・・S&P新興国総合指数(トータル・リターン、円換算ベース)
- 日本国債・・・ブルームバーグ・グローバル国債:日本インデックス(円ベース)
- 先進国債・・・ブルームバーグ・グローバル国債(日本除く)インデックス(円ベース)
- 新興国債・・・ブルームバーグ新興市場自国通貨建て高流動性国債インデックス(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数に関する知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとし、申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。

- ・有価証券届出書提出日現在、販売会社における申込手数料はありません。
- ・＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

(2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3) 【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 0.0561%（税抜 0.051%）の率を乗じて得た額とします。

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率	
委託会社	0.0187%（税抜 0.017%）
販売会社	0.0187%（税抜 0.017%）
受託会社	0.0187%（税抜 0.017%）

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了時に、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、法定書類の作成・印刷・交付にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額、およびその他投資信託財産の運営にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、原則として受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、当該諸経費の一部もしくはすべてを負担する場合があります。
- ② 投資信託財産にかかる監査報酬は、原則として受益者の負担とし、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了時に当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、当該監査報酬の一部もしくはすべてを負担する場合があります。
- ③ 委託会社および受託会社は、有価証券の貸付取引の指図を行った場合は、投資信託財産の収益となる品貸料に 0.55（税抜 0.5）を乗じて得た額※を貸付有価証券関連報酬として受けることができます。当該報酬は、当該報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了時に投資信託財産中から支弁します。
※マザーファンドにおける品貸料については、当該マザーファンドの約款において、品貸料の一部を、同マザーファンドに投資を行っている証券投資信託の報酬として收受する規定のあるものに限り、他の証券投資信託が同一のマザーファンドに投資を行っている場合は、当該各証券投資信託のマザーファンドの保有口数に応じて、毎日按分するものとします。

※「その他の手数料等」については、運用状況により変動するものであり、事前に料率や上限額を表示することができません。

費用・手数料等の合計額は、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
- ・当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」および「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

《確定拠出年金の場合》

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税はかかりません。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

《確定拠出年金でない場合》

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。また、確定拠出年金制度を通じて公募株式投資信託などを購入する場合は、NISAをご利用になれません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

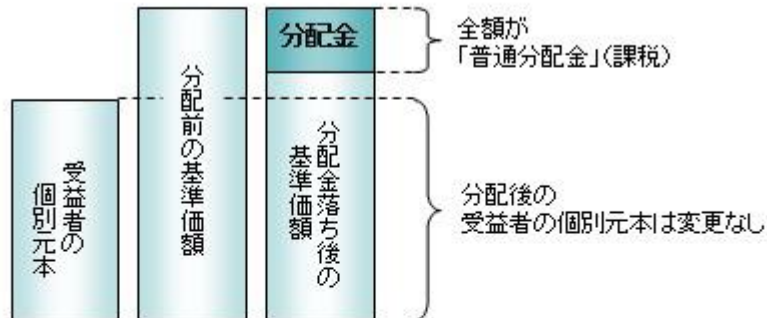
2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

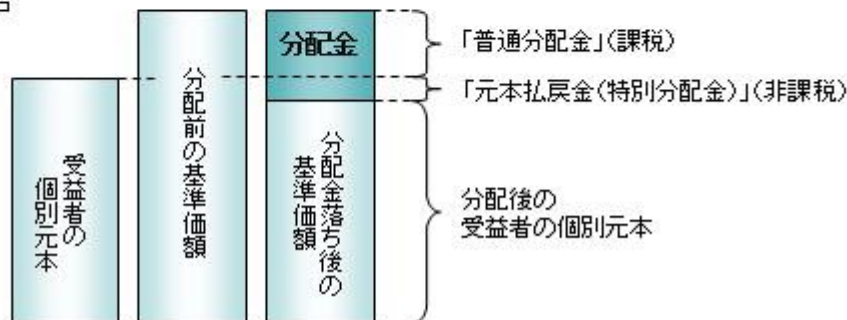
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2025 年 1 月末現在のもので、税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

対象期間：2023年10月27日～2024年7月16日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.10%	0.06%	0.04%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他費用は、投資先ファンド(当ファンドまたは、マザーファンドが組み入れている投資信託証券(マザーファンドを除きます。))が支払った費用を含みます。

※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5 【運用状況】

【楽天・プラス・オールカンントリー株式インデックス・ファンド】

以下の運用状況は 2025 年 1 月 31 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	310,522,939,338	100.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	1,435,216	0.00
合計（純資産総額）		310,524,374,554	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	楽天・先進国株式（除く日本）インデックス・マザーファンド	185,895,968,536	1.3535	251,611,526,136	1.4282	265,496,622,263	85.50
日本	親投資信託受益証券	楽天・エマージング株式インデックス・マザーファンド	25,071,150,164	1.2247	30,706,363,694	1.2085	30,298,484,973	9.76
日本	親投資信託受益証券	楽天・日本株式インデックス・マザーファンド	11,943,745,116	1.2446	14,865,781,088	1.2331	14,727,832,102	4.74

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2024年7月16日)	185,200	185,200	1.3851	1.3851
2024年1月末日	42,152	—	1.1398	—
2月末日	74,510	—	1.1962	—
3月末日	96,935	—	1.2450	—
4月末日	116,332	—	1.2644	—
5月末日	139,096	—	1.2920	—
6月末日	167,018	—	1.3653	—
7月末日	177,059	—	1.2913	—
8月末日	190,170	—	1.2675	—
9月末日	208,530	—	1.2861	—
10月末日	238,430	—	1.3740	—
11月末日	253,389	—	1.3718	—
12月末日	282,204	—	1.4285	—
2025年1月末日	310,524	—	1.4295	—

② 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金 (円)
第1期	2023年10月27日～2024年7月16日	0.0000
当中間期	2024年7月17日～2025年1月16日	—

③ 【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第1期	2023年10月27日～2024年7月16日	38.51
当中間期	2024年7月17日～2025年1月16日	1.62

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額 (分配落ち) に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額 (分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。) を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第1期	2023年10月27日～2024年7月16日	141,193,256,568	7,481,649,848
当中間期	2024年7月17日～2025年1月16日	93,959,073,956	14,459,725,264

(注) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

楽天・日本株式インデックス・マザーファンド

以下の運用状況は 2025 年 1 月 31 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	14,296,709,388	97.07
投資証券	日本	40,037,400	0.27
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	391,400,900	2.66
合計(純資産総額)		14,728,147,688	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	407,486,000	2.77

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	250,100	3,058.62	764,962,545	2,973.50	743,672,350	5.05
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	270,500	1,738.00	470,129,794	1,978.50	535,184,250	3.63
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	152,100	2,983.93	453,856,684	3,440.00	523,224,000	3.55
日本	株式	日立製作所	電気機器	112,900	3,773.31	426,006,832	3,946.00	445,503,400	3.02
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	34,159	9,490.23	324,176,844	10,930.00	373,357,870	2.53
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	90,800	3,579.24	324,995,566	3,868.00	351,214,400	2.38
日本	株式	キーエンス	電気機器	4,739	71,048.79	336,700,249	67,250.00	318,697,750	2.16
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	10,913	31,979.54	348,992,727	26,205.00	285,975,165	1.94
日本	株式	任天堂	その他製品	25,304	8,655.95	219,030,311	10,230.00	258,859,920	1.76
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	58,800	3,422.02	201,214,967	4,307.00	253,251,600	1.72
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	4,650	44,931.00	208,929,159	51,030.00	237,289,500	1.61
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	45,800	5,956.37	272,802,157	5,160.00	236,328,000	1.60
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	23,274	10,470.21	243,683,681	9,411.00	219,031,614	1.49
日本	株式	信越化学工業	化学	43,900	6,320.08	277,451,898	4,877.00	214,100,300	1.45
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	28,953	7,859.13	227,545,458	7,183.00	207,969,399	1.41
日本	株式	三菱商事	卸売業	81,400	3,135.13	255,199,925	2,489.50	202,645,300	1.38
日本	株式	KDDI	情報・通信業	37,400	4,624.05	172,939,632	5,186.00	193,956,400	1.32
日本	株式	三井物産	卸売業	61,500	3,540.58	217,746,218	3,086.00	189,789,000	1.29
日本	株式	第一三共	医薬品	42,700	5,606.40	239,393,358	4,277.00	182,627,900	1.24
日本	株式	三菱重工業	機械	78,100	1,991.37	155,526,432	2,296.00	179,317,600	1.22
日本	株式	HOYA	精密機器	8,485	20,228.33	171,637,431	20,975.00	177,972,875	1.21
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	38,800	4,222.74	163,842,371	4,209.00	163,309,200	1.11
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	109,300	1,623.52	177,450,976	1,478.50	161,600,050	1.10
日本	株式	アドバンテスト	電気機器	18,660	7,076.93	132,055,521	8,659.00	161,576,940	1.10
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	696,800	200.35	139,606,971	200.20	139,499,360	0.95
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	53,900	1,959.73	105,629,774	2,469.50	133,106,050	0.90
日本	株式	富士通	電気機器	40,400	2,710.57	109,507,315	3,018.00	121,927,200	0.83
日本	株式	三菱電機	電気機器	46,300	2,708.58	125,407,652	2,571.50	119,060,450	0.81
日本	株式	ダイキン工業	機械	6,426	21,179.37	136,098,675	18,370.00	118,045,620	0.80
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	29,200	4,283.73	125,084,967	3,973.00	116,011,600	0.79

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	鉱業	0.27
		建設業	1.42
		食料品	2.57
		繊維製品	0.25
		化学	4.22
		医薬品	4.82
		石油・石炭製品	0.51
		ゴム製品	0.53
		ガラス・土石製品	0.23
		鉄鋼	0.66
		非鉄金属	0.75
		機械	4.77
		電気機器	20.59
		輸送用機器	8.90
		精密機器	2.50
		その他製品	2.85
		電気・ガス業	0.97
		陸運業	1.38
		海運業	0.78
		空運業	0.14
		情報・通信業	7.03
		卸売業	5.60
		小売業	4.01
		銀行業	9.32
		証券、商品先物取引業	0.96
		保険業	3.91
その他金融業	1.05		
不動産業	1.57		
サービス業	4.52		
投資証券	—	—	0.27
合計			97.34

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	ミニTOPIX先物	買建	146	日本円	399,261,280	407,486,000	2.77

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

楽天・先進国株式（除く日本）インデックス・マザーファンド

以下の運用状況は2025年1月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	195,787,282,803	71.29
	カナダ	8,342,343,585	3.04
	パナマ	112,091,430	0.04
	ドイツ	6,115,608,654	2.23
	イタリア	1,483,083,027	0.54
	フランス	6,722,759,115	2.45
	オランダ	4,103,182,251	1.49
	スペイン	1,743,448,627	0.63
	ベルギー	472,976,004	0.17
	オーストリア	122,675,012	0.04
	ルクセンブルク	451,960,640	0.16
	フィンランド	641,602,089	0.23
	アイルランド	4,812,201,868	1.75
	ポルトガル	88,603,329	0.03
	イギリス	9,140,253,333	3.33
	スイス	6,923,133,101	2.52
	スウェーデン	2,166,671,090	0.79
	ノルウェー	403,385,315	0.15
	デンマーク	1,827,357,128	0.67
	ケイマン	426,604,403	0.16
	リベリア	254,530,047	0.09
	オーストラリア	4,534,093,905	1.65
	バミューダ	287,773,917	0.10
	ニュージーランド	192,342,595	0.07
	香港	979,623,617	0.36
	シンガポール	890,870,501	0.32
	イスラエル	644,579,448	0.23
キュラソー	220,600,241	0.08	
ジャージー	517,733,104	0.19	
マン島	19,925,796	0.01	
小計		260,429,295,975	94.83
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	14,195,926,901	5.17
合計（純資産総額）		274,625,222,876	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	11,491,267,565	4.18
	買建	カナダ	531,257,312	0.19
	買建	ドイツ	1,265,885,047	0.46
	買建	イギリス	579,402,194	0.21
	買建	スイス	405,289,573	0.15
	買建	オーストラリア	283,871,070	0.10

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	—	5,634,227,281	2.05

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	372,909	36,066.85	13,449,656,518	36,691.02	13,682,412,957	4.98
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	601,642	19,705.29	11,855,531,649	19,249.69	11,581,427,707	4.22
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	173,193	68,494.06	11,862,693,340	64,086.90	11,099,403,459	4.04
アメリカ	株式	AMAZON COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	231,680	30,465.06	7,058,147,359	36,235.45	8,395,030,261	3.06
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC	メディア・娯楽	53,603	81,823.28	4,385,973,620	106,093.40	5,686,925,056	2.07
アメリカ	株式	ALPHABET INC	メディア・娯楽	143,703	28,143.93	4,044,368,323	31,020.35	4,457,717,945	1.62
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	70,519	42,554.75	3,000,918,592	61,815.24	4,359,148,938	1.59
アメリカ	株式	ALPHABET INC	メディア・娯楽	123,284	28,418.92	3,503,598,682	31,292.15	3,857,821,532	1.40
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	108,827	27,021.07	2,940,622,103	33,304.37	3,624,415,088	1.32
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO.	銀行	69,783	34,072.19	2,377,659,664	41,422.75	2,890,604,384	1.05
アメリカ	株式	ELI LILLY AND COMPANY	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	19,814	138,817.15	2,750,523,079	127,131.40	2,518,981,736	0.92
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC	金融サービス	32,503	68,816.40	2,236,739,521	72,945.01	2,370,931,676	0.86
アメリカ	株式	VISA INC	金融サービス	40,971	43,648.02	1,788,303,348	52,977.21	2,170,529,332	0.79
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	22,648	82,824.38	1,875,806,566	84,252.37	1,908,147,791	0.69
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORPORATION	エネルギー	108,968	17,687.91	1,927,416,660	16,920.89	1,843,836,097	0.67
アメリカ	株式	MASTERCARD INCORPORATED	金融サービス	20,236	72,644.39	1,470,032,035	87,408.92	1,768,806,992	0.64
アメリカ	株式	WALMART INC	一般消費財・サービス流通・小売り	108,434	11,755.75	1,274,723,376	15,234.51	1,651,939,887	0.60
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流通・小売り	10,867	135,127.68	1,468,432,552	151,188.51	1,642,965,585	0.60
アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯楽	10,526	110,939.26	1,167,746,750	150,297.45	1,582,030,992	0.58

アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財・サービス流通・小売り	24,362	57,887.00	1,410,243,192	64,011.23	1,559,441,707	0.57
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パーソナル用品	57,631	25,645.16	1,477,956,426	25,853.12	1,489,941,522	0.54
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	59,042	23,533.62	1,389,472,215	23,607.71	1,393,846,656	0.51
アメリカ	株式	SALESFORCE INC	ソフトウェア・サービス	23,448	42,578.79	998,387,694	53,057.51	1,244,092,614	0.45
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORPORATION	銀行	171,286	6,556.55	1,123,046,430	7,214.96	1,235,823,283	0.45
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	43,323	27,114.66	1,174,688,471	27,125.62	1,175,163,647	0.43
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	9,786	138,755.44	1,357,860,829	113,326.41	1,109,012,268	0.40
ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウェア・サービス	25,573	32,513.16	831,459,173	42,984.49	1,099,242,567	0.40
デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	83,206	18,896.55	1,572,307,026	12,973.51	1,079,474,123	0.39
アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェア・サービス	40,779	23,310.33	950,572,144	26,311.78	1,072,968,215	0.39
アメリカ	株式	CHEVRON CORPORATION	エネルギー	42,615	23,969.14	1,021,445,126	24,140.49	1,028,747,305	0.37

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	3.71
		素材	3.05
		資本財	6.44
		商業・専門サービス	2.11
		運輸	1.22
		自動車・自動車部品	2.10
		耐久消費財・アパレル	1.26
		消費者サービス	2.00
		メディア・娯楽	6.87
		一般消費財・サービス流通・小売り	5.78
		生活必需品流通・小売り	1.04
		食品・飲料・タバコ	2.62
		家庭用品・パーソナル用品	1.21
		ヘルスケア機器・サービス	4.34
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.75
		銀行	5.70
		金融サービス	7.29
		保険	2.88
		エクイティ不動産投資信託 (REIT)	1.66
		ソフトウェア・サービス	9.28
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.66
		電気通信サービス	1.05
公益事業	2.36		
半導体・半導体製造装置	8.13		
不動産管理・開発	0.33		
合計			94.83

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	S&P 500 EMIN	買建	244	アメリカ・ドル	72,939,495.1	11,264,046,228	74,410,850	11,491,267,565	4.18
	カナダ	モントリオール取引所	S&P/TSX 60 I	買建	16	カナダ・ドル	4,813,636	512,604,098	4,988,800	531,257,312	0.19
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO STOXX 5	買建	149	ユーロ	7,544,872.1	1,209,895,690	7,894,020	1,265,885,047	0.46
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI 200 FUTU	買建	14	オーストラリア・ドル	2,907,356	278,728,220	2,961,000	283,871,070	0.10
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FTSE 100 IDX	買建	35	イギリス・ポンド	2,916,290	559,023,630	3,022,600	579,402,194	0.21
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SWISS MKT IX	買建	19	スイスフラン	2,258,907	383,088,037	2,389,820	405,289,573	0.15

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	通貨	買建／ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	28,549,000.00	4,437,227,829	4,393,691,100	1.60
	カナダ・ドル	買建	1,913,000.00	207,700,477	203,256,250	0.07
	ユーロ	買建	2,338,000.00	377,526,925	374,080,000	0.14
	イギリス・ポンド	買建	1,293,000.00	247,219,400	246,963,000	0.09
	スイスフラン	買建	1,100,000.00	189,219,627	186,494,000	0.07
	オーストラリア・ドル	買建	1,159,000.00	112,405,858	110,742,450	0.04
	香港・ドル	買建	6,006,000.00	120,013,093	119,000,481	0.04

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

楽天・エマージング株式インデックス・マザーファンド

以下の運用状況は2025年1月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	68,246,680	0.23
	メキシコ	368,594,183	1.22
	ブラジル	786,007,819	2.59
	チリ	89,535,905	0.30
	コロンビア	24,060,427	0.08
	ペルー	5,486,994	0.02
	オランダ	11,910,548	0.04
	ルクセンブルク	19,941,102	0.07
	ギリシャ	100,859,995	0.33
	イギリス	38,322,167	0.13
	トルコ	134,467,396	0.44
	チェコ	29,663,037	0.10
	ハンガリー	53,066,163	0.18
	ポーランド	175,449,452	0.58
	ケイマン	3,370,328,333	11.12
	バミューダ	75,209,344	0.25
	香港	155,255,630	0.51
	シンガポール	4,054,676	0.01
	マレーシア	289,353,484	0.95
	タイ	284,078,693	0.94
	フィリピン	98,277,736	0.32
	インドネシア	287,814,408	0.95
	韓国	1,931,829,785	6.38
	台湾	3,989,648,044	13.17
	中国	2,154,744,923	7.11
	インド	3,698,747,810	12.21
	カタール	167,401,753	0.55
	エジプト	13,372,777	0.04
	南アフリカ	554,625,223	1.83
	アラブ首長国連邦	287,157,674	0.95
クウェート	157,367,123	0.52	
サウジアラビア	849,072,332	2.80	
小計		20,273,951,616	66.91
投資信託受益証券	アメリカ	3,546,064,040	11.70

現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	6,479,335,612	21.38
合計(純資産総額)		30,299,351,268	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	6,500,096,914	21.45

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	建別	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引	買建	—	4,982,974,200	16.45

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	投資信託受 益証券	iShares Core MSCI Emerging Markets ETF	—	428,161	8,081.16	3,460,041,594	8,282.08	3,546,064,040	11.70
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	半導体・ 半導体製 造装置	415,000	4,749.38	1,970,993,967	5,359.69	2,224,274,255	7.34
ケイマン	株式	TENCENT HOLDINGS LIMITED	メディア ・娯楽	109,400	8,412.07	920,281,548	7,951.78	869,925,170	2.87
ケイマン	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	一般消費 財・サー ビス流 通・小売 り	274,400	1,912.25	524,723,486	1,750.10	480,229,086	1.58
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO	テクノロ ジー・ハ ードウェ アおよび 機器	80,463	6,418.59	516,459,023	5,713.68	459,739,834	1.52
インド	株式	HDFC BANK LTD	銀行	95,137	3,156.26	300,277,334	3,027.78	288,054,382	0.95
ケイマン	株式	MEITUAN	一般消費 財・サー ビス流 通・小売 り	83,400	3,334.58	278,104,284	2,937.32	244,972,822	0.81
インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES	エネルギ ー	102,598	2,523.17	258,872,421	2,242.95	230,123,159	0.76
韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・ 半導体製 造装置	9,199	18,986.32	174,655,230	23,514.40	216,308,966	0.71
ケイマン	株式	PDD HOLDINGS INC	一般消費 財・サー ビス流 通・小売 り	11,699	18,516.62	216,625,980	17,821.22	208,490,476	0.69
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK	銀行	1,620,000	116.72	189,100,702	125.46	203,246,172	0.67
インド	株式	ICICI BANK LIMITED	銀行	87,854	2,319.50	203,777,748	2,247.52	197,453,974	0.65
ケイマン	株式	XIAOMI CORPORATION	テクノロ ジー・ハ ードウェ アおよび 機器	258,200	496.26	128,134,792	759.10	196,001,169	0.65
インド	株式	INFOSYS LTD	ソフトウ ェア・サ ービス	55,964	3,392.92	189,881,575	3,329.31	186,321,533	0.61
台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・ 半導体製 造装置	26,000	5,920.84	153,941,869	6,918.02	179,868,598	0.59
台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	テクノロ ジー・ハ ードウェ アおよび 機器	210,000	935.55	196,465,998	849.99	178,499,160	0.59
サウジア ラビア	株式	AL RAJHI BANK	銀行	33,022	3,721.58	122,894,221	4,082.76	134,820,901	0.44
ケイマン	株式	JD.COM INC	一般消費 財・サー ビス流 通・小売	41,600	2,994.82	124,584,810	3,109.75	129,365,933	0.43

			り						
インド	株式	BHARTI AIRTEL LTD	電気通信サービス	43,163	2,975.37	128,426,233	2,936.94	126,767,249	0.42
中国	株式	INDUSTRIAL & COMMERCIAL BK OF CHINA	銀行	1,170,000	91.59	107,171,781	104.84	122,671,926	0.40
ケイマン	株式	TRIP COM GROUP LTD	消費者サービス	10,400	9,826.22	102,192,718	10,861.36	112,958,144	0.37
サウジアラビア	株式	SAUDI ARABIAN OIL COMPANY	エネルギー	97,853	1,145.38	112,078,979	1,146.47	112,185,725	0.37
インド	株式	TATA CONSULTANCY SERVICES	ソフトウェア・サービス	15,239	7,676.45	116,981,449	7,339.08	111,840,385	0.37
ケイマン	株式	NETEASE INC	メディア・娯楽	32,600	2,848.85	92,872,569	3,191.02	104,027,252	0.34
ケイマン	株式	NU HOLDINGS LTD	銀行	49,636	2,126.38	105,545,431	2,075.53	103,021,464	0.34
中国	株式	PING AN INSURANCE (GROUP) CO. OF CHINA	保険	113,000	957.53	108,201,204	864.15	97,649,176	0.32
中国	株式	BANK OF CHINA LTD	銀行	1,198,000	72.41	86,756,364	79.67	95,452,327	0.32
中国	株式	BYD COMPANY LIMITED	自動車・自動車部品	17,500	5,444.35	95,276,135	5,410.86	94,690,050	0.31
南アフリカ	株式	NASPERS	メディア・娯楽	2,854	34,703.75	99,044,515	32,431.93	92,560,744	0.31
インド	株式	MAHINDRA & MAHINDRA	資本財	15,713	5,580.93	87,693,277	5,318.89	83,575,805	0.28

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	3.18
		素材	3.84
		資本財	3.11
		商業・専門サービス	0.06
		運輸	1.23
		自動車・自動車部品	2.09
		耐久消費財・アパレル	0.98
		消費者サービス	1.03
		メディア・娯楽	4.55
		一般消費財・サービス流通・小売り	4.19
		生活必需品流通・小売り	0.72
		食品・飲料・タバコ	1.76
		家庭用品・パーソナル用品	0.40
		ヘルスケア機器・サービス	0.57
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.69
		銀行	12.00
		金融サービス	2.32
		保険	1.94
		ソフトウェア・サービス	1.81
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.37
電気通信サービス	1.89		
公益事業	1.70		
半導体・半導体製造装置	9.57		
不動産管理・開発	0.91		
投資信託受益証券	—	—	11.70
合計			78.62

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	インターコンチネンタル取引所	MSCI EMERG M	買建	763	アメリカ・ドル	42,152,150.5	6,509,556,601	42,090,895	6,500,096,914	21.45

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	通貨	買建／ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	32,378,000.00	5,089,898,206	4,982,974,200	16.45

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

《参考情報》

運用実績

2025年1月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移



基準価額	14,295円
純資産総額	310,524百万円

※「分配金再投資基準価額」は、税引前分配金を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
 ※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

決算期	第1期 2024年7月	設定来累計
分配金	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

業種別構成比	投資比率	通貨別構成比(上位5位)	投資比率	国・地域別構成比(上位5位)	投資比率
情報技術	23.0%	米ドル	63.5%	米国	63.5%
金融	15.7%	ユーロ	6.7%	日本	4.6%
一般消費財・サービス	10.5%	円	4.6%	英国	3.0%
資本財・サービス	9.7%	英ポンド	3.0%	カナダ	2.5%
ヘルスケア	9.3%	カナダドル	2.5%	フランス	2.3%
コミュニケーション・サービス	7.8%				
生活必需品	5.4%				
エネルギー	3.5%				
素材	3.2%				
公益事業	2.3%				
不動産	1.9%				

銘柄	通貨	国・地域	業種	投資比率
APPLE INC	米ドル	米国	情報技術	4.3%
NVIDIA CORP	米ドル	米国	情報技術	3.6%
MICROSOFT CORP	米ドル	米国	情報技術	3.5%
AMAZON COM INC	米ドル	米国	一般消費財・サービス	2.6%
META PLATFORMS INC	米ドル	米国	コミュニケーション・サービス	1.8%
ALPHABET INC	米ドル	米国	コミュニケーション・サービス	1.4%
TESLA INC	米ドル	米国	一般消費財・サービス	1.4%
ALPHABET INC	米ドル	米国	コミュニケーション・サービス	1.2%
iShares Core MSCI Emerging Markets ETF	米ドル	米国	その他	1.1%
BROADCOM INC	米ドル	米国	情報技術	1.1%

その他資産の状況	投資比率
株式先物	6.8%

※当ファンドの純資産総額に対し、楽天・先進国株式(除く日本)インデックス・マザーファンドを85.5%、楽天・エマーシング株式インデックス・マザーファンドを9.8%、楽天・日本株式インデックス・マザーファンドを4.7%組み入れています。

※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各資産の評価額の比率です。

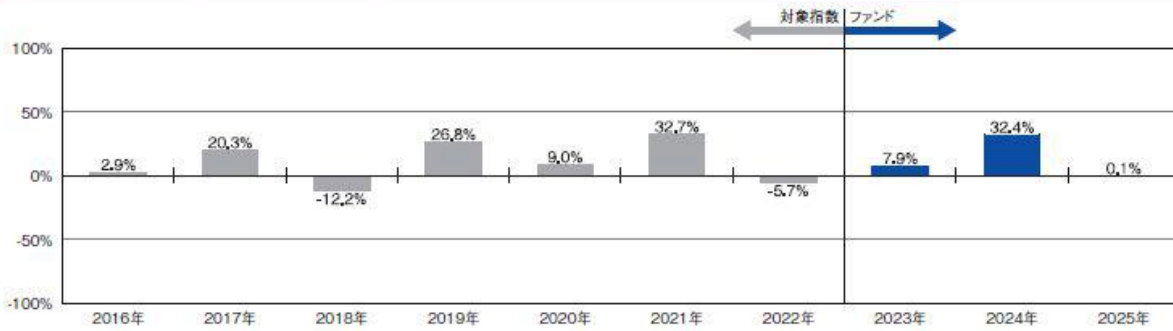
※業種は、GICS(世界産業分類基準)による分類です。

※株式先物は、S&P500株価指数先物、MSCIエマーシング・マーケット・インデックス先物、EURO STOXX 50株価指数先物等です。

※業種別構成比、通貨別構成比および国・地域別構成比には、ETF(上場投資信託証券)および先物は含まれません。

最新の運用状況については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

年間収益率の推移（暦年ベース）



※ファンドの「年間収益率」は、「税引前分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※2022年までは当ファンドの対象指数(MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス(円換算ベース))の年間騰落率です。

※2023年は設定日(2023年10月27日)から年末まで、2025年は1月末までの騰落率を表しています。

※対象指数の情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

最新の運用状況については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

※販売会社によっては、取扱コースの名称が異なる場合があります。

(3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

(6) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

※＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

(7) 申込単位

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(9) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所^{*}における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

(4) 解約制限

投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には制限を設ける場合があります。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口：電話番号 03-6432-7746

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<https://www.rakuten-toushin.co.jp/>

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

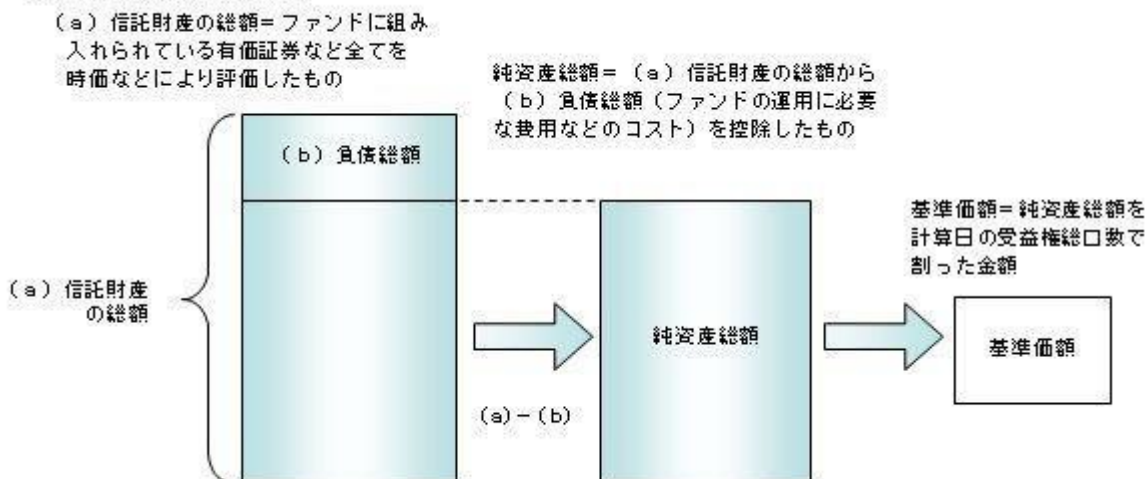
3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

◇外国株式

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口：電話番号 03-6432-7746

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<https://www.rakuten-toushin.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（2023年10月27日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年7月16日から翌年7月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回るようになったとき
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) 対象指数が改廃されたとき
- ニ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

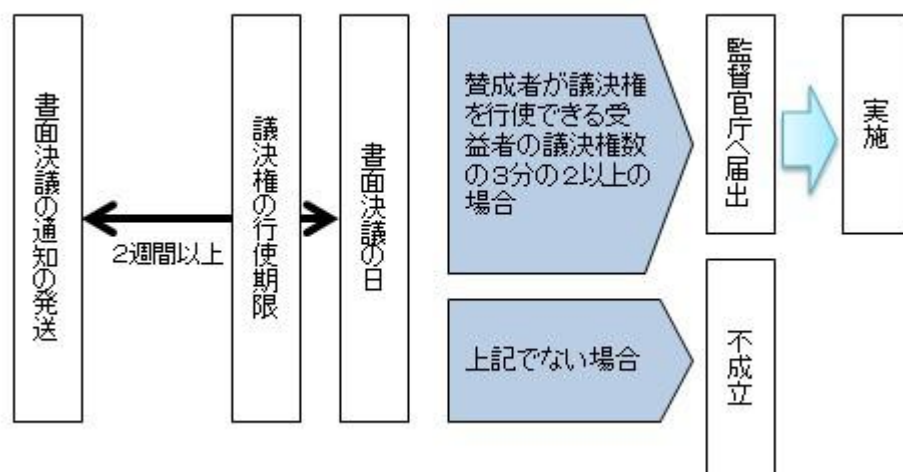
③ 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができると、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス <https://www.rakuten-toushin.co.jp/>

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。

・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス <https://www.rakuten-toushin.co.jp/>

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(2023年10月27日から2024年7月16日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年9月20日

楽天投信投資顧問株式会社
取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 市川 克也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている楽天・オールカントリー株式インデックス・ファンドの2023年10月27日から2024年7月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天・オールカントリー株式インデックス・ファンドの2024年7月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、楽天投信投資顧問株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手す

る。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

楽天投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【楽天・プラス・オールカンントリー株式インデックス・ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

第1期
2024年7月16日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	364,481,271
親投資信託受益証券	185,199,484,085
未収利息	99
流動資産合計	185,563,965,455
資産合計	185,563,965,455
負債の部	
流動負債	
未払解約金	344,066,378
未払受託者報酬	6,101,175
未払委託者報酬	12,202,315
その他未払費用	1,574,559
流動負債合計	363,944,427
負債合計	363,944,427
純資産の部	
元本等	
元本	133,711,606,720
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	51,488,414,308
(分配準備積立金)	23,657,076,101
元本等合計	185,200,021,028
純資産合計	185,200,021,028
負債純資産合計	185,563,965,455

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

第1期
自 2023年10月27日
至 2024年7月16日

営業収益	
受取利息	8,569
有価証券売買等損益	24,410,295,285
営業収益合計	24,410,303,854
営業費用	
支払利息	57,815
受託者報酬	10,352,247
委託者報酬	20,706,712
その他費用	1,575,990
営業費用合計	32,692,764
営業利益又は営業損失(△)	24,377,611,090
経常利益又は経常損失(△)	24,377,611,090
当期純利益又は当期純損失(△)	24,377,611,090
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	720,534,989
期首剰余金又は期首欠損金(△)	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	28,880,425,549
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	28,880,425,549
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,049,087,342
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,049,087,342
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	51,488,414,308

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 ファンドの計算期間は、期首が設定日および当期末が休日であることから、2023年10月27日から2024年7月16日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 2024年7月16日現在	
1. 計算期間末日における受益権の総数		133,711,606,720口
2. 計算期間末日における1口当たり純資産額	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.3851円 (13,851円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自2023年10月27日 至2024年7月16日		
分配金の計算過程		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,001,161,063円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	22,655,915,038円
収益調整金額	C	27,831,338,207円
分配準備積立金額	D	－円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	51,488,414,308円
当ファンドの期末残存口数	F	133,711,606,720口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,850.69円
10,000口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	第 1 期 自 2023 年 10 月 27 日 至 2024 年 7 月 16 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託として、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき金融商品を保有しております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、売買目的有価証券のほか、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。当該金融商品は価格変動リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類ごとに行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第 1 期 2024 年 7 月 16 日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 1 期 2024 年 7 月 16 日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	24,418,725,420
合計	24,418,725,420

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期 自 2023年10月27日 至 2024年7月16日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

項目	第1期 自 2023年10月27日 至 2024年7月16日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	141,192,256,568円
期中一部解約元本額	7,481,649,848円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	楽天・先進国株式(除く日本)インデックス・マザーファンド	114,661,636,566	156,650,727,876	
	楽天・エマージング株式インデックス・マザーファンド	15,056,626,906	18,926,180,020	
	楽天・日本株式インデックス・マザーファンド	7,506,495,194	9,622,576,189	
合計		137,224,758,666	185,199,484,085	

券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは親投資信託受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外です。

楽天・日本株式インデックス・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2024年7月16日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	220,885,430
株式	9,339,178,250
投資証券	40,644,800
派生商品評価勘定	8,460,795
未収配当金	9,414,821
未収利息	60
差入委託証拠金	12,438,638
流動資産合計	9,631,022,794
資産合計	9,631,022,794
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	67,830
前受金	8,397,750
流動負債合計	8,465,580
負債合計	8,465,580
純資産の部	
元本等	
元本	7,506,550,632
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	2,116,006,582
元本等合計	9,622,557,214
純資産合計	9,622,557,214
負債純資産合計	9,631,022,794

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年7月16日現在	
1. 計算期間末日における受益権の総数		7,506,550,632口
2. 計算期間末日における1口当たり純資産額	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1,2819円 (12,819円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	自 2023年10月27日 至 2024年7月16日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき金融商品を保有しております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、売買目的有価証券及びデリバティブのほか、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。当該金融商品は価格変動リスク、株価変動リスク、株価指数先物に関するリスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。 デリバティブ取引は、株価指数先物取引であり、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針です。これらの取引には市場価格の変動に係るリスクなどがあります。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類ごとに行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年7月16日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。 (3) 上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年7月16日現在	
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	
株式		941,822,612
投資証券		△1,363,282
合計		940,459,330

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

(2024年7月16日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	244,337,250	—	252,735,000	8,397,750
合計		244,337,250	—	252,735,000	8,397,750

(注)1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023年10月27日 至 2024年7月16日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

項目	自 2023年10月27日 至 2024年7月16日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年10月27日
期首元本額	14,048,263円
期中追加設定元本額	7,507,136,948円
期中一部解約元本額	14,634,579円
元本の内訳	
楽天・オールカントリー株式インデックス・ファンド	7,506,495,194円
楽天・オールカントリー株式インデックス・ファンド(適格機関投資家専用)	55,438円

附属明細表

第1 有価証券明細表
(1)株式

銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
I N P E X	14,100	2,463.50	34,735,350	
大成建設	2,500	6,231.00	15,577,500	
大林組	9,700	2,002.00	19,419,400	
鹿島建設	6,300	2,872.00	18,093,600	
大和ハウス工業	8,400	4,233.00	35,557,200	
積水ハウス	8,900	3,769.00	33,544,100	
ヤクルト本社	3,800	2,854.50	10,847,100	
明治ホールディングス	3,500	3,633.00	12,715,500	
アサヒグループホールディングス	7,200	5,646.00	40,651,200	
麒麟ホールディングス	11,600	2,108.00	24,452,800	
サントリー食品インターナショナル	2,100	5,505.00	11,560,500	
キッコーマン	10,100	1,923.00	19,422,300	
味の素	7,000	6,060.00	42,420,000	
日清食品ホールディングス	3,000	4,219.00	12,657,000	
日本たばこ産業	18,000	4,374.00	78,732,000	
東レ	20,700	757.00	15,669,900	
旭化成	18,800	1,044.00	19,627,200	
日産化学	1,900	5,000.00	9,500,000	
信越化学工業	27,000	6,707.00	181,089,000	
日本酸素ホールディングス	2,600	4,943.00	12,851,800	
三井化学	2,600	4,382.00	11,393,200	
三菱ケミカルグループ	20,300	910.40	18,481,120	
積水化学工業	5,700	2,263.50	12,901,950	
花王	7,000	6,720.00	47,040,000	
日本ペイントホールディングス	14,200	1,002.00	14,228,400	
富士フイルムホールディングス	16,700	3,829.00	63,944,300	
資生堂	6,000	4,522.00	27,132,000	
日東電工	2,148	13,550.00	29,105,400	
ユニ・チャーム	6,000	5,136.00	30,816,000	
協和キリン	4,000	3,100.00	12,400,000	

武田薬品工業	23,700	4,240.00	100,488,000
アステラス製薬	27,100	1,655.00	44,850,500
塩野義製薬	3,800	6,600.00	25,080,000
中外製薬	10,000	6,064.00	60,640,000
エーザイ	3,800	6,550.00	24,890,000
小野薬品工業	5,600	2,218.00	12,420,800
第一三共	27,700	6,013.00	166,560,100
大塚ホールディングス	6,300	7,115.00	44,824,500
出光興産	13,500	1,038.00	14,013,000
E N E O Sホールディングス	43,100	826.30	35,613,530
ブリヂストン	8,500	6,151.00	52,283,500
A G C	2,900	5,263.00	15,262,700
T O T O	2,100	4,023.00	8,448,300
日本製鉄	12,800	3,420.00	43,776,000
J F Eホールディングス	8,600	2,340.00	20,124,000
住友金属鉱山	3,700	5,108.00	18,899,600
住友電気工業	10,700	2,478.50	26,519,950
S U M C O	5,200	2,644.00	13,748,800
ディスコ	1,378	63,460.00	87,447,880
S M C	856	81,660.00	69,900,960
小松製作所	13,800	4,887.00	67,440,600
日立建機	1,600	4,539.00	7,262,400
クボタ	15,000	2,254.00	33,810,000
ダイキン工業	3,946	22,725.00	89,672,850
ダイフク	4,500	2,985.50	13,434,750
ホンザキ	1,600	4,909.00	7,854,400
マキタ	3,400	4,788.00	16,279,200
三菱重工業	47,900	1,936.50	92,758,350
イビデン	1,700	6,811.00	11,578,700
ブラザー工業	3,500	3,147.00	11,014,500
ミネベアミツミ	5,400	3,623.00	19,564,200
日立製作所	69,400	3,786.00	262,748,400
三菱電機	28,900	2,851.00	82,393,900
富士電機	1,900	9,211.00	17,500,900
安川電機	3,600	5,668.00	20,404,800
ニデック	6,200	6,912.00	42,854,400

オムロン	2,600	5,813.00	15,113,800	
日本電気	3,674	13,615.00	50,021,510	
富士通	26,300	2,658.00	69,905,400	
ルネサスエレクトロニクス	22,400	3,253.00	72,867,200	
セイコーエプソン	4,300	2,699.50	11,607,850	
パナソニック ホールディングス	34,900	1,306.00	45,579,400	
ソニーグループ	18,680	15,100.00	282,068,000	
TDK	5,815	11,195.00	65,098,925	
横河電機	3,400	4,056.00	13,790,400	
アドバンテスト	11,500	6,528.00	75,072,000	
キーエンス	2,910	74,330.00	216,300,300	
シスメックス	7,500	2,537.00	19,027,500	
レーザーテック	1,198	33,400.00	40,013,200	
ファナック	14,300	4,562.00	65,236,600	
ローム	4,900	2,385.00	11,686,500	
浜松ホトニクス	2,100	4,429.00	9,300,900	
京セラ	19,200	1,967.50	37,776,000	
村田製作所	25,800	3,775.00	97,395,000	
小糸製作所	3,000	2,264.50	6,793,500	
S C R E E Nホールディングス	1,216	15,830.00	19,249,280	
キヤノン	15,000	4,480.00	67,200,000	
リコー	8,200	1,431.50	11,738,300	
東京エレクトロン	7,056	36,080.00	254,580,480	
豊田自動織機	2,194	13,600.00	29,838,400	
デンソー	28,300	2,561.00	72,476,300	
日産自動車	35,100	553.60	19,431,360	
いすゞ自動車	8,700	2,234.50	19,440,150	
トヨタ自動車	158,700	3,269.00	518,790,300	
アイシン	2,200	5,352.00	11,774,400	
マツダ	8,500	1,523.00	12,945,500	
本田技研工業	67,100	1,705.00	114,405,500	
スズキ	23,500	1,893.00	44,485,500	
S U B A R U	9,000	3,382.00	30,438,000	
ヤマハ発動機	13,400	1,557.00	20,863,800	
シマノ	1,143	24,915.00	28,477,845	
テルモ	20,100	2,759.00	55,455,900	

島津製作所	3,500	4,256.00	14,896,000
オリンパス	17,300	2,622.50	45,369,250
HOYA	5,251	20,350.00	106,857,850
バンダイナムコホールディングス	9,000	3,208.00	28,872,000
TOPPANホールディングス	3,400	4,532.00	15,408,800
大日本印刷	3,100	5,358.00	16,609,800
アシックス	9,700	2,625.00	25,462,500
任天堂	15,500	8,825.00	136,787,500
東京電力ホールディングス	22,800	823.80	18,782,640
中部電力	9,600	1,878.50	18,033,600
関西電力	10,500	2,690.00	28,245,000
東京瓦斯	5,400	3,413.00	18,430,200
大阪瓦斯	5,500	3,445.00	18,947,500
東急	7,500	1,765.00	13,237,500
京成電鉄	1,900	5,135.00	9,756,500
東日本旅客鉄道	13,600	2,686.50	36,536,400
西日本旅客鉄道	6,600	2,904.50	19,169,700
東海旅客鉄道	11,600	3,513.00	40,750,800
近鉄グループホールディングス	2,700	3,457.00	9,333,900
阪急阪神ホールディングス	3,400	4,224.00	14,361,600
ヤマトホールディングス	3,800	1,822.00	6,923,600
SGホールディングス	4,800	1,471.00	7,060,800
NIPPON EXPRESSホールディングス	1,100	7,215.00	7,936,500
日本郵船	6,900	4,668.00	32,209,200
商船三井	5,100	4,822.00	24,592,200
川崎汽船	5,900	2,412.00	14,230,800
日本航空	2,200	2,561.50	5,635,300
ANAホールディングス	2,400	3,015.00	7,236,000
TIS	3,200	3,188.00	10,201,600
ネクソン	5,000	3,322.00	16,610,000
野村総合研究所	5,600	4,684.00	26,230,400
オービック	969	21,495.00	20,828,655
LINEヤフー	40,000	403.50	16,140,000
トレンドマイクロ	2,000	7,072.00	14,144,000
日本オラクル	576	11,855.00	6,828,480

大塚商会	3,400	3,322.00	11,294,800
日本電信電話	447,000	157.20	70,268,400
KDDI	22,400	4,505.00	100,912,000
ソフトバンク	42,700	2,039.50	87,086,650
光通信	270	29,890.00	8,070,300
東宝	1,700	4,536.00	7,711,200
NTTデータグループ	9,400	2,345.00	22,043,000
カプコン	5,200	3,305.00	17,186,000
S C S K	2,300	3,184.00	7,323,200
コナミグループ	1,503	11,950.00	17,960,850
ソフトバンクグループ	15,400	11,425.00	175,945,000
神戸物産	2,200	3,790.00	8,338,000
伊藤忠商事	17,800	8,053.00	143,343,400
丸紅	21,300	3,074.00	65,476,200
豊田通商	9,500	3,188.00	30,286,000
三井物産	38,500	3,775.00	145,337,500
住友商事	15,600	4,063.00	63,382,800
三菱商事	50,000	3,370.00	168,500,000
日本マクドナルドホールディングス	1,300	6,170.00	8,021,000
MonotaRO	3,700	2,112.00	7,814,400
マツキヨココカラ&カンパニー	5,100	2,393.00	12,204,300
ZOZO	2,000	4,296.00	8,592,000
セブン&アイ・ホールディングス	33,500	1,785.50	59,814,250
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	5,700	3,902.00	22,241,400
ゼンショーホールディングス	1,400	6,177.00	8,647,800
イオン	9,800	3,297.00	32,310,600
ニトリホールディングス	1,199	17,120.00	20,526,880
ファーストリテイリング	2,619	42,470.00	111,228,930
しずおかフィナンシャルグループ	6,600	1,527.00	10,078,200
ゆうちょ銀行	21,600	1,552.50	33,534,000
コンコルディア・フィナンシャルグループ	15,700	929.70	14,596,290
三菱UFJフィナンシャル・グループ	166,100	1,777.00	295,159,700
りそなホールディングス	31,500	1,066.50	33,594,750
三井住友トラスト・ホールディングス	9,800	3,844.00	37,671,200
三井住友フィナンシャルグループ	18,700	11,010.00	205,887,000

千葉銀行	7,900	1,383.50	10,929,650	
みずほフィナンシャルグループ	36,100	3,433.00	123,931,300	
SBIホールディングス	4,100	4,113.00	16,863,300	
大和証券グループ本社	20,000	1,311.00	26,220,000	
野村ホールディングス	45,000	988.60	44,487,000	
かんぽ生命保険	2,900	3,231.00	9,369,900	
SOMPOホールディングス	13,300	3,440.00	45,752,000	
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	19,200	3,745.00	71,904,000	
第一生命ホールディングス	13,500	4,642.00	62,667,000	
東京海上ホールディングス	28,100	6,255.00	175,765,500	
T&Dホールディングス	7,300	2,938.00	21,447,400	
オリックス	17,300	3,703.00	64,061,900	
三菱HCキャピタル	12,100	1,079.50	13,061,950	
日本取引所グループ	7,400	3,899.00	28,852,600	
大東建託	877	17,165.00	15,053,705	
ヒューリック	5,800	1,474.50	8,552,100	
野村不動産ホールディングス	1,600	4,209.00	6,734,400	
三井不動産	40,000	1,531.00	61,240,000	
三菱地所	16,800	2,613.00	43,898,400	
住友不動産	4,300	5,013.00	21,555,900	
エムスリー	6,600	1,564.00	10,322,400	
電通グループ	3,000	4,053.00	12,159,000	
オリエンタルランド	16,300	4,546.00	74,099,800	
楽天グループ	22,400	908.10	20,341,440	
リクルートホールディングス	22,200	9,342.00	207,392,400	
日本郵政	31,200	1,684.50	52,556,400	
セコム	3,140	9,471.00	29,738,940	
合 計	3,037,718		9,339,178,250	

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資証券	日本プロロジスリート投資法人	33	8,391,900	
	野村不動産マスターファンド投資法人	61	9,143,900	
	日本ビルファンド投資法人	23	13,248,000	
	ジャパンリアルエステイト投資法人	19	9,861,000	
合計		136	40,644,800	

券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

貸借対照表

(単位：円)

2024年7月16日現在

資産の部	
流動資産	
預金	325,639,516
コール・ローン	17,376,062,626
株式	140,517,837,266
派生商品評価勘定	431,313,953
未収入金	16,907,756
未収配当金	99,341,380
未収利息	4,760
差入委託証拠金	4,119,593,103
流動資産合計	162,886,700,360
資産合計	162,886,700,360
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	189,159,292
前受金	426,939,530
未払金	22,610,603
流動負債合計	638,709,425
負債合計	638,709,425
純資産の部	
元本等	
元本	118,757,226,880
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	43,490,764,055
元本等合計	162,247,990,935
純資産合計	162,247,990,935
負債純資産合計	162,886,700,360

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引所、外国金融商品市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客直物電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
4. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益の計上基準</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益の計上基準</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益の計上基準</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年7月16日現在	
1. 計算期間末日における受益権の総数		118,757,226,880口
2. 計算期間末日における1口当たり純資産額	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.3662円 (13,662円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	自 2023年10月27日 至 2024年7月16日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき金融商品を保有しております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、売買目的有価証券及びデリバティブのほか、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。当該金融商品は価格変動リスク、株価変動リスク、株価指数先物に関するリスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。 デリバティブ取引は、株価指数先物取引及び為替予約取引であり、信託約款及びデリバティブ取引に関する社内規定の範囲内で行います。これらの取引には市場価格の変動に係るリスク、為替変動リスクなどがあります。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類ごとに行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年7月16日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。 (3) 上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年7月16日現在	
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	
株式		11,726,291,337
合計		11,726,291,337

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

(2024年7月16日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	21,720,483,539	—	22,147,423,069	426,939,530
	合計	21,720,483,539	—	22,147,423,069	426,939,530

(注)1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

通貨関連

(2024年7月16日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の 取引	為替予約取引				
	買建	17,692,815,655	—	17,508,030,786	△184,784,869
	アメリカ・ドル	13,795,057,001	—	13,633,612,823	△161,444,178
	カナダ・ドル	539,791,422	—	533,158,849	△6,632,573
	ユーロ	1,863,282,458	—	1,852,781,588	△10,500,870
	イギリス・ポンド	676,763,081	—	677,109,488	346,407
	スイスフラン	476,192,276	—	472,070,240	△4,122,036
	オーストラリア・ドル	341,729,417	—	339,297,798	△2,431,619
合計		17,692,815,655	—	17,508,030,786	△184,784,869

(注)時価の算定方法

国内における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって、以下のように評価しております。

1. 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。
2. 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023年10月27日 至 2024年7月16日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

項目	自 2023年10月27日 至 2024年7月16日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年10月27日
期首元本額	209,274,122円
期中追加設定元本額	118,774,322,943円
期中一部解約元本額	226,370,185円
元本の内訳	
楽天・オールカントリー株式インデックス・ファンド	114,661,636,566円
楽天・先進国株式(除く日本)インデックス・ファンド	3,992,130,767円
楽天・オールカントリー株式インデックス・ファンド(適格機関投資家専用)	837,440円
楽天・MSCIコクサイ・インデックス・ファンド(適格機関投資家専用)	102,622,107円

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	APA CORPORATION	5,095	31.46	160,288.70	
	BAKER HUGHES COMPANY	13,766	35.71	491,583.86	
	CHENIERE ENERGY INC	3,173	177.66	563,715.18	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	1,529	83.77	128,084.33	
	CHEVRON CORPORATION	24,138	158.04	3,814,769.52	
	CHORD ENERGY CORPORATION	854	176.03	150,329.62	
	CONOCOPHILLIPS	16,181	114.57	1,853,857.17	
	COTERRA ENERGY INC	10,333	27.25	281,574.25	
	DEVON ENERGY CORP	8,734	48.05	419,668.70	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	2,330	210.93	491,466.90	
	EOG RESOURCES INC	7,977	132.65	1,058,149.05	
	EQT CORPORATION	5,759	36.83	212,103.97	
	EXXON MOBIL CORPORATION	61,701	115.21	7,108,572.21	
	HALLIBURTON CO	12,243	35.23	431,320.89	
	HESS CORPORATION	3,802	150.61	572,619.22	
	HF SINCLAIR CORPORATION	2,246	48.61	109,178.06	
	KINDER MORGAN INC	27,473	20.17	554,130.41	
	MARATHON OIL CORPORATION	7,939	28.74	228,166.86	
	MARATHON PETROLEUM CORP	4,956	166.71	826,214.76	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	9,144	62.00	566,928.00	
	ONEOK INC	8,021	84.68	679,218.28	
	OVINTIV INC	3,699	48.89	180,844.11	
	PHILLIPS 66	5,884	140.07	824,171.88	
	SCHLUMBERGER LIMITED	19,573	47.96	938,721.08	
	TARGA RESOURCES CORPORATION	2,908	134.34	390,660.72	
	VALERO ENERGY CORP	4,531	148.75	673,986.25	
	WILLIAMS COMPANIES INC	16,759	42.56	713,263.04	
AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	3,058	259.84	794,590.72		
ALBEMARLE CORP	1,616	95.49	154,311.84		
AMCOR PLC	19,880	9.84	195,619.20		

AVERY DENNISON CORP	1,107	218.85	242,266.95
BALL CORP	4,330	61.11	264,606.30
CELANESE CORP	1,534	142.84	219,116.56
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	2,582	70.75	182,676.50
CLEVELAND CLIFFS INC	6,854	16.21	111,103.34
CRH	9,450	79.58	752,031.00
CROWN HOLDINGS INC	1,661	76.07	126,352.27
DOW INC	9,673	53.27	515,280.71
DUPONT DE NEMOURS INC	5,750	80.20	461,150.00
EASTMAN CHEMICAL CO	1,618	97.64	157,981.52
ECOLAB INC	3,539	241.85	855,907.15
FREEMONT-MCMORAN INC	19,729	50.42	994,736.18
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCES	3,512	96.20	337,854.40
INTERNATIONAL PAPER CO	4,526	44.14	199,777.64
LINDE PLC	6,629	438.18	2,904,695.22
LYONDELLBASELL INDUSTRIES N V	3,581	95.65	342,522.65
MARTIN MARIETTA MATERIALS INC	849	556.57	472,527.93
MOSAIC CO	4,425	28.85	127,661.25
NEWMONT CORPORATION	15,856	47.35	750,781.60
NUCOR CORP	3,311	164.87	545,884.57
OWENS CORNING	1,197	174.22	208,541.34
PACKAGING CORP OF AMERICA	1,233	185.76	229,042.08
PPG INDUSTRIES INC	3,237	130.88	423,658.56
RELIANCE INC	790	300.44	237,347.60
RPM INTERNATIONAL INC	1,771	111.04	196,651.84
SHERWIN-WILLIAMS CO	3,320	318.47	1,057,320.40
SMURFIT WESTROCK PLC	7,115	48.84	347,496.60
STEEL DYNAMICS INC	2,067	131.91	272,657.97
VULCAN MATERIALS CO	1,819	253.90	461,844.10
WESTLAKE CORPORATION	529	146.36	77,424.44
3M COMPANY	7,602	102.72	780,877.44
AECOM	1,871	87.26	163,263.46
ALLEGION PLC	1,204	122.72	147,754.88
AMETEK INC	3,180	172.11	547,309.80
APTIV PLC	3,750	72.26	270,975.00
AXON ENTERPRISE INC	986	308.64	304,319.04

BOEING CO	7,972	179.11	1,427,864.92
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	1,677	153.17	256,866.09
CARLISLE COS INC	658	430.91	283,538.78
CARRIER GLOBAL CORPORATION	11,142	67.36	750,525.12
CATERPILLAR INC	6,869	345.77	2,375,094.13
CNH INDUSTRIAL NV	11,990	10.24	122,777.60
CUMMINS INC	1,881	288.93	543,477.33
DEERE & CO	3,637	371.67	1,351,763.79
DOVER CORP	1,890	184.99	349,631.10
DR HORTON INC	4,108	152.16	625,073.28
EATON CORPORATION PLC	5,500	327.03	1,798,665.00
EMCOR GROUP INC	647	380.39	246,112.33
EMERSON ELECTRIC CO	7,863	116.97	919,735.11
FORTIVE CORP	4,833	76.23	368,419.59
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	1,735	70.00	121,450.00
GE VERNOVA INC	3,770	177.44	668,948.80
General Dynamics Corp	3,203	285.42	914,200.26
GENERAL ELECTRIC CO	15,037	159.56	2,399,303.72
GRACO INC	2,318	81.75	189,496.50
HEICO CORP	1,035	178.94	185,202.90
HEICO CORP	603	225.17	135,777.51
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	8,970	215.72	1,935,008.40
HOWMET AEROSPACE INC	5,336	78.90	421,010.40
HUBBELL INC	738	374.60	276,454.80
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIES	545	255.52	139,258.40
IDEX CORP	1,040	206.69	214,957.60
ILLINOIS TOOL WORKS INC	4,110	246.73	1,014,060.30
INGERSOLL-RAND INC	5,549	98.66	547,464.34
JACOBS SOLUTIONS INC	1,728	144.70	250,041.60
JARDINE MATHESON HLDGS	2,300	35.95	82,685.00
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	9,373	70.01	656,203.73
L3 HARRIS TECHNOLOGIES INC	2,615	234.54	613,322.10
LEIDOS HOLDINGS INC	1,766	148.96	263,063.36
LENNAR CORP	3,370	159.18	536,436.60
LENNOX INTERNATIONAL INC	441	564.44	248,918.04
LOCKHEED MARTIN CORP	2,977	463.88	1,380,970.76

MASCO CORP	3,023	70.58	213,363.34
NORDSON CORP	747	236.63	176,762.61
NORTHROP GRUMMAN CORP	1,936	431.92	836,197.12
NVR INC	44	8,068.96	355,034.24
OTIS WORLDWIDE CORP	5,577	99.44	554,576.88
PACCAR INC	7,207	104.55	753,491.85
PARKER-HANNIFIN CORP	1,766	544.74	962,010.84
PENTAIR PLC	2,274	80.05	182,033.70
PULTE GROUP INC	2,917	116.24	339,072.08
QUANTA SERVICES	2,013	257.24	517,824.12
ROCKWELL AUTOMATION INC	1,576	285.20	449,475.20
RTX CORPORATION	18,288	101.62	1,858,426.56
SMITH A O CORP	1,668	87.80	146,450.40
SNAP-ON INC	725	270.84	196,359.00
STANLEY BLACK & DECKER INC	2,115	86.92	183,835.80
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	652	394.87	257,455.24
TEXTRON INC	2,646	91.09	241,024.14
TORO CO	1,436	94.91	136,290.76
TRANE TECHNOLOGIES PLC	3,123	341.00	1,064,943.00
TRANSDIGM GROUP INC	765	1,241.94	950,084.10
WATSCO INC	467	501.50	234,200.50
WESTINGHOUSE AIR BRAKE TECH CORP	2,435	164.16	399,729.60
XYLEM INC	3,325	137.30	456,522.50
ACCENTURE PLC	8,648	317.87	2,748,939.76
AERCAP HOLDINGS N.V.	2,802	96.65	270,813.30
AUTOMATIC DATA PROCESSING INC	5,650	242.64	1,370,916.00
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTION INC	1,620	208.14	337,186.80
CDW CORP	1,846	232.77	429,693.42
CINTAS CORP	1,256	714.85	897,851.60
COPART INC	11,907	54.72	651,551.04
FASTENAL	7,875	67.83	534,161.25
FERGUSON PLC	2,790	205.74	574,014.60
GARTNER INC	1,071	455.02	487,326.42
GRAINGER W W INC	609	942.78	574,153.02
PAYCHEX INC	4,456	121.63	541,983.28
POOL CORPORATION	528	327.04	172,677.12

REPUBLIC SERVICES INC	3,033	201.19	610,209.27
UNITED RENTALS INC	924	707.41	653,646.84
VERALTO CORPORATION	3,391	98.01	332,351.91
VERISK ANALYTICS INC	1,963	277.50	544,732.50
WASTE CONNECTIONS INC (CA)	3,544	179.99	637,884.56
WASTE MANAGEMENT INC	5,524	216.00	1,193,184.00
CH ROBINSON WORLDWIDE INC	1,592	87.03	138,551.76
CSX CORP	26,946	34.60	932,331.60
DELTA AIR LINES INC	2,219	43.00	95,417.00
EXPEDITORS INTERN OF WASHINGTON INC	1,979	119.03	235,560.37
FEDEX CORP	3,218	305.02	981,554.36
HUNT(J.B.)TRANSPORT SERVICES INC	1,137	169.62	192,857.94
KNIGHT SWIFT TRANSN HLDGS INC	2,215	50.24	111,281.60
NORFOLK SOUTHERN CORP	3,107	227.76	707,650.32
OLD DOMINION FREIGHT LINE INC	2,694	195.25	526,003.50
SOUTHWEST AIRLINES CO	2,057	27.71	56,999.47
UNION PACIFIC CORP	8,387	235.99	1,979,248.13
UNITED PARCEL SERVICE INC	10,011	144.15	1,443,085.65
FORD MOTOR CO	53,680	14.23	763,866.40
GENERAL MOTORS CO	15,878	49.30	782,785.40
GENUINE PARTS CO	1,918	141.23	270,879.14
LKQ CORPORATION	3,669	43.81	160,738.89
RIVIAN AUTOMOTIVE INC	10,002	17.50	175,035.00
TESLA INC	39,424	252.64	9,960,079.36
DECKERS OUTDOOR CORP	353	899.58	317,551.74
ESTEE LAUDER COMPANIES INC	3,204	101.04	323,732.16
GARMIN LTD	2,110	170.12	358,953.20
LULULEMON ATHLETICA INC	1,580	283.72	448,277.60
NIKE INC	16,663	71.31	1,188,238.53
AIRBNB INC	6,079	147.22	894,950.38
BOOKING HOLDINGS INC	470	4,088.00	1,921,360.00
CAESARS ENTERTAINMENT INC NEW	2,975	39.22	116,679.50
CARNIVAL CORP	13,893	18.32	254,519.76
CHIPOTLE MEXICAN GRILL	19,000	56.61	1,075,590.00
DARDEN RESTAURANTS INC	1,642	143.27	235,249.34
DOMINOS PIZZA INC	479	483.03	231,371.37

DOORDASH INC	3,887	105.65	410,661.55
DRAFTKINGS INC	5,888	39.48	232,458.24
EXPEDIA GROUP INC	1,799	132.52	238,403.48
GRAB HLDGS LTD	30,500	3.55	108,275.00
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS INC	3,457	222.99	770,876.43
HYATT HOTELS CORP	621	157.17	97,602.57
LAS VEGAS SANDS CORP	5,124	42.25	216,489.00
MARRIOTT INTERNATIONAL INC	3,384	246.67	834,731.28
MCDONALD'S CORPORATION	9,917	251.53	2,494,423.01
MGM RESORTS INTERNATIONAL	3,270	46.15	150,910.50
ROLLINS INC	3,993	48.32	192,941.76
ROYAL CARIBBEAN GROUP	3,354	167.72	562,532.88
STARBUCKS CORP	15,573	72.75	1,132,935.75
U HAUL HOLDING COMPANY	1,335	62.33	83,210.55
UBER TECHNOLOGIES INC	25,767	72.29	1,862,696.43
WYNN RESORTS LTD	1,387	84.60	117,340.20
YUM BRANDS INC	3,870	127.89	494,934.30
ALPHABET INC	81,054	186.53	15,119,002.62
ALPHABET INC	70,200	188.19	13,210,938.00
CHARTER COMMUNICATIONS INC	1,291	324.59	419,045.69
COMCAST CORP	54,515	38.94	2,122,814.10
ELECTRONIC ARTS INC	3,493	145.00	506,485.00
FOX CORP	3,291	35.99	118,443.09
FOX CORP	1,944	33.55	65,221.20
INTERPUBLIC GROUP COS INC	5,209	29.50	153,665.50
LIBERTY MEDIA CORPORATION	2,721	78.04	212,346.84
LIVE NATION ENTERTAINMENT INC	2,209	98.38	217,321.42
MATCH GROUP INC	3,686	32.02	118,025.72
META PLATFORMS INC	30,137	496.16	14,952,773.92
NETFLIX INC	5,955	656.45	3,909,159.75
NEWS CORP NEW	5,172	27.70	143,264.40
OMNICOM GROUP INC	2,694	93.75	252,562.50
PARAMOUNT GLOBAL	7,317	11.58	84,730.86
PINTEREST INC	8,187	41.36	338,614.32
ROBLOX CORPORATION	6,505	41.11	267,420.55
ROKU INC	1,735	62.44	108,333.40

SNAP INC	14,406	16.21	233,521.26
TAKE TWO INTERACTIVE SOFTWARE INC	2,231	153.31	342,034.61
UNITY SOFTWARE INC	3,716	16.93	62,911.88
WALT DISNEY COMPANY (THE)	25,229	96.87	2,443,933.23
WARNER BROS DISCOVERY INC	31,878	7.42	236,534.76
AMAZON COM INC	128,774	192.72	24,817,325.28
AUTOZONE INC	238	2,941.46	700,067.48
BATH & BODY WORKS INC	2,939	36.80	108,155.20
BEST BUY CO INC	2,666	85.50	227,943.00
BURLINGTON STORES INC	887	244.80	217,137.60
CARMAX INC	2,165	82.00	177,530.00
DICKS SPORTING GOODS INC	810	215.52	174,571.20
DOLLAR GENERAL CORP	3,021	126.96	383,546.16
DOLLAR TREE INC	2,848	103.83	295,707.84
EBAY INC	7,125	53.72	382,755.00
ETSY INC	1,632	61.57	100,482.24
HOME DEPOT INC	13,631	358.46	4,886,168.26
LOWE'S COMPANIES INC	7,870	232.17	1,827,177.90
MERCADOLIBRE INC	628	1,743.99	1,095,225.72
OREILLY AUTOMOTIVE INC NEW	812	1,042.41	846,436.92
ROSS STORES INC	4,612	148.08	682,944.96
SEA LIMITED	5,300	71.87	380,911.00
TARGET CORP	6,350	151.30	960,755.00
TJX COS INC	15,583	113.81	1,773,501.23
TRACTOR SUPPLY CO	1,484	270.84	401,926.56
ULTA BEAUTY INC	664	395.16	262,386.24
WALMART INC	60,958	69.61	4,243,286.38
WILLIAMS-SONOMA INC	1,680	154.87	260,181.60
ALBERTSONS COMPANIES INC	4,754	19.57	93,035.78
COSTCO WHOLESALE CORP	6,100	848.73	5,177,253.00
KROGER CO	9,430	52.12	491,491.60
SYSCO CORP	6,847	71.80	491,614.60
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	10,086	11.70	118,006.20
ALTRIA GROUP INC	23,625	47.72	1,127,385.00
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	6,901	63.40	437,523.40
BROWN-FORMAN CORP	2,504	43.92	109,975.68

BUNGE GLOBAL SA	1,973	110.33	217,681.09
CAMPBELL SOUP CO	2,665	45.60	121,524.00
CELSIUS HOLDINGS INC	2,084	52.63	109,680.92
COCA-COLA CO	56,332	63.41	3,572,012.12
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS	2,826	72.99	206,269.74
CONAGRA BRANDS INC	6,575	28.60	188,045.00
CONSTELLATION BRANDS INC	2,263	249.53	564,686.39
CORTEVA INC	9,613	52.90	508,527.70
GENERAL MILLS INC	7,765	62.86	488,107.90
HERSHEY COMPANY	2,054	188.92	388,041.68
HORMEL FOODS CORP	4,143	30.55	126,568.65
KELLANOVA	3,761	56.32	211,819.52
KEURIG DR PEPPER INC	14,883	32.67	486,227.61
KRAFT HEINZ CO	12,514	32.29	404,077.06
LAMB WESTON HLDGS INC	1,986	76.90	152,723.40
MCCORMICK & COMPANY INC	3,463	72.75	251,933.25
MOLSON COORS BEVERAGE COMPANY	2,561	51.34	131,481.74
MONDELEZ INTL INC	18,520	64.35	1,191,762.00
MONSTER BEVERAGE CORP	10,151	49.86	506,128.86
PEPSICO INC	18,904	163.86	3,097,609.44
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC	21,353	105.07	2,243,559.71
SMUCKER(J. M.)CO	1,460	116.38	169,914.80
TYSON FOODS INC	3,938	57.47	226,316.86
CHURCH & DWIGHT	3,355	101.18	339,458.90
CLOROX CO	1,707	134.15	228,994.05
COLGATE-PALMOLIVE CO	10,756	97.25	1,046,021.00
KENVUE INC	26,334	18.11	476,908.74
KIMBERLY CLARK CORP	4,634	141.01	653,440.34
PROCTER & GAMBLE CO	32,364	164.58	5,326,467.12
ABBOTT LABORATORIES	23,866	102.96	2,457,243.36
AGILENT TECHNOLOGIES INC	4,031	131.01	528,101.31
ALIGN TECHNOLOGY INC	984	240.27	236,425.68
AVANTOR INC	9,342	20.82	194,500.44
BAXTER INTERNATIONAL INC	6,987	33.97	237,348.39
BECTON DICKINSON & CO	3,974	226.08	898,441.92
BIO RAD LABORATORIES INC	274	302.11	82,778.14

BOSTON SCIENTIFIC CORP	20,217	78.02	1,577,330.34
CARDINAL HEALTH INC	3,345	93.74	313,560.30
CENCORA INC	2,469	222.20	548,611.80
CENTENE CORPORATION	7,357	66.00	485,562.00
COOPER COS INC	2,734	88.67	242,423.78
CVS HEALTH CORPORATION	17,309	58.67	1,015,519.03
DANAHER CORP	9,676	246.23	2,382,521.48
DAVITA INC	738	135.95	100,331.10
DEXCOM INC	5,302	113.01	599,179.02
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	8,270	89.50	740,165.00
ELEVANCE HEALTH INC	3,200	530.66	1,698,112.00
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	5,950	80.19	477,130.50
HCA HEALTHCARE INC	2,728	316.98	864,721.44
HENRY SCHEIN INC	1,767	65.84	116,339.28
HOLOGIC INC	3,229	77.34	249,730.86
HUMANA INC	1,658	384.21	637,020.18
IDEXX LABORATORIES INC	1,143	482.70	551,726.10
INSULET CORPORATION	963	198.87	191,511.81
INTUITIVE SURGICAL INC	4,875	437.25	2,131,593.75
LABCORP HOLDINGS INC	1,157	207.49	240,065.93
MCKESSON CORPORATION	1,807	578.26	1,044,915.82
MEDTRONIC PLC	18,263	77.08	1,407,712.04
MOLINA HEALTHCARE INC	806	283.98	228,887.88
QUEST DIAGNOSTICS INC	1,523	144.59	220,210.57
RESMED INC	2,023	205.31	415,342.13
REVVITY INC	1,699	108.11	183,678.89
SOLVENTUM CORP	2,019	48.22	97,356.18
STERIS PLC	1,359	220.50	299,659.50
STRYKER CORP	4,707	328.56	1,546,531.92
TELEFLEX INC	647	219.84	142,236.48
THE CIGNA GROUP	3,902	331.42	1,293,200.84
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	5,250	544.68	2,859,570.00
UNITEDHEALTH GROUP INC	12,682	515.37	6,535,922.34
UNIVERSAL HEALTH SERVICES INC.	825	178.68	147,411.00
VEEVA SYSTEMS INC	2,108	185.74	391,539.92
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES INC	1,007	320.11	322,350.77

ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	2,821	106.53	300,521.13
ABBVIE INC	24,354	168.03	4,092,202.62
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	1,739	256.18	445,497.02
AMGEN INC	7,371	330.15	2,433,535.65
BIO-TECHNE CORP	2,162	77.21	166,928.02
BIOGEN INC	1,999	221.58	442,938.42
BIOMARIN PHARMACEUTICAL	2,610	84.59	220,779.90
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	27,877	40.15	1,119,261.55
CATALENT INC	2,489	57.84	143,963.76
CHARLES RIVER LABORATORIES	706	216.25	152,672.50
ELI LILLY AND COMPANY	11,116	950.46	10,565,313.36
EXACT SCIENCES CORP	2,497	47.05	117,483.85
GILEAD SCIENCES INC	17,151	70.81	1,214,462.31
ILLUMINA INC	2,186	116.56	254,800.16
INCYTE CORPORATION	2,312	64.25	148,546.00
IQVIA HOLDINGS INC	2,503	225.89	565,402.67
JOHNSON & JOHNSON	33,145	149.24	4,946,559.80
MERCK & CO INC	34,835	128.12	4,463,060.20
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL INC	294	1,358.54	399,410.76
MODERNA INC	4,476	121.48	543,744.48
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	1,369	147.46	201,872.74
PFIZER INC	77,667	29.10	2,260,109.70
REGENERON PHARMACEUTICALS INC	1,485	1,082.11	1,606,933.35
REPLIGEN CORP	729	122.60	89,375.40
ROYALTY PHARMA PLC	5,222	26.65	139,166.30
TEVA PHARMACEUTICAL INDUSTRIES	16,235	17.08	277,293.80
UNITED THERAPEUTICS CORP	615	327.26	201,264.90
VERTEX PHARMACEUTICAL	3,553	490.85	1,743,990.05
VIATRIS INC	16,334	11.00	179,674.00
WATERS CORP	814	302.93	246,585.02
ZOETIS INC	6,298	177.98	1,120,918.04
BANK OF AMERICA CORPORATION	97,677	41.89	4,091,689.53
CITIGROUP INC	26,343	65.14	1,715,983.02
CITIZENS FINANCIAL GROUP INC	6,305	38.66	243,751.30
FIFTH THIRD BANCORP	9,402	39.16	368,182.32
FIRST CITIZENS BANCSHARES INC NRTH	140	1,775.67	248,593.80

HUNTINGTON BANCSHARES INC	20,024	13.73	274,929.52
JPMORGAN CHASE & CO.	39,503	210.05	8,297,605.15
KEYCORP	12,757	15.50	197,733.50
M & T BANK CORP	2,292	158.36	362,961.12
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	5,472	169.02	924,877.44
REGIONS FINANCIAL CORP	12,638	21.00	265,398.00
TRUIST FINANCIAL CORPORATION	18,356	41.40	759,938.40
US BANCORP	21,433	42.35	907,687.55
WELLS FARGO & COMPANY	48,696	57.73	2,811,220.08
ALLY FINANCIAL INC	3,763	43.78	164,744.14
AMERICAN EXPRESS CO	7,923	244.00	1,933,212.00
AMERIPRISE FINANCIAL INC	1,378	445.80	614,312.40
ANNALY CAPITAL MANAGEMENT INC	6,883	20.38	140,275.54
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	5,470	122.50	670,075.00
ARES MANAGEMENT CORPORATION	2,481	145.98	362,176.38
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	10,377	65.71	681,872.67
BERKSHIRE HATHAWAY INC	18,032	434.42	7,833,461.44
BLACKROCK INC	2,049	822.96	1,686,245.04
BLACKSTONE INC	9,829	132.37	1,301,064.73
BLOCK INC	7,636	72.06	550,250.16
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	5,256	144.61	760,070.16
CARLYLE GROUP INC	3,227	44.07	142,213.89
CBOE GLOBAL MARKETS INC	1,451	172.52	250,326.52
CME GROUP INC	4,952	197.01	975,593.52
COINBASE GLOBAL INC	2,555	242.85	620,481.75
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	3,452	137.06	473,131.12
EQUIFAX INC	1,709	258.97	442,579.73
FACTSET RESEARCH SYSTEMS	524	428.54	224,554.96
FIDELITY NATL INFORMATION SERVICES	7,929	76.11	603,476.19
FISERV INC	8,121	155.39	1,261,922.19
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	939	289.63	271,962.57
FRANKLIN RESOURCES INC	3,983	23.23	92,525.09
FUTU HOLDINGS LIMITED	800	67.61	54,088.00
GLOBAL PAYMENTS INC	3,548	99.50	353,026.00
GOLDMAN SACHS GROUP INC	4,464	492.23	2,197,314.72
HENRY JACK & ASSOCIATES INC	1,002	167.37	167,704.74

INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	7,876	147.82	1,164,230.32
KKR & CO INC	8,521	114.96	979,574.16
LPL FINL HLDGS INC	1,024	263.95	270,284.80
MARKETAXESS HLDGS INC	521	219.64	114,432.44
MASTERCARD INCORPORATED	11,459	444.00	5,087,796.00
MOODYS CORP	2,260	446.70	1,009,542.00
MORGAN STANLEY	16,869	105.26	1,775,630.94
MSCI INC	1,090	501.50	546,635.00
NASDAQ INC	5,543	63.00	349,209.00
NORTHERN TRUST CORP	2,806	90.34	253,494.04
PAYPAL HOLDINGS INC	13,754	60.47	831,704.38
PRICE T ROWE GROUPS	3,076	118.74	365,244.24
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	2,731	121.11	330,751.41
ROBINHOOD MARKETS INC	7,219	23.94	172,822.86
S&P GLOBAL INC	4,405	482.55	2,125,632.75
SCHWAB (CHARLES) CORP	20,734	75.07	1,556,501.38
SEI INVESTMENT CO	1,538	68.07	104,691.66
STATE STREET CORPORATION	4,153	78.94	327,837.82
SYNCHRONY FINANCIAL	5,596	50.72	283,829.12
TOAST INC	4,808	25.92	124,623.36
TRADEWEB MARKETS INC	1,594	106.65	170,000.10
TRANSUNION	2,671	80.95	216,217.45
VISA INC	21,754	268.45	5,839,861.30
AFLAC INC	7,519	93.37	702,049.03
ALLSTATE CORP	3,628	166.91	605,549.48
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC OHIO	980	126.73	124,195.40
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP INC	9,271	77.62	719,615.02
AON PLC (IE)	2,730	297.31	811,656.30
ARCH CAPITAL GROUP	5,160	97.16	501,345.60
ASSURANT INC	715	171.11	122,343.65
BERKLEY(W. R.)CORP	4,234	54.02	228,720.68
BROWN & BROWN INC	3,341	93.23	311,481.43
CHUBB LIMITED	5,584	260.20	1,452,956.80
CINCINNATI FINANCIAL CORP	2,155	123.26	265,625.30
COREBRIDGE FINANCIAL INC	3,425	29.90	102,407.50
EQUITABLE HOLDINGS INC	4,506	42.91	193,352.46

ERIE INDEMNITY CO	349	374.57	130,724.93
EVEREST GROUP LTD	599	396.26	237,359.74
FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	3,570	52.92	188,924.40
GALLAGHER (ARTHUR J.) & CO	2,982	270.46	806,511.72
HARTFORD FINANCIAL SERVICES GRP INC	4,090	102.68	419,961.20
LOEWS CORP	2,598	77.42	201,137.16
MARKEL GROUP INC	180	1,598.16	287,668.80
MARSH & MCLENNAN COMPANIES INC	6,762	218.47	1,477,294.14
METLIFE INC	8,453	74.43	629,156.79
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	3,234	86.08	278,382.72
PROGRESSIVE CORP (OHIO)	8,056	217.10	1,748,957.60
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	4,938	125.54	619,916.52
TRAVELERS COMPANIES INC	3,150	213.40	672,210.00
WILLIS TOWERS WATSON PLC	1,410	263.33	371,295.30
ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITIES	2,166	127.06	275,211.96
AMERICAN HOMES 4 RENT	4,524	35.86	162,230.64
AMERICAN TOWER CORP	6,423	208.84	1,341,379.32
AVALONBAY COMMUNITIES INC	1,953	203.21	396,869.13
BXP INC	2,052	68.39	140,336.28
CAMDEN PROPERTY TRUST	1,471	109.29	160,765.59
CROWN CASTLE INC	5,976	103.12	616,245.12
DIGITAL REALTY TRUST INC	4,295	159.50	685,052.50
EQUINIX INC	1,305	804.66	1,050,081.30
EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES INC	2,437	67.06	163,425.22
EQUITY RESIDENTIAL	4,691	67.93	318,659.63
ESSEX PROPERTY TRUST INC	883	276.09	243,787.47
EXTRA SPACE STORAGE INC	2,910	162.40	472,584.00
GAMING & LEISURE P	3,734	49.22	183,787.48
HEALTHPEAK PROPERTIES INC	9,760	20.66	201,641.60
HOST HOTELS & RESORTS INC	9,678	18.31	177,204.18
INVITATION HOMES INC	8,417	35.28	296,951.76
IRON MOUNTAIN INC	4,031	97.83	394,352.73
KIMCO REALTY CORP	9,272	20.96	194,341.12
MID-AMERICA APARTMENT COMMUNITIES	1,605	139.95	224,619.75
PROLOGIS INC	12,723	121.14	1,541,264.22
PUBLIC STORAGE	2,175	302.04	656,937.00

REALTY INCOME CORP	11,844	55.98	663,027.12
REGENCY CENTERS CORP	2,414	64.19	154,954.66
SBA COMMUNICATIONS CORP	1,487	210.26	312,656.62
SIMON PROPERTY GROUP INC	4,482	150.06	672,568.92
SUN COMMUNITIES INC	1,711	124.71	213,378.81
UDR INC	4,302	40.56	174,489.12
VENTAS INC	5,536	52.64	291,415.04
VICI PROPERTIES INC	14,341	30.29	434,388.89
WELLTOWER OP LLC	7,824	105.34	824,180.16
WEYERHAEUSER COMPANY	10,034	29.04	291,387.36
WP CAREY INC	3,008	58.20	175,065.60
ADOBE INC	6,162	565.71	3,485,905.02
AKAMAI TECHNOLOGIES	2,084	96.26	200,605.84
ANSYS INC	1,201	327.46	393,279.46
APPLOVIN CORP	2,472	87.93	217,362.96
ASPEN TECHNOLOGY INC	393	197.00	77,421.00
ATLASSIAN CORP	2,164	179.95	389,411.80
AUTODESK INC	2,942	253.17	744,826.14
BENTLEY SYSTEMS INC	2,182	49.44	107,878.08
BOOZ ALLEN HAMILTON HLDG CORP	1,785	157.22	280,637.70
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES	1,309	172.05	225,213.45
CLOUDFLARE INC	4,104	83.43	342,396.72
COGNIZANT TECHNOLOGY SOLUTIONS CORP	6,847	72.43	495,928.21
CONFLUENT INC CLASS A	2,795	26.56	74,235.20
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC	3,155	377.37	1,190,602.35
CYBERARK SOFTWARE LTD	613	275.31	168,765.03
DATADOG INC	3,787	129.41	490,094.60
DAYFORCE INC	2,033	53.90	109,578.70
DOCUSIGN INC	2,825	57.13	161,406.37
DYNATRACE INC	3,664	44.01	161,252.64
EPAM SYS INC	797	199.72	159,176.84
FAIR ISAAC CORP	342	1,590.03	543,790.26
FORTINET INC	8,921	59.90	534,367.90
GEN DIGITAL INC	7,884	25.36	199,938.24
GLOBAL-E ONLINE LTD	1,446	36.93	53,400.78
GODADDY INC	1,862	146.79	273,322.98

HUBSPOT INC	662	471.89	312,391.18
INTERNATIONAL BUS MACH CORP	12,609	182.88	2,305,933.92
INTUIT INC	3,851	658.18	2,534,651.18
MANHATTAN ASSOCIATES INC	847	241.14	204,245.58
MICROSOFT CORP	97,090	453.96	44,074,976.40
MICROSTRATEGY	217	1,611.28	349,647.76
MONDAY COM LTD	532	236.53	125,833.96
MONGODB INC	1,001	252.54	252,792.54
OKTA INC	2,202	98.47	216,830.94
ORACLE CORP	22,682	143.07	3,245,113.74
PALANTIR TECH INC	26,151	28.67	749,749.17
PALO ALTO NETWORKS INC	4,444	340.91	1,515,004.04
PAYCOM SOFTWARE INC	708	156.11	110,525.88
PAYLOCITY HOLDING CORPORATION	620	146.93	91,096.60
PTC INC	1,644	184.53	303,367.32
ROPER TECHNOLOGIES INC	1,472	559.15	823,068.80
SALESFORCE INC	13,342	252.86	3,373,658.12
SAMSARA INC	2,787	37.65	104,930.55
SERVICENOW INC	2,820	767.85	2,165,337.00
SNOWFLAKE INC	4,137	133.72	553,199.64
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	3,060	66.53	203,581.80
SYNOPSYS INC	2,098	616.01	1,292,388.98
THE TRADE DESK INC	6,118	100.09	612,350.62
TWILIO INC	2,379	58.20	138,457.80
TYLER TECHNOLOGIES INC	581	520.91	302,648.71
UIPATH INC	6,023	12.47	75,106.81
VERISIGN	1,249	176.90	220,948.10
WIX.COM LTD	766	165.63	126,872.58
WORKDAY INC	2,902	232.47	674,627.94
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS INC	3,409	58.32	198,829.92
ZSCALER INC	1,237	204.47	252,929.39
AMPHENOL CORP	16,548	69.71	1,153,561.08
APPLE INC	201,772	234.40	47,295,356.80
ARISTA NETWORKS INC	3,655	360.42	1,317,335.10
CADENCE DESIGN SYSTEMS INC	3,749	315.63	1,183,296.87
CISCO SYSTEMS INC	55,693	47.40	2,639,848.20

CORNING INC	11,152	45.76	510,315.52
DELL TECHNOLOGIES INC	3,615	137.22	496,050.30
ENPHASE ENERGY INC	1,867	113.06	211,083.02
F5 INC	809	178.79	144,641.11
FIRST SOLAR INC	1,399	213.42	298,574.58
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE CO	17,881	21.44	383,368.64
HP INCORPORATION	13,458	37.34	502,521.72
JABIL INC	1,659	115.30	191,282.70
JUNIPER NETWORKS	4,462	37.16	165,807.92
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	2,401	145.53	349,417.53
MOTOROLA SOLUTIONS INC	2,292	394.39	903,941.88
NETAPP INC	2,839	130.38	370,148.82
PURE STORAGE INC	4,245	65.81	279,363.45
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS PLC	2,738	108.94	298,277.72
SUPER MICRO COMPUTER INC	725	897.68	650,818.00
TE CONNECTIVITY LTD	4,247	156.18	663,296.46
TRIMBLE INC	3,359	57.29	192,437.11
VERTIV HOLDINGS CO	4,991	87.89	438,658.99
WESTERN DIGITAL CORP	4,486	78.82	353,586.52
ZEBRA TECHNOLOGIES	707	327.50	231,542.50
AT&T INC	98,381	18.58	1,827,918.98
T-MOBILE US INC	7,346	181.75	1,335,135.50
VERIZON COMMUNICATIONS	57,827	40.79	2,358,763.33
AES CORP	9,777	17.00	166,209.00
ALLIANT ENERGY CORP	3,526	53.54	188,782.04
AMEREN CORP	3,666	72.75	266,701.50
AMERICAN ELECTRIC POWER CO INC	7,237	90.94	658,132.78
AMERICAN WATER WORKS COMPANY INC	2,680	136.33	365,364.40
ATMOS ENERGY CORP	2,075	120.83	250,722.25
CENTERPOINT ENERGY INC	8,708	28.28	246,262.24
CMS ENERGY CORP	4,107	60.31	247,693.17
CONSOLIDATED EDISON INC	4,752	90.26	428,915.52
CONSTELLATION ENERGY CORPORATION	4,334	212.88	922,621.92
DOMINION ENERGY INC	11,518	51.03	587,763.54
DTE ENERGY CO	2,846	113.13	321,967.98
DUKE ENERGY CORP	10,611	105.32	1,117,550.52

EDISON INTERNATIONAL	5,291	73.05	386,507.55
ENTERGY CORP	2,933	106.83	313,332.39
ESSENTIAL UTILITIES INC	3,574	39.53	141,280.22
EVERGY INC	3,160	54.12	171,019.20
EVERSOURCE ENERGY	4,810	59.26	285,040.60
EXELON CORP	13,751	35.35	486,097.85
FIRSTENERGY CORP	7,512	38.86	291,916.32
NEXTERA ENERGY INC	28,230	70.97	2,003,483.10
NISOURCE INC	6,155	29.73	182,988.15
NRG ENERGY INC	2,954	75.39	222,702.06
PG&E CORP	27,879	17.67	492,621.93
PPL CORP	10,147	27.97	283,811.59
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GROUP INC	6,858	74.54	511,195.32
SEMPRA	8,695	76.02	660,993.90
SOUTHERN CO.	15,006	80.05	1,201,230.30
VISTRA CORP	4,785	86.19	412,419.15
WEC ENERGY GROUP INC	4,340	79.61	345,507.40
XCEL ENERGY INC	7,640	53.23	406,677.20
ADVANCED MICRO DEVICES INC	22,229	179.83	3,997,441.07
ANALOG DEVICES INC	6,821	237.72	1,621,488.12
APPLIED MATERIALS INC	11,428	245.55	2,806,145.40
BROADCOM INC	60,550	171.42	10,379,481.00
ENTEGRIS INC	2,073	145.20	300,999.60
INTEL CORP	58,550	34.46	2,017,633.00
KLA CORPORATION	1,860	858.12	1,596,103.20
LAM RESEARCH CORP	1,803	1,069.11	1,927,605.33
LATTICE SEMICONDUCTOR	1,892	59.83	113,198.36
MARVELL TECHNOLOGY INC	11,911	73.60	876,649.60
MICROCHIP TECHNOLOGY	7,433	92.09	684,504.97
MICRON TECHNOLOGY INC	15,231	130.87	1,993,280.97
MONOLITHIC POWER SYSTEM INC	669	870.91	582,638.79
NVIDIA CORP	343,856	128.44	44,164,864.64
NXP SEMICONDUCTORS N V	3,522	282.77	995,915.94
ON SEMICONDUCTOR CORP	5,878	76.37	448,902.86
QORVO INC	1,328	126.32	167,752.96
QUALCOMM INC	15,350	208.18	3,195,563.00

	SKYWORKS SOLUTIONS INC	2,207	115.88	255,747.16
	TERADYNE INC	2,104	159.49	335,566.96
	TEXAS INSTRUMENTS INC	12,517	201.76	2,525,429.92
	CBRE GROUP INC	4,205	95.85	403,049.25
	COSTAR GROUP INC	5,617	76.01	426,948.17
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	16,000	3.38	54,080.00
	TEXAS PACIFIC LAND CORPORATION	269	822.77	221,325.13
	ZILLOW GROUP INC	2,163	51.64	111,697.32
	アメリカ・ドル 小計	5,242,947		679,375,407.23 (107,647,033,275)
カナダ・ドル	ALTAGAS LTD	4,039	30.98	125,128.22
	ARC RESOURCES LTD	8,187	23.95	196,078.65
	CAMECO CORP	5,947	71.40	424,615.80
	CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	29,370	50.16	1,473,199.20
	CENOVUS ENERGY INC	19,142	28.24	540,570.08
	ENBRIDGE INC	29,114	48.95	1,425,130.30
	IMPERIAL OIL	2,569	97.87	251,428.03
	KEYERA CORPORATION	3,139	38.00	119,282.00
	MEG ENERGY CORP	3,734	29.39	109,742.26
	PARKLAND CORPORATION	1,914	37.51	71,794.14
	PEMBINA PIPELINE CORPORATION	7,937	51.32	407,326.84
	SUNCOR ENERGY INC	17,632	53.13	936,788.16
	TC ENERGY CORPORATION	14,211	53.54	760,856.94
	TOURMALINE OIL CORP	4,572	61.66	281,909.52
	AGNICO EAGLE MINES LTD	6,834	102.23	698,639.82
	BARRICK GOLD CORPORATION	24,046	25.12	604,035.52
	CCL INDUSTRIES INC	2,046	71.87	147,046.02
	FIRST QUANTUM MINERALS	9,704	18.37	178,262.48
	FRANCO NEVADA CORP	2,632	174.16	458,389.12
	IVANHOE MINES LTD	8,695	19.52	169,726.40
	KINROSS GOLD CORP	16,834	12.49	210,256.66
	LUNDIN MINING CORP	9,016	15.72	141,731.52
	NUTRIEN LTD	6,774	68.37	463,138.38
	PAN AMERICAN SILVER CORP	4,995	31.73	158,491.35
	TECK RESOURCES LIMITED	6,288	68.39	430,036.32
	WEST FRASER TIMBER CO	762	104.01	79,255.62

WHEATON PRECIOUS METALS CORP	6,209	81.35	505,102.15
EMPIRE CO	1,888	35.29	66,627.52
CAE INC	4,360	25.69	112,008.40
ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	5,330	25.90	138,047.00
GFL ENVIRONMENTAL INC.	2,997	52.06	156,023.82
RB GLOBAL INC	2,507	109.15	273,639.05
STANTEC INC	1,562	116.24	181,566.88
TOROMONT INDUSTRIES LTD	1,127	123.90	139,635.30
WSP GLOBAL INC	1,708	221.69	378,646.52
AIR CANADA	2,406	17.27	41,551.62
CANADIAN NATIONAL RAILWAYS CO	7,459	166.19	1,239,611.21
CANADIAN PAC KANS CITY LTD	12,772	114.22	1,458,817.84
TFI INTERNATIONAL INC	1,099	212.48	233,515.52
MAGNA INTERNATIONAL INC	3,738	60.82	227,345.16
BRP INC	498	93.93	46,777.14
RESTAURANT BRANDS INTL INC	4,108	98.97	406,568.76
CANADIAN TIRE LTD	715	138.05	98,705.75
DOLLARAMA INC	3,818	128.88	492,063.84
GILDAN ACTIVEWEAR INC	2,079	53.68	111,600.72
ALIMENTATION COUCHE-TARD	10,539	81.56	859,560.84
GEORGE WESTON LTD	824	208.42	171,738.08
LOBLAWS COMPANIES LIMITED	2,123	166.08	352,587.84
METRO INC	3,110	79.50	247,245.00
SAPUTO GROUP INC	3,486	31.37	109,355.82
BANK OF MONTREAL	9,989	118.60	1,184,695.40
BANK OF NOVA SCOTIA	16,740	64.47	1,079,227.80
CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	12,841	68.19	875,627.79
NATIONAL BANK OF CANADA	4,646	112.88	524,440.48
ROYAL BANK OF CANADA	19,299	151.51	2,923,991.49
TORONTO-DOMINION BANK	24,220	78.28	1,895,941.60
BROOKFIELD ASSET MANAGEMENT LTD	4,838	56.49	273,298.62
BROOKFIELD CORPORATION	18,581	63.02	1,170,974.62
IGM FINANCIAL INC	1,140	38.46	43,844.40
ONEX CORP	901	97.48	87,829.48
THOMSON-REUTERS CORP	2,164	224.30	485,385.20
TMX GROUP LIMITED	3,795	40.78	154,760.10

	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	288	1,582.67	455,808.96
	GREAT WEST LIFE CO INC	3,831	40.08	153,546.48
	IA FINANCIAL CORPORATION	1,347	89.23	120,192.81
	INTACT FINANCIAL CORPORATION	2,444	239.25	584,727.00
	MANULIFE FINANCIAL CORP	24,670	37.04	913,776.80
	POWER CORP OF CANADA	7,749	39.79	308,332.71
	SUN LIFE FINANCIAL INC	7,975	69.01	550,354.75
	CANADIAN APARTMENT PROPERTIES REAL	1,122	47.52	53,317.44
	RIOCAN REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	2,013	17.70	35,630.10
	CGI INC	2,826	143.58	405,757.08
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	276	4,190.00	1,156,440.00
	DESCARTES SYSTEMS GROUP INC	1,167	140.82	164,336.94
	OPEN TEXT CO	3,726	42.40	157,982.40
	SHOPIFY INC	16,545	87.82	1,452,981.90
	BCE INC	1,000	44.71	44,710.00
	QUEBECOR INC	2,109	28.49	60,085.41
	ROGERS COMMUNICATIONS INC	4,891	51.24	250,614.84
	TELUS CORP	6,673	21.21	141,534.33
	BROOKFIELD RENEWABLE CORP	1,846	41.21	76,073.66
	CANADIAN UTILITIES	1,819	30.21	54,951.99
	EMERA INC	3,922	46.26	181,431.72
	FORTIS INC	6,753	54.05	364,999.65
	HYDRO ONE LTD	4,513	40.20	181,422.60
	NORTHLAND POWER INC	3,502	24.63	86,254.26
	FIRSTSERVICE CORP	554	222.13	123,060.02
	カナダ・ドル 小計	569,310		37,689,541.96 (4,364,825,854)
ユーロ	ENI SPA	29,218	14.23	416,005.88
	GALP ENERGIA SGPS SA	6,361	19.07	121,336.07
	NESTE OYJ	5,790	16.89	97,793.10
	OMV AG	2,016	39.40	79,430.40
	REPSOL SA	16,661	13.66	227,589.26
	SNAM SPA	27,598	4.30	118,726.59
	TOTALENERGIES SE	29,400	63.28	1,860,432.00
	AIR LIQUIDE(L')	7,900	163.16	1,288,964.00
	AKZO NOBEL NV	2,335	57.56	134,402.60

ARCELORMITTAL	6,419	21.66	139,035.54
ARKEMA SA	822	82.25	67,609.50
BASF SE	12,215	43.64	533,062.60
COVESTRO AG	2,587	54.70	141,508.90
DSM FIRMENICH AG	2,545	108.00	274,860.00
EVONIK INDUSTRIES AG	3,508	18.63	65,354.04
HEIDELBERG MATERIALS	1,869	101.15	189,049.35
IMCD NV	780	130.85	102,063.00
OCI NV	1,446	23.40	33,836.40
STORA ENSO OYJ	7,964	12.47	99,350.90
SYENSCO SA	1,014	80.82	81,951.48
SYMRISE AG	1,817	113.65	206,502.05
TENARIS S. A.	6,463	14.55	94,068.96
UPM-KYMMENE CORP	7,305	31.44	229,669.20
VOESTALPINE AG	1,466	25.02	36,679.32
ACCIONA SA	338	111.40	37,653.20
ACS ACTIVIDADES DE CONSTRUCCION Y	2,788	39.22	109,345.36
AIRBUS SE	8,132	133.00	1,081,556.00
ALSTOM	4,733	17.15	81,170.95
BOLLORE SE	9,750	5.81	56,696.25
BOUYGUES	2,593	32.15	83,364.95
COMPAGNIE DE ST-GOBAIN	6,238	78.58	490,182.04
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	7,321	38.14	279,222.94
DASSAULT AVIATION	270	169.10	45,657.00
FERROVIAL SE	7,096	38.30	271,776.80
GEA GROUP AG	2,123	40.20	85,344.60
KINGSPAN GROUP	2,132	85.85	183,032.20
KNORR BREMSE AG	993	73.65	73,134.45
KONE OYJ	4,652	46.87	218,039.24
LEGRAND SA	3,614	95.56	345,353.84
LEONARDO SPA	5,539	23.24	128,726.36
METSO OYJ	8,509	10.03	85,387.81
MTU AERO ENGINES AG	737	250.30	184,471.10
PRYSMIAN SPA	3,595	61.46	220,948.70
RATIONAL AG	70	776.00	54,320.00
RHEINMETALL AG	596	515.40	307,178.40

SAFRAN SA	4, 678	201. 20	941, 213. 60
SCHNEIDER ELECTRIC SE	7, 448	231. 90	1, 727, 191. 20
SIEMENS AG	10, 401	180. 88	1, 881, 332. 88
SIEMENS ENERGY AG	8, 204	26. 38	216, 421. 52
THALES SA	1, 295	153. 25	198, 458. 75
VINCI	6, 859	105. 40	722, 938. 60
WARTSILA OYJ ABP	6, 884	18. 47	127, 147. 48
ADYEN NV	297	1, 139. 40	338, 401. 80
BRENTAG SE	1, 778	63. 30	112, 547. 40
BUREAU VERITAS	4, 347	26. 40	114, 760. 80
EUROFINS SCIENTIFIC SE	1, 849	47. 68	88, 160. 32
RANDSTAD N. V.	1, 485	44. 66	66, 320. 10
REXEL	3, 087	25. 52	78, 780. 24
SODEXO	1, 211	78. 85	95, 487. 35
UMICORE	2, 866	14. 28	40, 926. 48
WOLTERS KLUWERS	3, 401	153. 25	521, 203. 25
AENA SME S. A.	1, 026	193. 70	198, 736. 20
AEROPORTS DE PARIS	474	119. 90	56, 832. 60
DEUTSCHE LUFTHANSA AG	8, 188	5. 77	47, 310. 26
DEUTSCHE POST AG	13, 566	40. 87	554, 442. 42
EIFFAGE	1, 006	91. 84	92, 391. 04
GETLINK SE	4, 140	15. 96	66, 095. 10
POSTE ITALIANE SPA	6, 256	12. 16	76, 072. 96
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	4, 364	89. 82	391, 974. 48
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	806	83. 65	67, 421. 90
CONTINENTAL AG	1, 505	58. 42	87, 922. 10
DR. ING. H. C. F. PORSCHE AG	1, 558	75. 30	117, 317. 40
FERRARI N V	1, 725	393. 80	679, 305. 00
MERCEDES-BENZ GROUP AG	10, 981	64. 46	707, 835. 26
MICHELIN(CIE GLE DES ETABL.)	9, 296	35. 04	325, 731. 84
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	2, 096	43. 41	90, 987. 36
RENAULT SA	2, 631	50. 20	132, 076. 20
STELLANTIS N. V	30, 323	18. 65	565, 705. 88
VOLKSWAGEN AG	404	114. 90	46, 419. 60
VOLKSWAGEN AG	2, 822	108. 20	305, 340. 40
ADIDAS AG	2, 217	231. 40	513, 013. 80

ESSILORLUXOTTICA	4,037	199.60	805,785.20
HERMES INTERNATIONAL	433	2,114.00	915,362.00
KERING	1,019	321.30	327,404.70
L' OREAL	3,293	406.30	1,337,945.90
LVMH MOET HENNESSY VUITTON SE	3,774	705.60	2,662,934.40
MONCLER SPA	3,009	56.90	171,212.10
PUMA SE	1,445	44.43	64,201.35
SEB SA	341	103.40	35,259.40
ACCOR SA	2,654	39.58	105,045.32
AMADEUS IT GROUP SA	6,165	63.08	388,888.20
INPOST S. A.	2,737	16.05	43,928.85
LA FRANCAISE DES JEUX	1,438	33.22	47,770.36
CTS EVENTIM AG & CO. KGAA	854	80.45	68,704.30
PROSUS N. V.	19,401	33.64	652,649.64
PUBLICIS GROUPE SA	3,132	98.68	309,065.76
UNIVERSAL MUSIC GROUP N. V	11,262	27.65	311,394.30
VIVENDI SE	9,867	11.08	109,326.36
D' IETEREN GROUP	294	212.60	62,504.40
DELIVERY HERO SE	2,626	20.52	53,885.52
INDITEX (IND.DE DISENO TEXTIL SA)	14,929	46.42	693,004.18
ZALANDO SE	3,069	24.51	75,221.19
CARREFOUR SA	7,760	14.14	109,765.20
JERONIMO MARTINS SGPS	3,876	19.26	74,651.76
KESKO OYJ	3,738	16.45	61,490.10
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	12,921	28.57	369,152.97
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	12,298	55.34	680,571.32
DANONE	8,812	58.36	514,268.32
DAVIDE CAMPARI MILANO NV	8,425	8.53	71,865.25
HEINEKEN HOLDING	1,774	72.80	129,147.20
HEINEKEN NV	3,942	88.76	349,891.92
JDE PEETS N. V.	1,668	18.40	30,691.20
KERRY GROUP	2,139	78.20	167,269.80
LOTUS BAKERIES	6	9,780.00	58,680.00
PERNOD RICARD	2,799	127.00	355,473.00
REMY COINTREAU	316	75.35	23,810.60
BEIERSDORF AG	1,380	136.90	188,922.00

HENKEL AG&CO. KGAA	1,422	72.60	103,237.20
HENKEL AG&CO. KGAA	2,316	81.48	188,707.68
AMPLIFON	1,704	30.79	52,466.16
BIOMERIEUX	567	95.25	54,006.75
CARL ZEISS MEDITEC AG	551	64.40	35,484.40
DIASORIN SPA	306	99.26	30,373.56
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	2,811	35.91	100,943.01
FRESENIUS SE&CO KGAA	5,781	28.82	166,608.42
KONINKLIJKE PHILIPS NV	11,003	23.98	263,851.94
QIAGEN NV	3,029	38.20	115,707.80
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	400	167.75	67,100.00
SIEMENS HEALTHINEERS AG	3,859	54.62	210,778.58
ARGENX SE	813	426.50	346,744.50
BAYER AG	13,445	26.38	354,746.32
GRIFOLS SA	4,082	9.21	37,595.22
IPSEN SA	516	111.10	57,327.60
MERCK KGAA	1,769	151.75	268,445.75
ORION CORPORATION	1,477	40.88	60,379.76
RECORDATI	1,431	51.05	73,052.55
SANOFI	15,579	92.43	1,439,966.97
SARTORIUS AG	359	239.30	85,908.70
UCB S. A.	1,730	143.85	248,860.50
ABN AMRO BANK N. V.	5,923	15.88	94,086.85
AIB GROUP PLC	23,296	5.21	121,372.16
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA SA	79,897	9.81	784,109.15
BANCO BPM SPA	17,626	6.23	109,915.73
BANCO DE SABADELL SA	74,454	1.90	141,611.50
BANCO SANTANDER SA	216,587	4.45	964,028.73
BANK OF IRELAND GROUP PLC	14,242	10.21	145,410.82
BNP PARIBAS	14,134	62.74	886,767.16
CAIXABANK SA	51,337	5.23	268,697.85
COMMERZBANK AG	14,428	14.42	208,051.76
CREDIT AGRICOLE SA	14,494	13.63	197,553.22
DEUTSCHE BANK AG	25,934	15.25	395,597.23
ERSTE GROUP BANK AG	4,608	46.67	215,055.36
FINECOBANK SPA	8,362	15.25	127,520.50

ING GROEP N. V.	45,210	16.63	752,203.98
INTESA SANPAOLO S. P. A.	200,173	3.60	722,224.18
KBC GROEP NV	3,427	68.38	234,338.26
NORDEA BANK ABP	43,179	10.57	456,402.03
SOCIETE GENERALE	9,891	23.53	232,784.68
UNICREDIT SPA	20,716	37.14	769,392.24
AMUNDI	840	66.70	56,028.00
DEUTSCHE BOERSE AG	2,600	190.90	496,340.00
EDEMRED	3,416	40.20	137,323.20
EURAZEO	625	77.45	48,406.25
EURONEXT	1,099	91.75	100,833.25
EXOR NV	1,361	97.85	133,173.85
GROUPE BRUXELLES LAMBERT	1,205	67.80	81,699.00
MEDIOBANCA DI CREDITO FINANZ SPA	6,979	14.29	99,729.91
NEXI SPA	8,082	5.87	47,441.34
SOFINA SA	211	210.20	44,352.20
AEGON LTD	18,627	5.82	108,483.64
AGEAS	2,187	43.76	95,703.12
ALLIANZ SE	5,361	265.20	1,421,737.20
ASR NEDERLAND NV	2,169	45.98	99,730.62
AXA SA	24,856	32.18	799,866.08
GENERALI	13,959	23.40	326,640.60
HANNOVER RUECK SE	825	239.40	197,505.00
MUENCHENER RUECKVERSICHERUNGS AG	1,868	464.70	868,059.60
NN GROUP N. V.	3,705	45.00	166,725.00
SAMPO PLC	6,178	40.09	247,676.02
TALANX AG	884	72.10	63,736.40
COVIVIO	691	46.32	32,007.12
GECINA SA	630	89.35	56,290.50
KLEPIERRE	2,944	25.06	73,776.64
UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	1,617	76.64	123,926.88
WAREHOUSES DE PAUW SCA	2,403	26.48	63,631.44
BECHTLE AG	1,121	40.96	45,916.16
CAPGEMINI	2,126	191.90	407,979.40
DASSAULT SYSTEMES	9,159	34.60	316,901.40
NEMETSCHEK SE	790	92.95	73,430.50

	SAP SE	14,291	187.76	2,683,278.16
	TELEPERFORMANCE SE	738	112.65	83,135.70
	CELLNEX TELECOM SAU	6,768	32.79	221,922.72
	INFRASTRUTTURE WIRELESS ITALIA SPA	4,599	10.19	46,863.81
	NOKIA OYJ	72,984	3.62	264,421.03
	DEUTSCHE TELEKOM AG	44,359	23.80	1,055,744.20
	ELISA OYJ	1,947	43.74	85,161.78
	KONINKLIJKE KPN NV	54,024	3.66	197,781.86
	ORANGE	25,484	9.98	254,534.19
	TELECOM ITALIA SPA	136,368	0.23	32,632.86
	TELEFONICA SA	62,960	3.99	251,273.36
	E.ON SE	30,726	12.27	377,161.65
	EDP RENOVAVEIS SA	4,271	13.41	57,274.11
	EDP-ENERGIAS DE PORTUGAL SA	42,947	3.55	152,805.42
	ELIA GROUP	402	90.65	36,441.30
	ENDESA SA	4,347	17.98	78,159.06
	ENEL SPA	111,312	6.79	755,919.79
	ENGIE	24,997	13.90	347,458.30
	FORTUM OYJ	6,140	13.79	84,670.60
	IBERDROLA SA	79,117	11.83	935,954.11
	REDEIA CORPORACION SA	5,554	16.16	89,752.64
	RWE AG	8,653	32.73	283,212.69
	TRASMISSIONE ELETTRICITA RETE NAZIO	19,256	7.48	144,034.88
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	9,432	28.55	269,283.60
	VERBUND AG	932	75.10	69,993.20
	ASM INTERNATIONAL NV	643	740.20	475,948.60
	ASML HOLDING NV	5,469	989.20	5,409,934.80
	BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES NV	1,055	170.00	179,350.00
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	17,873	35.74	638,870.38
	STMICROELECTRONICS	9,266	38.94	360,818.04
	LEG IMMOBILIEN SE	1,014	81.80	82,945.20
	SCOUT24 SE	1,026	72.40	74,282.40
	VONOVIA SE	10,034	28.64	287,373.76
	ユーロ 小計	2,516,799		71,276,072.25 (12,300,111,788)
イギリス・ボン	BP	231,002	4.49	1,038,122.98

F	DCC	1,357	55.25	74,974.25
	SHELL PLC	87,922	28.07	2,468,410.15
	ANGLO AMERICAN	17,448	23.64	412,557.96
	ANTOFAGASTA	5,415	21.45	116,151.75
	CRODA INTERNATIONAL	1,821	39.73	72,348.33
	ENDEAVOUR MINING PLC	2,523	18.07	45,590.61
	GLENCORE PLC	142,395	4.71	671,107.63
	MONDI PLC	6,061	15.73	95,339.53
	RIO TINTO	15,478	51.92	803,617.76
	BAE SYSTEMS	41,547	12.79	531,386.13
	BARRATT DEVELOPMENTS	13,382	4.96	66,481.77
	MELROSE INDUSTRIES PLC	18,005	5.84	105,185.21
	PERSIMMON	4,390	14.93	65,564.65
	ROLLS ROYCE HOLDINGS	115,567	4.49	519,473.66
	SMITHS GROUP PLC	4,764	17.52	83,465.28
	SPIRAX GROUP PLC	1,011	88.50	89,473.50
	TAYLOR WIMPEY	48,595	1.56	76,148.36
	ASHTED GROUP	6,005	53.50	321,267.50
	BUNZL	4,641	31.56	146,469.96
	COMPASS GROUP PLC	23,383	21.73	508,112.59
	INTERTEK GROUP	2,216	47.58	105,437.28
	RELX PLC	25,776	35.40	912,470.40
	RENTOKIL INITIAL	34,664	4.56	158,275.82
	BURBERRY GROUP	4,924	7.44	36,634.56
	NEXT	1,658	90.20	149,551.60
	ENTAIN PLC	8,773	6.77	59,393.21
	FLUTTER ENTERTAINMENT PLC	2,436	158.70	386,593.20
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP	2,240	83.84	187,801.60
	WHITBREAD	2,533	29.37	74,394.21
	INFORMA PLC	18,686	8.53	159,503.69
	PEARSON	8,387	10.12	84,876.44
	WPP PLC	14,809	7.31	108,313.02
	AUTO TRADER GROUP PLC	12,374	8.25	102,159.74
	JD SPORTS FASHION PLC	35,584	1.14	40,797.05
KINGFISHER	25,709	2.68	68,900.12	
ASSOCIATED BRITISH FOODS	4,647	24.71	114,827.37	

SAINSBURY (J)	22,842	2.61	59,663.30
TESCO	96,649	3.15	305,120.89
BRITISH AMERICAN TOBACCO	27,571	24.76	682,657.96
COCA-COLA HBC AG	3,011	26.82	80,755.02
DIAGEO	30,550	24.88	760,084.00
IMPERIAL BRANDS PLC	11,270	20.58	231,936.60
HALEON PLC	94,044	3.32	312,696.30
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	9,701	42.79	415,105.79
UNILEVER PLC	34,400	44.06	1,515,664.00
HIKMA PHARMACEUTICALS	2,285	18.37	41,975.45
SMITH & NEPHEW	12,005	10.70	128,513.52
ASTRAZENECA	21,286	121.04	2,576,457.44
GSK PLC	56,912	14.98	852,541.76
BARCLAYS PLC	206,347	2.25	465,828.35
HSBC HOLDINGS PLC	259,251	6.63	1,720,908.13
LLOYDS BANKING GROUP	869,595	0.58	511,321.86
NATWEST GROUP PLC	89,844	3.22	290,016.43
STANDARD CHARTERED PLC	30,311	7.27	220,482.21
3I GROUP	13,365	30.67	409,904.55
EXPERIAN PLC	12,612	36.40	459,076.80
HARGREAVES LANSDOWN	4,885	11.12	54,321.20
LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	6,251	94.82	592,719.82
SCHRODERS PLC	11,067	3.82	42,298.07
WISE PLC	8,443	7.47	63,069.21
ADMIRAL GROUP	3,575	25.80	92,235.00
AVIVA	37,177	4.86	180,680.22
LEGAL & GENERAL GROUP	82,105	2.32	190,812.02
M&G PLC	31,042	2.07	64,256.94
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	9,626	5.36	51,595.36
PRUDENTIAL	37,755	7.15	269,948.25
LAND SECURITIES GROUP	9,716	6.50	63,154.00
SEGRO PLC	17,456	9.43	164,644.99
SAGE GROUP	13,794	10.50	144,905.97
HALMA	5,213	26.65	138,926.45
BT GROUP	88,819	1.38	123,280.77
VODAFONE GROUP	316,054	0.69	220,289.63

	CENTRICA	73,293	1.36	99,971.65
	NATIONAL GRID	65,971	9.29	613,134.47
	SEVERN TRENT	3,696	25.98	96,022.08
	SSE PLC	15,014	18.21	273,480.01
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	9,363	10.35	96,907.05
	BERKELEY GROUP HLDGS	1,455	48.34	70,334.70
	イギリス・ポンド 小計	3,753,749		26,808,877.09 (5,508,151,886)
スイスフラン	CLARIANT AG	2,964	14.35	42,533.40
	EMS-CHEMIE HLDG AG	96	708.00	67,968.00
	GIVAUDAN SA	127	4,290.00	544,830.00
	HOLCIM LTD	7,161	83.82	600,235.02
	SIG COMBIBLOC GROUP AG	4,201	17.07	71,711.07
	SIKA AG	2,095	261.10	547,004.50
	VAT GROUP AG	371	519.00	192,549.00
	ABB LTD	21,978	51.70	1,136,262.60
	GEBERIT AG	459	550.80	252,817.20
	SCHINDLER-HLDG AG	559	228.80	127,899.20
	SCHINDLER-HLDG AG	323	226.00	72,998.00
	ADECCO GROUP AG	2,314	30.16	69,790.24
	SGS SA	2,059	81.58	167,973.22
	KUEHNE & NAGEL INTERNATIONAL AG	664	256.70	170,448.80
	COMPAGNIE FINANCIERE RICHEMONT SA	7,386	137.05	1,012,251.30
	SWATCH GROUP	398	170.70	67,938.60
	SWATCH GROUP	723	34.00	24,582.00
	AVOLTA AG (REGD)	1,258	35.70	44,910.60
	BARRY CALLEBAUT AG	49	1,391.00	68,159.00
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT SPRUNGLI AG	13	10,650.00	138,450.00
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT SPRUNGLI AG	1	105,800.00	105,800.00
	NESTLE SA	36,682	93.14	3,416,561.48
	ALCON AG	6,865	80.70	554,005.50
	SONOVA HOLDING AG	696	274.00	190,704.00
	STRAUMANN HOLDING AG	1,533	116.70	178,901.10
	BACHEM HOLDING AG	464	83.90	38,929.60
	LONZA GROUP AG	1,023	516.20	528,072.60
	NOVARTIS AG	27,078	99.10	2,683,429.80

	ROCHE HOLDINGS AG	440	285.20	125,488.00
	ROCHE HOLDINGS AG	9,652	258.70	2,496,972.40
	SANDOZ GROUP AG	5,625	34.31	192,993.75
	BANQUE CANTONALE VAUDOISE	414	95.90	39,702.60
	JULIUS BAER GRUPPE AG	2,830	52.22	147,782.60
	PARTNERS GROUP HLG AG	312	1,243.50	387,972.00
	UBS GROUP AG	45,186	27.91	1,261,141.26
	BALOISE HOLDING AG	629	158.30	99,570.70
	HELVETIA HOLDING AG	510	123.60	63,036.00
	SWISS LIFE HOLDING AG	406	676.80	274,780.80
	SWISS RE AG	4,144	110.90	459,569.60
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	2,011	480.50	966,285.50
	TEMENOS AG	878	65.50	57,509.00
	LOGITECH INTERNATIONAL SA	2,140	82.68	176,935.20
	SWISSCOM AG	356	526.00	187,256.00
	BKW AG	290	150.00	43,500.00
	SWISS PRIME SITE	1,062	88.20	93,668.40
	スイスフラン 小計	206,425		20,191,879.64 (3,571,135,833)
スウェーデン・ クローナ	BOLIDEN AB	3,963	350.80	1,390,220.40
	HOLMEN AB	1,105	429.40	474,487.00
	SVENSKA CELLULOSA AB-SCA	8,781	152.90	1,342,614.90
	ALFA LAVAL AB	4,193	460.60	1,931,295.80
	ASSA ABLOY	14,524	309.70	4,498,082.80
	ATLAS COPCO AB	38,923	201.20	7,831,307.60
	ATLAS COPCO AB	22,618	173.70	3,928,746.60
	BEIJER REF AB	5,229	183.50	959,521.50
	EPIROC AB	9,549	213.90	2,042,531.10
	EPIROC AB	5,651	196.30	1,109,291.30
	HUSQVARNA AB	5,081	90.64	460,541.84
	INDUTRADE AB	3,959	300.40	1,189,283.60
	NIBE INDUSTRIER AB	21,960	45.40	996,984.00
	SAAB AB	4,641	264.20	1,226,152.20
	SANDVIK AB	15,450	218.00	3,368,100.00
	SKANSKA AB	4,931	202.00	996,062.00
	SKF AB	4,939	212.50	1,049,537.50

	TRELLEBORG AB	3,120	406.20	1,267,344.00	
	VOLVO (AB)	2,902	277.80	806,175.60	
	VOLVO (AB)	23,018	273.20	6,288,517.60	
	SECURITAS AB	7,127	106.25	757,243.75	
	VOLVO CAR AB	10,794	32.29	348,592.23	
	EVOLUTION AB	2,665	1,164.50	3,103,392.50	
	HENNES & MAURITZ	8,319	172.60	1,435,859.40	
	ESSITY AB	8,829	278.30	2,457,110.70	
	GETINGE AB	3,315	185.70	615,595.50	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	2,824	276.80	781,683.20	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN	22,995	156.00	3,587,220.00	
	SVENSKA HANDELSBANKEN AB	21,136	102.30	2,162,212.80	
	SWEDBANK AB	12,303	216.60	2,664,829.80	
	EQT AB	5,412	343.20	1,857,398.40	
	INDUSTRIVARDEN AB	1,787	350.20	625,807.40	
	INDUSTRIVARDEN AB	2,281	346.90	791,278.90	
	INVESTMENT AB LATOUR (PUBL)	2,145	298.00	639,210.00	
	INVESTOR AB	25,081	296.00	7,423,976.00	
	L E LUNDBERGFÖRETAGEN AB	1,101	532.50	586,282.50	
	LIFCO AB	3,378	317.60	1,072,852.80	
	ERICSSON	40,199	68.90	2,769,711.10	
	HEXAGON AB	30,085	118.30	3,559,055.50	
	TELE2 AB	7,775	104.20	810,155.00	
	TELIA COMPANY AB	34,187	28.51	974,671.37	
	FASTIGHETS AB BALDER	9,604	82.20	789,448.80	
	SAGAX AB	3,183	287.20	914,157.60	
	スウェーデン・クローナ 小計	471,062		83,884,542.59 (1,251,557,375)	
ノルウェー・クローネ	AKER BP ASA	4,579	265.10	1,213,892.90	
	EQUINOR ASA	13,055	290.50	3,792,477.50	
	NORSK HYDRO ASA	19,226	66.48	1,278,144.48	
	YARA INTERNATIONAL ASA	2,399	295.60	709,144.40	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	1,275	1,058.00	1,348,950.00	
	MOWI ASA	6,744	172.75	1,165,026.00	
	ORKLA ASA	10,158	89.85	912,696.30	
	SALMAR ASA	957	563.50	539,269.50	

	DNB BANK ASA	12,294	217.80	2,677,633.20
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	2,898	183.90	532,942.20
	TELENOR ASA	9,126	122.60	1,118,847.60
	ノルウェー・クローネ 小計	82,711		15,289,024.08 (223,984,202)
デンマーク・クローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	5,406	429.30	2,320,795.80
	ROCKWOOL A/S	135	2,976.00	401,760.00
	VESTAS WIND SYSTEMS	14,634	157.60	2,306,318.40
	A. P. MOLLER - MAERSK	65	10,885.00	707,525.00
	A. P. MOLLER - MAERSK	44	10,690.00	470,360.00
	DSV A/S	2,481	1,164.00	2,887,884.00
	PANDORA A/S	1,188	1,054.50	1,252,746.00
	CARLSBERG AS	1,384	853.00	1,180,552.00
	COLOPLAST	1,828	868.60	1,587,800.80
	DEMANT A/S	1,442	300.80	433,753.60
	GENMAB AS	958	1,809.00	1,733,022.00
	NOVO NORDISK A/S	47,288	973.30	46,025,410.40
	DANSKE BANK A/S	9,995	202.00	2,018,990.00
	TRYG A/S	5,060	151.60	767,096.00
ORSTED A/S	2,741	391.40	1,072,827.40	
	デンマーク・クローネ 小計	94,649		65,166,841.40 (1,507,309,041)
オーストラリア・ドル	AMPOL LTD	3,254	34.03	110,733.62
	APA GROUP	17,523	8.04	140,884.92
	SANTOS LIMITED	44,346	7.99	354,324.54
	SOUL PATTINSON(WASHINGTON H.)&CO	3,204	34.62	110,922.48
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	25,926	29.31	759,891.06
	BHP GROUP LTD	69,248	43.67	3,024,060.16
	BLUESCOPE STEEL LTD	6,051	20.87	126,284.37
	FORTESCUE LTD	23,123	22.48	519,805.04
	MINERAL RESOURCES LTD	2,399	57.65	138,302.35
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	15,696	13.88	217,860.48
	ORICA	6,637	17.80	118,138.60
	PILBARA MINERALS LIMITED	39,041	3.02	117,903.82
	RIO TINTO LIMITED	5,069	119.84	607,468.96
SOUTH32 LTD	61,844	3.62	223,875.28	

JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	5,949	50.23	298,818.27
REECE LIMITED	3,087	24.75	76,403.25
COMPUTERSHARE LTD	7,309	26.24	191,788.16
SEEK LIMITED	4,864	21.54	104,770.56
AURIZON HOLDINGS LIMITED	25,134	3.64	91,487.76
BRAMBLES LTD	19,015	14.42	274,196.30
QANTAS AIRWAYS	10,902	6.17	67,265.34
TRANSURBAN GROUP	42,222	12.90	544,663.80
ARISTOCRAT LEISURE	7,807	53.66	418,923.62
THE LOTTERY CORPORATION LTD	30,391	4.98	151,347.18
CAR GROUP LTD	4,892	35.16	172,002.72
ENDEAVOUR GROUP LTD	20,786	5.18	107,671.48
WESFARMERS LTD	15,495	70.00	1,084,650.00
COLES GROUP LTD	18,289	17.43	318,777.27
WOOLWORTHS GROUP LIMITED	16,680	34.35	572,958.00
TREASURY WINE ESTATES LTD	11,080	12.38	137,170.40
COCHLEAR LTD	894	335.70	300,115.80
RAMSAY HEALTH CARE	2,510	47.07	118,145.70
SONIC HEALTHCARE	6,232	26.25	163,590.00
CSL LTD	6,599	308.56	2,036,187.44
ANZ GROUP HOLDINGS LIMITED	41,066	29.83	1,224,998.78
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	22,855	132.69	3,032,629.95
NATIONAL AUSTRALIA BANK	42,366	37.25	1,578,133.50
WESTPAC BANKING CORPORATION	47,425	28.11	1,333,116.75
ASX LTD	2,647	65.20	172,584.40
MACQUARIE GROUP LIMITED	4,968	204.34	1,015,161.12
SEVEN GROUP HLDGS LTD	2,721	35.84	97,520.64
INSURANCE AUSTRALIA GROUP	32,605	7.08	230,843.40
MEDIBANK PRIVATE LIMITED	37,604	3.67	138,006.68
QBE INSURANCE GROUP	20,514	17.12	351,199.68
SUNCORP GROUP LIMITED	17,373	16.98	294,993.54
DEXUS	14,686	6.86	100,745.96
GOODMAN GROUP	23,339	35.70	833,202.30
GPT GROUP	26,156	4.50	117,702.00
MIRVAC GROUP	53,878	2.08	112,066.24
SCENTRE GROUP LIMITED	70,935	3.29	233,376.15

	STOCKLAND	32,595	4.59	149,611.05
	VICINITY CENTRES	52,835	2.03	107,255.05
	PRO MEDICUS	784	133.82	104,914.88
	WISETECH GLOBAL LTD	2,276	97.64	222,228.64
	XERO LIMITED	1,976	142.49	281,560.24
	TELSTRA GROUP LIMITED	55,219	3.84	212,040.96
	ORIGIN ENERGY LTD	23,523	10.69	251,460.87
	REA GROUP LIMITED	722	204.33	147,526.26
	オーストラリア・ドル 小計	1,214,566		26,144,267.77 (2,797,175,208)
ニュージーランド・ドル	AUCKLAND INTERNATIONAL AIRPORT	19,305	7.95	153,474.75
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE CORP	8,462	31.04	262,660.48
	SPARK NEW ZEALAND LTD	26,288	4.19	110,278.16
	MERCURY NZ LTD	10,100	6.78	68,478.00
	MERIDIAN ENERGY LIMITED	18,755	6.52	122,282.60
	ニュージーランド・ドル 小計	82,910		717,173.99 (68,920,420)
香港・ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LIMITED	39,000	40.15	1,565,850.00
	SWIRE PACIFIC	6,000	70.65	423,900.00
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	20,000	95.85	1,917,000.00
	MTR CORPORATION LTD	22,500	24.95	561,375.00
	SITC INTERNATIONAL HLDGS CO LTD	19,000	19.00	361,000.00
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP LIMITED	32,000	34.50	1,104,000.00
	SANDS CHINA LTD	35,200	16.42	577,984.00
	WH GROUP LIMITED	121,000	5.23	632,830.00
	BOC HONG KONG (HLDGS) LTD	53,500	23.25	1,243,875.00
	HANG SENG BANK	11,100	101.10	1,122,210.00
	HONG KONG EXCHANGES & CLEARING	17,500	247.60	4,333,000.00
	AIA GROUP LIMITED	162,800	55.40	9,019,120.00
	LINK REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	37,000	33.00	1,221,000.00
	HKT TRUST AND HKT LTD	55,000	9.22	507,100.00
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LIMITED	9,000	48.90	440,100.00
	CLP HOLDINGS LTD	24,000	64.85	1,556,400.00
	HONGKONG & CHINA GAS CO. LTD.	162,000	6.42	1,040,040.00
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD.	20,000	45.25	905,000.00
	CK ASSET HOLDINGS LTD	28,000	30.55	855,400.00

	HENDERSON LAND DEVELOPMENT CO	21,000	22.90	480,900.00	
	SINO LAND CO	56,000	8.24	461,440.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES LTD	21,000	72.05	1,513,050.00	
	SWIRE PROPERTIES LTD	17,000	13.14	223,380.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT CO LTD	24,000	20.90	501,600.00	
	WHARF (HLDGS)	15,000	24.30	364,500.00	
	香港・ドル 小計	1,028,600		32,932,054.00 (668,520,696)	
シンガポール・ドル	KEPPEL LTD	21,100	6.72	141,792.00	
	SINGAPORE TECHNOLOGIES ENGINEERING	22,600	4.37	98,762.00	
	SINGAPORE AIRLINES	21,600	7.06	152,496.00	
	GENTING SINGAPORE LTD	87,600	0.87	76,212.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	27,800	3.14	87,292.00	
	DBS GROUP HLDGS LTD	28,850	37.90	1,093,415.00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	49,100	15.33	752,703.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	18,300	32.96	603,168.00	
	SINGAPORE EXCHANGE	12,400	9.75	120,900.00	
	CAPITALAND ASCENDAS REIT	54,100	2.72	147,152.00	
	CAPITALAND INTEGRATED COM TRUST	78,000	2.09	163,020.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	119,700	3.01	360,297.00	
	SEMBCORP INDUSTRIES	13,000	4.77	62,010.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD	37,700	2.76	104,052.00	
	シンガポール・ドル 小計	591,850		3,963,271.00 (467,190,385)	
イスラエルシユケル	ICL GROUP LTD	11,213	16.04	179,856.52	
	ELBIT SYSTEMS LTD	387	679.60	263,005.20	
	BANK HAPOALIM B.M.	18,409	35.24	648,733.16	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL BM	22,067	33.08	729,976.36	
	ISRAEL DISCOUNT BANK	17,925	20.48	367,104.00	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	2,245	139.20	312,504.00	
	NICE LTD	911	641.00	583,951.00	
	AZRIELI GROUP	615	252.90	155,533.50	
	イスラエルシユケル 小計	73,772		3,240,663.74 (141,921,303)	
	合 計	15,929,350		140,517,837,266 (140,517,837,266)	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	株式 614 銘柄	100.0%	76.6%
カナダ・ドル	株式 87 銘柄	100.0%	3.1%
ユーロ	株式 222 銘柄	100.0%	8.8%
イギリス・ポンド	株式 79 銘柄	100.0%	3.9%
スイスフラン	株式 45 銘柄	100.0%	2.5%
スウェーデン・クローナ	株式 43 銘柄	100.0%	0.9%
ノルウェー・クローネ	株式 11 銘柄	100.0%	0.2%
デンマーク・クローネ	株式 15 銘柄	100.0%	1.1%
オーストラリア・ドル	株式 58 銘柄	100.0%	2.0%
ニュージーランド・ドル	株式 5 銘柄	100.0%	0.0%
香港・ドル	株式 25 銘柄	100.0%	0.5%
シンガポール・ドル	株式 14 銘柄	100.0%	0.3%
イスラエルシユケル	株式 8 銘柄	100.0%	0.1%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

貸借対照表

(単位：円)

2024年7月16日現在

資産の部	
流動資産	
預金	2,514,402
コール・ローン	3,955,745,200
投資信託受益証券	14,070,228,936
派生商品評価勘定	155,289,715
未収入金	42,922,219
未収利息	1,083
差入委託証拠金	864,969,000
流動資産合計	19,091,670,555
資産合計	19,091,670,555
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	8,990,952
前受金	154,864,276
未払金	1,571,842
流動負債合計	165,427,070
負債合計	165,427,070
純資産の部	
元本等	
元本	15,056,732,810
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	3,869,510,675
元本等合計	18,926,243,485
純資産合計	18,926,243,485
負債純資産合計	19,091,670,555

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の市場価格又は基準価額に基づいて評価しております。</p>
<p>2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法</p>	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
<p>3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客直物電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
<p>4. 収益及び費用の計上基準</p>	<p>受取配当金 投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落ちの売買が行われる日において、当該金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
<p>5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024 年 7 月 16 日現在	
1. 計算期間末日における受益権の総数	15,056,732,810 口	
2. 計算期間末日における 1 口当たり純資産額	1 口当たり純資産額 (10,000 口当たり純資産額)	1.2570 円 (12,570 円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	自 2023 年 10 月 27 日 至 2024 年 7 月 16 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託として、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき金融商品を保有しております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、売買目的有価証券及びデリバティブのほか、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。当該金融商品は価格変動リスク、株価変動リスク、株価指数先物に関するリスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。 デリバティブ取引は、株価指数先物取引及び為替予約取引であり、信託約款及びデリバティブ取引に関する社内規定の範囲内で行います。これらの取引には市場価格の変動に係るリスク、為替変動リスクなどがあります。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類ごとに行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024 年 7 月 16 日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。 (3) 上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024 年 7 月 16 日現在	
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
投資信託受益証券		1, 107, 300, 321
合計		1, 107, 300, 321

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

(2024年7月16日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	4,652,920,694	—	4,807,784,970	154,864,276
合計		4,652,920,694	—	4,807,784,970	154,864,276

(注)1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

通貨関連

(2024年7月16日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の 取引	為替予約取引 買建	3,895,254,678	—	3,886,689,165	△8,565,513
	アメリカ・ドル	3,895,254,678	—	3,886,689,165	△8,565,513
合計		3,895,254,678	—	3,886,689,165	△8,565,513

(注)時価の算定方法

国内における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって、以下のように評価しております。

1. 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。
2. 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023年10月27日 至 2024年7月16日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

項目	自 2023 年 10 月 27 日 至 2024 年 7 月 16 日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023 年 10 月 27 日
期首元本額	26,660,000 円
期中追加設定元本額	15,056,959,407 円
期中一部解約元本額	26,886,597 円
元本の内訳	
楽天・オールカントリー株式インデックス・ファンド	15,056,626,906 円
楽天・オールカントリー株式インデックス・ファンド (適格機関投資家専用)	105,904 円

附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受 益証券	アメリカ・ドル	iShares Core MSCI Emerging Markets ETF	1,606,934	88,799,172.84	
	アメリカ・ドル 小計		1,606,934	88,799,172.84 (14,070,228,936)	
合計			1,606,934	14,070,228,936 (14,070,228,936)	

券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における () 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資信託受益証券 1 銘柄	100.0%	100.0%

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表 (デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

【中間財務諸表】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)」並びに同規則第 284 条及び第 307 条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成 12 年総理府令第 133 号)」に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 2 期中間計算期間(2024 年 7 月 17 日から 2025 年 1 月 16 日まで)の中間財務諸表については、EY 新日本有限責任監査法人より中間監査を受けております。

(3) 2024 年 10 月 17 日にファンドの名称を、「楽天・オールカントリー株式インデックス・ファンド」から「楽天・プラス・オールカントリー株式インデックス・ファンド」に変更しております。

独立監査人の中間監査報告書

2025年3月26日

楽天投信投資顧問株式会社
取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 市川 克也
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている楽天・プラス・オールカントリー株式インデックス・ファンドの2024年7月17日から2025年1月16日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、楽天・プラス・オールカントリー株式インデックス・ファンドの2025年1月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年7月17日から2025年1月16日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、楽天投信投資顧問株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

楽天投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【楽天・プラス・オールカントリー株式インデックス・ファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 2024年7月16日現在	第2期中間計算期間末 2025年1月16日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	364,481,271	907,344,278
親投資信託受益証券	185,199,484,085	300,088,822,324
未収入金	-	1,956,000
未収利息	99	2,734
流動資産合計	185,563,965,455	300,998,125,336
資産合計	185,563,965,455	300,998,125,336
負債の部		
流動負債		
未払解約金	344,066,378	841,132,883
未払受託者報酬	6,101,175	21,436,665
未払委託者報酬	12,202,315	42,873,279
その他未払費用	1,574,559	6,925,256
流動負債合計	363,944,427	912,368,083
負債合計	363,944,427	912,368,083
純資産の部		
元本等		
元本	133,711,606,720	213,210,955,412
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	51,488,414,308	86,874,801,841
(分配準備積立金)	23,657,076,101	21,687,632,154
元本等合計	185,200,021,028	300,085,757,253
純資産合計	185,200,021,028	300,085,757,253
負債純資産合計	185,563,965,455	300,998,125,336

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

第2期中間計算期間

自 2024年7月17日

至 2025年1月16日

営業収益	
受取利息	337,636
有価証券売買等損益	8,465,356,239
営業収益合計	8,465,693,875
営業費用	
受託者報酬	21,436,665
委託者報酬	42,873,279
その他費用	6,925,256
営業費用合計	71,235,200
営業利益又は営業損失(△)	8,394,458,675
経常利益又は経常損失(△)	8,394,458,675
中間純利益又は中間純損失(△)	8,394,458,675
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	△403,155,406
期首剰余金又は期首欠損金(△)	51,488,414,308
剰余金増加額又は欠損金減少額	31,873,943,540
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	31,873,943,540
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,285,170,088
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,285,170,088
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金(△)	86,874,801,841

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 剰余金又は欠損金 中間貸借対照表における剰余金又は欠損金について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 211 条に基づき、当中間計算期間末の中間剰余金又は中間欠損金の比較情報として、前計算期間末の剰余金又は欠損金を開示しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第 1 期 2024 年 7 月 16 日現在	第 2 期中間計算期間末 2025 年 1 月 16 日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	133,711,606,720 口	213,210,955,412 口
2. 計算期間末日における 1 口当たり純資産額	1 口当たり純資産額 (10,000 口当たり純資産額) 1,3851 円 (13,851 円)	1 口当たり純資産額 (10,000 口当たり純資産額) 1,4075 円 (14,075 円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第 1 期 2024 年 7 月 16 日現在	第 2 期中間計算期間末 2025 年 1 月 16 日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。	中間貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引等に関する注記)
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

(その他の注記)
元本の移動

項目	第 1 期 自 2023 年 10 月 27 日 至 2024 年 7 月 16 日	第 2 期中間計算期間 自 2024 年 7 月 17 日 至 2025 年 1 月 16 日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	1,000,000 円	133,711,606,720 円
期中追加設定元本額	141,192,256,568 円	93,959,073,956 円
期中一部解約元本額	7,481,649,848 円	14,459,725,264 円

(参考)

当ファンドは親投資信託受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外です。

楽天・日本株式インデックス・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2024年7月16日現在	2025年1月16日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	220,885,430	298,366,670
株式	9,339,178,250	13,578,043,454
投資証券	40,644,800	38,123,700
派生商品評価勘定	8,460,795	163,790
未収配当金	9,414,821	16,400,003
未収利息	60	899
前払金	-	6,521,750
差入委託証拠金	12,438,638	18,547,457
流動資産合計	9,631,022,794	13,956,167,723
資産合計	9,631,022,794	13,956,167,723
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	67,830	6,693,130
前受金	8,397,750	-
流動負債合計	8,465,580	6,693,130
負債合計	8,465,580	6,693,130
純資産の部		
元本等		
元本	7,506,550,632	11,726,499,478
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	2,116,006,582	2,222,975,115
元本等合計	9,622,557,214	13,949,474,593
純資産合計	9,622,557,214	13,949,474,593
負債純資産合計	9,631,022,794	13,956,167,723

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
<p>2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法</p>	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p>
<p>3. 収益及び費用の計上基準</p>	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
<p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年 7月 16日現在	2025年 1月 16日現在
<p>1. 計算期間末日における受益権の総数</p>	<p>7,506,550,632 口</p>	<p>11,726,499,478 口</p>
<p>2. 計算期間末日における1口当たり純資産額</p>	<p>1口当たり純資産額 1,281円 (10,000口当たり純資産額) (12,819円)</p>	<p>1口当たり純資産額 1,189円 (10,000口当たり純資産額) (11,896円)</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年7月16日現在	2025年1月16日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

(2024年7月16日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	244,337,250	—	252,735,000	8,397,750
合計		244,337,250	—	252,735,000	8,397,750

(2025年1月16日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	378,707,750	—	372,186,000	△6,521,750
合計		378,707,750	—	372,186,000	△6,521,750

(注)1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(その他の注記)

元本の移動

項目	自 2023 年 10 月 27 日 至 2024 年 7 月 16 日	自 2024 年 7 月 17 日 至 2025 年 1 月 16 日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首	2023 年 10 月 27 日	2024 年 7 月 17 日
期首元本額	14,048,263 円	7,506,550,632 円
期中追加設定元本額	7,507,136,948 円	4,233,334,110 円
期中一部解約元本額	14,634,579 円	13,385,264 円
元本の内訳		
楽天・プラス・オールカントリー株式インデックス・ファンド	7,506,495,194 円	11,726,499,478 円
楽天・オールカントリー株式インデックス・ファンド (適格機関投資家専用)	55,438 円	—円

貸借対照表

(単位：円)

2024年7月16日現在

2025年1月16日現在

	2024年7月16日現在	2025年1月16日現在
資産の部		
流動資産		
預金	325,639,516	745,057,298
コール・ローン	17,376,062,626	27,122,595,015
株式	140,517,837,266	231,131,544,650
派生商品評価勘定	431,313,953	134,598,135
未収入金	16,907,756	155,060,607
未収配当金	99,341,380	145,238,507
未収利息	4,760	81,739
前払金	-	177,436,504
差入委託証拠金	4,119,593,103	6,885,210,565
流動資産合計	162,886,700,360	266,496,823,020
資産合計	162,886,700,360	266,496,823,020
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	189,159,292	609,116,533
前受金	426,939,530	-
未払金	22,610,603	8,617,809
流動負債合計	638,709,425	617,734,342
負債合計	638,709,425	617,734,342
純資産の部		
元本等		
元本	118,757,226,880	188,765,808,288
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	43,490,764,055	77,113,280,390
元本等合計	162,247,990,935	265,879,088,678
純資産合計	162,247,990,935	265,879,088,678
負債純資産合計	162,886,700,360	266,496,823,020

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所、外国金融商品市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
<p>2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法</p>	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
<p>3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客直物電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
<p>4. 収益及び費用の計上基準</p>	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
<p>5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年7月16日現在	2025年1月16日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	118,757,226,880 口	188,765,808,288 口
2. 計算期間末日における1口当たり純資産額	1.3662 円	1.4085 円
(10,000口当たり純資産額)	(13,662 円)	(14,085 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年7月16日現在	2025年1月16日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

(2024年7月16日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	21,720,483,539	—	22,147,423,069	426,939,530
合計		21,720,483,539	—	22,147,423,069	426,939,530

(2025年1月16日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	35,672,742,962	—	35,495,306,458	△177,436,504
合計		35,672,742,962	—	35,495,306,458	△177,436,504

(注)1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

通貨関連

(2024年7月16日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	17,692,815,655	—	17,508,030,786	△184,784,869
	アメリカ・ドル	13,795,057,001	—	13,633,612,823	△161,444,178
	カナダ・ドル	539,791,422	—	533,158,849	△6,632,573
	ユーロ	1,863,282,458	—	1,852,781,588	△10,500,870
	イギリス・ポンド	676,763,081	—	677,109,488	346,407
	スイスフラン	476,192,276	—	472,070,240	△4,122,036
	オーストラリア・ドル	341,729,417	—	339,297,798	△2,431,619
合計		17,692,815,655	—	17,508,030,786	△184,784,869

(2025年1月16日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	27,891,796,532	—	27,594,714,638	△297,081,894
	アメリカ・ドル	22,122,562,561	—	21,899,970,754	△222,591,807
	カナダ・ドル	930,401,906	—	922,696,079	△7,705,827
	ユーロ	2,566,277,899	—	2,530,635,905	△35,641,994
	イギリス・ポンド	1,021,805,010	—	1,003,417,556	△18,387,454
	スイスフラン	735,951,426	—	726,421,743	△9,529,683
	オーストラリア・ドル	514,797,730	—	511,572,601	△3,225,129
合計		27,891,796,532	—	27,594,714,638	△297,081,894

(注)時価の算定方法

国内における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって、以下のように評価しております。

1. 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。
2. 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(その他の注記)

元本の移動

項目	自 2023 年 10 月 27 日 至 2024 年 7 月 16 日	自 2024 年 7 月 17 日 至 2025 年 1 月 16 日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首	2023 年 10 月 27 日	2024 年 7 月 17 日
期首元本額	209,274,122 円	118,757,226,880 円
期中追加設定元本額	118,774,322,943 円	70,277,770,461 円
期中一部解約元本額	226,370,185 円	269,189,053 円
元本の内訳		
楽天・プラス・オールカントリー株式インデックス・ファンド	114,661,636,566 円	182,513,393,903 円
楽天・プラス・先進国株式（除く日本）インデックス・ファンド	3,992,130,767 円	6,098,653,823 円
楽天・オールカントリー株式インデックス・ファンド（適格機関投資家専用）	837,440 円	—円
楽天・MSCI コクサイ・インデックス・ファンド（適格機関投資家専用）	102,622,107 円	153,760,562 円

貸借対照表

(単位：円)

2024年7月16日現在

2025年1月16日現在

	2024年7月16日現在	2025年1月16日現在
資産の部		
流動資産		
預金	2,514,402	115,414,523
コール・ローン	3,955,745,200	4,802,666,885
株式	-	19,857,702,082
投資信託受益証券	14,070,228,936	3,045,575,673
派生商品評価勘定	155,289,715	3,186,308
未収入金	42,922,219	135,514,368
未収配当金	-	28,456,844
未収利息	1,083	14,473
前払金	-	207,369,738
差入委託証拠金	864,969,000	1,190,684,038
流動資産合計	19,091,670,555	29,386,584,932
資産合計	19,091,670,555	29,386,584,932
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	8,990,952	260,841,528
前受金	154,864,276	-
未払金	1,571,842	55,749,907
未払解約金	-	1,956,000
流動負債合計	165,427,070	318,547,435
負債合計	165,427,070	318,547,435
純資産の部		
元本等		
元本	15,056,732,810	24,549,331,335
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	3,869,510,675	4,518,706,162
元本等合計	18,926,243,485	29,068,037,497
純資産合計	18,926,243,485	29,068,037,497
負債純資産合計	19,091,670,555	29,386,584,932

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所、外国金融商品市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の市場価格又は基準価額に基づいて評価しております。</p>
<p>2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法</p>	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
<p>3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客直物電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
<p>4. 収益及び費用の計上基準</p>	<p>受取配当金 株式 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券 投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落ちの売買が行われる日において、当該金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
<p>5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号) 第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> <p>金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年7月16日現在	2025年1月16日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	15,056,732,810 口	24,549,331,335 口
2. 計算期間末日における1口当たり純資産額	1.2570 円	1.1841 円
(10,000口当たり純資産額)	(12,570 円)	(11,841 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年7月16日現在	2025年1月16日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

(2024年7月16日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	4,652,920,694	—	4,807,784,970	154,864,276
合計		4,652,920,694	—	4,807,784,970	154,864,276

(2025年1月16日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	6,441,725,747	—	6,234,356,009	△207,369,738
合計		6,441,725,747	—	6,234,356,009	△207,369,738

(注)1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

通貨関連

(2024年7月16日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	3,895,254,678	—	3,886,689,165	△8,565,513
	アメリカ・ドル	3,895,254,678	—	3,886,689,165	△8,565,513
合計		3,895,254,678	—	3,886,689,165	△8,565,513

(2025年1月16日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	4,981,388,605	—	4,931,103,123	△50,285,482
	アメリカ・ドル	4,981,388,605	—	4,931,103,123	△50,285,482
合計		4,981,388,605	—	4,931,103,123	△50,285,482

(注)時価の算定方法

国内における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって、以下のように評価しております。

1. 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。
2. 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(その他の注記)

元本の移動

項目	自2023年10月27日 至2024年7月16日	自2024年7月17日 至2025年1月16日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首	2023年10月27日	2024年7月17日
期首元本額	26,660,000円	15,056,732,810円
期中追加設定元本額	15,056,959,407円	9,836,538,254円
期中一部解約元本額	26,886,597円	343,939,729円
元本の内訳		
楽天・プラス・オールカントリー株式インデックス・ファンド	15,056,626,906円	24,549,331,335円
楽天・オールカントリー株式インデックス・ファンド(適格機関投資家専用)	105,904円	—円

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2025年1月31日現在です。

【楽天・プラス・オールカントリー株式インデックス・ファンド】

【純資産額計算書】

I 資産総額	311,143,510,441円
II 負債総額	619,135,887円
III 純資産総額 (I - II)	310,524,374,554円
IV 発行済口数	217,228,168,069口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.4295円

(参考)

楽天・日本株式インデックス・マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	14,736,383,768円
II 負債総額	8,236,080円
III 純資産総額 (I - II)	14,728,147,688円
IV 発行済口数	11,943,745,116口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.2331円

楽天・先進国株式 (除く日本) インデックス・マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	275,324,897,161円
II 負債総額	699,674,285円
III 純資産総額 (I - II)	274,625,222,876円
IV 発行済口数	192,287,575,202口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.4282円

楽天・エマージング株式インデックス・マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	30,455,403,318円
II 負債総額	156,052,050円
III 純資産総額 (I - II)	30,299,351,268円
IV 発行済口数	25,071,150,164口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.2085円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

- ・委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- ・受益権の再分割を行うにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行います。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2025年1月末現在）

資本金の額	: 150 百万円
発行可能株式総数	: 30,000 株
発行済株式総数	: 13,000 株
過去5年間における主な資本金の増減	: 該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構（2025年1月末現在）

① 取締役会

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠のために選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会は、その決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。またその決議をもって、代表取締役を選任します。

取締役会は、取締役会長または取締役社長が招集し、招集者がその議長となります。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議により定められた順序により、他の取締役がこれに代わります。

取締役会の招集通知は、会日から原則として1週間前までにこれを発します。ただし、緊急のときなどは、この期間を短縮することができます。また各取締役および監査役全員の同意があるときは、これを省略することができます。

取締役会は、会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数の賛成をもって行います。

② 監査役

経営のチェック機能として、業務監査および会計監査による違法または著しく不当な職務執行行為の監査を行います。

(3) 投資運用の意思決定プロセス（2025年1月末現在）

① 投資政策委員会において、国内外の経済見通し、市況見通しを検討し、これを基に資産配分の基本方針を決定します。

② 運用部門は、投資政策委員会の決定に基づき、具体的な運用方針を決定します。

③ 運用部門のファンドマネジャーは、上記運用方針および運用にかかる諸規則等に従って、ポートフォリオを構築・管理します。

④ コンプライアンス部は、投資信託財産の運用にかかるコンプライアンス状況のモニタリングを行い、これを運用部門にフィードバックします。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

2025年1月末現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	95	4,041,513
単位型株式投資信託	4	7,534
合計	99	4,049,047

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である楽天投信投資顧問株式会社（以下「当社」といいます。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」といいます。）、並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）により作成しております。
2. 財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 19 期事業年度（2024 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日まで）の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年2月21日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 市川 克也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役への責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役への責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日現在)	当事業年度 (2024年12月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,819,543	2,583,332
金銭の信託	800,000	800,000
前払費用	48,271	52,329
未収入金	—	817
未収委託者報酬	1,132,948	1,827,748
未収運用受託報酬	12,649	15,752
未収収益	—	2,635
立替金	130,484	168,301
未収還付法人税等	6,458	3,089
その他	10,378	30,421
流動資産計	3,960,734	5,484,430
固定資産		
有形固定資産	※1	※1
器具備品(純額)	68,147	55,233
リース資産(純額)	65,890	53,728
リース資産(純額)	2,257	1,504
無形固定資産	21,126	16,227
ソフトウェア	21,126	16,227
投資その他の資産	634,965	780,542
投資有価証券	532,737	685,412
長期前払費用	938	574
繰延税金資産	101,288	94,555
固定資産計	724,239	852,002
資産合計	4,684,974	6,336,433
負債の部		
流動負債		
預り金	11,419	17,434
未払金	189,064	335,807
未払費用	720,667	1,148,451
未払消費税等	67,464	99,128
未払法人税等	42,615	85,862
賞与引当金	88,276	61,782
役員賞与引当金	10,750	7,770
リース債務	827	827
流動負債計	1,131,085	1,757,064
固定負債		
賞与引当金	—	76,933
役員賞与引当金	—	5,160
退職給付引当金	112,301	138,389
執行役員退職慰労引当金	29,588	64,176
リース債務	1,655	827
固定負債計	143,544	285,487
負債合計	1,274,630	2,042,551
純資産の部		
株主資本		
資本金	150,000	150,000
資本剰余金		

資本準備金	400,000	400,000
その他資本剰余金	229,716	229,716
資本剰余金合計	629,716	629,716
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,596,129	3,418,967
利益剰余金合計	2,596,129	3,418,967
株主資本合計	3,375,846	4,198,683
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	34,497	95,197
評価・換算差額合計	34,497	95,197
純資産合計	3,410,343	4,293,881
負債・純資産合計	4,684,974	6,336,433

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	3,327,980	4,972,782
運用受託報酬	137,412	139,397
その他営業収益	—	3,743
営業収益計	3,465,392	5,115,923
営業費用		
支払手数料	1,408,681	2,234,160
委託費	129,598	118,131
広告宣伝費	5,897	12,600
通信費	116,133	140,303
協会費	6,090	8,956
諸会費	217	252
その他営業諸経費	80,890	189,304
営業費用計	1,747,509	2,703,707
一般管理費	※1・2 1,057,908	※1・2 1,213,050
営業利益	659,974	1,199,165
営業外収益		
受取利息	12	216
有価証券利息	388	2,590
投資有価証券売却益	32,169	18,788
投資有価証券償還益	—	2,054
為替差益	—	879
その他	53	488
営業外収益計	32,624	25,018
営業外費用		
事務所移転費用	—	678
為替差損	2	—
その他	81	391
営業外費用計	84	1,069
経常利益	692,514	1,223,114
特別利益		
その他の特別利益	12,959	—
特別利益計	12,959	—
特別損失		
固定資産除却損	298	2,922
特別損失計	298	2,922
税引前当期純利益	705,176	1,220,192
法人税、住民税及び事業税	234,828	417,411
法人税等調整額	△14,456	△20,055
法人税等合計	220,371	397,355
当期純利益	484,804	822,837

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	2,111,325	2,111,325	2,891,041	△4,061	△4,061	2,886,979
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益	484,804	484,804	484,804			484,804
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				38,559	38,559	38,559
当期変動額合計	484,804	484,804	484,804	38,559	38,559	523,363
当期末残高	2,596,129	2,596,129	3,375,846	34,497	34,497	3,410,343

当事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	2,596,129	2,596,129	3,375,846	34,497	34,497	3,410,343
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益	822,837	822,837	822,837			822,837
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				60,700	60,700	60,700
当期変動額合計	822,837	822,837	822,837	60,700	60,700	883,538
当期末残高	3,418,967	3,418,967	4,198,683	95,197	95,197	4,293,881

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

◇その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

(2) 金銭の信託

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

器具備品 4～20年

また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年平均償却によっております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する将来の支給見込額のうち、当事業年度末において負担すべき額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日から費用処理しております。

(5) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の執行役員退職金規程に基づく当該支給見積額のうち、当事業年度末において負担すべき額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任業務等委託契約に基づき、運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出され、確定した報酬を毎月受領しております。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用を受託した期間にわたり収益として認識しております。

(3) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産より控除した減価償却累計額

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
有形固定資産より控除した減価償却累計額	56,207	73,566

(損益計算書関係)

※1. 役員報酬の範囲

	前事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)	当事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)
取締役 年額	200,000	200,000
監査役 年額	30,000	30,000

※2. 一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)	当事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)
人件費	557,294	652,313
減価償却費	46,516	42,118
賞与引当金繰入額	88,276	98,076
役員賞与引当金繰入額	10,750	9,444
退職給付費用	26,442	25,644
執行役員退職慰労引当金繰入額	19,868	34,588
経営指導料	24,118	24,000

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000 株	—	—	13,000 株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000 株	—	—	13,000 株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

<借主側>

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産 主として、事務用設備 (工具、器具及び備品) であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位: 千円)

	前事業年度 (2023 年 12 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 12 月 31 日)
1 年内	2,400	—
1 年超	—	—
合計	2,400	—

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っております。

当社では保有する金融資産・負債から生ずる様々なリスクを横断的かつ効率的に管理し、財務の健全性の維持を図っております。

なお、余資運用に関しては、預金等安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金・預金は、国内通貨による預金等であり、短期間で決済されるため、為替変動リスクや価格変動リスクは殆どないと認識しております。金銭の信託は、主に債権等を裏付けとした証券化商品を運用対象としておりますが、保有している証券化商品の外部格付機関による格付評価が高いため、価格変動リスクは殆どないと認識しております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは殆ど無いと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客ごとに決済期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は当社運用投資信託であり、当初自己設定および商品性維持を目的に保有しております。当該投資信託は為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、投資金額はその目的に応じた額にとどめられており、定期的に時価の状況を把握し、その内容を経営に報告いたしております。

未払費用につきましては、そのほとんどが一年以内で決済されます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

2023年12月31日における貸借対照表計上額、時価、並びにこれらの差額については次の通りです。

なお、現金・預金、金銭の信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金、未払費用、未払消費税等、未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	532,737	532,737	—
資産計	532,737	532,737	—

(注) 金融商品の時価算定の方法

(1) 投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金・預金	1,819,543			
(2) 金銭の信託	800,000			
(3) 未収委託者報酬	1,132,948			
(4) 未収運用受託報酬	12,649			
資産計	3,765,142	—	—	—

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

2024年12月31日における貸借対照表計上額、時価、並びにこれらの差額については次の通りです。

なお、現金・預金、金銭の信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未払金、未払費用、未払消費税等、未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	685,412	685,412	—
資産計	685,412	685,412	—

(注) 金融商品の時価算定の方法

(1) 投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金・預金	2,583,332			
(2) 金銭の信託	800,000			
(3) 未収委託者報酬	1,827,748			
(4) 未収運用受託報酬	15,752			
(5) 未収収益	2,635			
資産計	5,229,470	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 投資有価証券 その他有価証券	—	532,737	—	532,737
資産計	—	532,737	—	532,737

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 投資有価証券 その他有価証券	—	685,412	—	685,412
資産計	—	685,412	—	685,412

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2023 年 12 月 31 日)

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	292,656	232,015	60,641
小計	292,656	232,015	60,641
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	240,081	251,000	△10,918
小計	240,081	251,000	△10,918
合計	532,737	483,015	49,722

当事業年度 (2024 年 12 月 31 日)

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	571,328	425,200	146,128
小計	571,328	425,200	146,128
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	114,083	123,000	△8,916
小計	114,083	123,000	△8,916
合計	685,412	548,200	137,212

2. 売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	555,169	35,417	3,247
合計	555,169	35,417	3,247

当事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	425,244	21,198	2,409
合計	425,244	21,198	2,409

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概略

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	103,170	128,333
勤務費用	21,549	19,593
利息費用	1,134	1,796
数理計算上の差異の発生額	4,794	5,921
退職給付の支払額	△2,317	—
過去勤務費用の発生額	—	—
転籍にともなう増減額	—	—
退職給付債務の期末残高	128,333	155,645

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)
非積立制度の退職給付債務	128,333	155,645
未積立退職給付債務	128,333	155,645
未認識数理計算上の差異	△16,031	△17,255
未認識過去勤務費用	—	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	112,301	138,389
退職給付引当金	112,301	138,389
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	112,301	138,389

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)
勤務費用	21,549	19,593
利息費用	1,134	1,796
期待運用収益	—	—
数理計算上の差異の費用処理額	3,757	4,697
過去勤務費用の費用処理額	—	—
確定給付制度に係る退職給付費用	26,442	26,087

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)
割引率	1.4%	1.7%
長期期待運用収益率	—	—
予想昇給率	2.5%	2.7%

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 12 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 12 月 31 日)
繰延税金資産		
未払費用	15,395	13,353
未払事業所税	391	492
未払事業税	9,346	16,387
賞与引当金	27,030	42,474
退職給付引当金	34,386	42,374
執行役員退職慰労引当金	9,059	19,650
減価償却超過額	2,860	2,799
繰延資産	1,310	737
その他	17,188	18,406
繰延税金資産小計	116,970	156,676
評価性引当金	△456	△20,107
繰延税金資産合計	116,513	136,569
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△15,225	△42,014
繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産純額	101,288	94,555

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62%	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.62%	0.32%
住民税均等割等	0.08%	0.06%
評価性引当金の増減額	0.00%	1.59%
その他	△0.08%	△0.03%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.25%	32.56%

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
委託者報酬	3,324,618	4,932,615
運用受託報酬	137,412	139,397
成功報酬(注)	3,361	40,167
その他営業収益	—	3,743
合計	3,465,392	5,115,923

(注) 成功報酬は、損益計算書において委託者報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度（自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日）及び当事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日）

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託運用業務	投資一任業務	その他営業収益	合計
外部顧客への営業収益	3,327,980	137,412	—	3,465,392

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託運用業務	投資一任業務	その他営業収益	合計
外部顧客への営業収益	4,972,782	139,397	3,743	5,115,923

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

◇財務諸表提出会社の親会社

前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	楽天グループ株式会社	東京都世田谷区	446,769 (2023年12月31日現在)	Eコマースサービス業	被所有 間接 100.0%	—	経営管理	グループ通算制度に伴う通算税効果額	189,064	未払金	189,064

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	楽天グループ株式会社	東京都世田谷区	452,646 (2024年12月31日現在)	Eコマースサービス業	被所有 間接 100.0%	—	経営管理	グループ通算制度に伴う通算税効果額の支払	189,270	未払金	335,807

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

◇財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
兄弟 会社	楽天証券 株式会社	東京都 港区	19,495 (2023年12月 31日現在)	インター ネット証 券取引サ ービス業	—	兼任 3人	当社投資 信託の募 集の取扱 い等	証券投資信 託の代行手 数料等	1,118,719	未払 費用	474,617
								運用受託 報酬	137,412	未収 運用 受託 報酬	12,649

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 証券投資信託の代行手数料、運用受託報酬については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
兄弟 会社	楽天証券 株式会社	東京都 港区	19,495 (2024年12月 31日現在)	インター ネット証 券取引サ ービス業	—	兼任 3人	当社投資 信託の募 集の取扱 い等	証券投資信 託の代行手 数料等	1,876,111	未払 費用	805,080
								運用受託 報酬	136,471	未収 運用 受託 報酬	12,826
								その他 営業収益	3,743	未収 収益	2,635

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 証券投資信託の代行手数料、運用受託報酬、その他営業収益については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

楽天グループ株式会社（東京証券取引所に上場）

楽天証券ホールディングス株式会社（非上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)
1株当たり純資産額	262,334 円 11 銭	330,298 円 57 銭
1株当たり当期純利益金額	37,292 円 63 銭	63,295 円 20 銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	前事業年度 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額 (千円)	484,804	822,837
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	484,804	822,837
普通株式の期中平均株式数 (株)	13,000.00	13,000.00

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

追加型証券投資信託

楽天・プラス・オールカントリー株式インデックス・
ファンド

投資信託約款

楽天投信投資顧問株式会社

運用の基本方針

投資信託約款第 19 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、全世界の株式市場の動きをとらえることを目指して、MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「楽天・日本株式インデックス・マザーファンド」「楽天・先進国株式（除く日本）インデックス・マザーファンド」「楽天・エマージング株式インデックス・マザーファンド」（以下、総称して「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として全世界の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資し、MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果を目指します。

※マザーファンドにおいては、ベンチマークとの連動性を維持するため、株価指数との連動をめざす ETF（上場投資信託証券）、株価指数を対象とした株価指数先物取引を利用することがあります。

※マザーファンドの投資信託財産の規模やマザーファンドへの資金流入の規模によっては、ETF や株価指数先物取引への投資割合が相対的に大きくなる場合があります。

② マザーファンド受益証券への投資割合は、原則として高位を維持します。

③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記の運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。

② 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。

③ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

④ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

⑤ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的、もしくはベンチマークとの連動性を維持する目的以外には利用しません。

⑥ デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

③ 留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

追加型証券投資信託
楽天・プラス・オールカントリー株式インデックス・ファンド
投資信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、楽天投信投資顧問株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第1項、第18条第2項および第32条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第51条第1項、第52条第1項、第53条第1項および第55条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

③ 前項の規定により受益権の再分割を行うにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行います。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとな

る場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、投資信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客直物電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第29条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けるとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第12条 受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、販売会社が定める申込単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、販売会社と別に定める自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者にかかる収益

分配金の再投資の場合は、1口の整数倍の申込単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金（第4項または第6項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づき収益分配金を再投資する場合を除き、別に定める日と同日の場合には、取得の申込みは受け付けないものとします。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みにかかる当該価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の手数料の額は、販売会社が別に定めるところによるものとします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第40条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所等（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

- 第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
 - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

- 第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

- 第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限りません。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第17条 委託者は、信託金を、主として楽天投信投資顧問株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「楽天・日本株式インデックス・マザーファンド」「楽天・先進国株式（除く日本）インデックス・マザーファンド」「楽天・エマージング株式インデックス・マザーファンド」（以下、総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号に記載する証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（「投資法人債券」および「外国投資証券で投資法人債券に類する証券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第32条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第17条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第27条、第29条および第35条から第37条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様と

します。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、第 16 条、第 17 条第 1 項および第 17 条第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条から第 27 条、第 29 条および第 35 条から第 37 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 19 条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第 20 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとし、

（信用取引の指図範囲）

第 21 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとし、

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図、目的および範囲）

第 22 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをい

います。) 、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。) および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。) ならびに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)

- ② 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。

(スワップ取引の運用指図、目的および範囲)

第 23 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことを指図することができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引の運用指図、目的および範囲)

第 24 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことを指図することができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- ④ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

- ⑤ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(有価証券の貸付の指図、目的および範囲)

第 25 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する有価証券を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

3. 上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、投資信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図、目的および範囲)

第 26 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない公社債または第 27 条の規定により借り入れた公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売り付けた公社債の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れ)

第 27 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の借入れの指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第 1 項の借入れにかかる品借料は、投資信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 28 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第 29 条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第 30 条 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第 31 条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率

以内となるよう調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

第 32 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 投資信託財産の保存にかかる業務
 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 33 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 34 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第 35 条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 36 条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株

式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 37 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 38 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 39 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 40 条 この信託の計算期間は、原則として毎年 7 月 16 日から翌年 7 月 15 日までとします。ただし、第 1 計算期間は、投資信託契約締結日から 2024 年 7 月 16 日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

第 41 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了時に最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害

するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第 42 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、法定書類の作成・印刷・交付にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額、およびその他投資信託財産の運営にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、原則として受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。ただし、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、当該諸経費の一部もしくはすべてを負担する場合があります。

② 投資信託財産にかかる監査報酬は、原則として受益者の負担とし、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了時に当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。ただし、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、当該監査報酬の一部もしくはすべてを負担する場合があります。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第 43 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 40 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 5.1 の率を乗じて得た金額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了時に投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(その他の報酬の額)

第 44 条 委託者および受託者は、以下の各号により計算された額の報酬を受けることができます。

1. 第 25 条に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料（貸付有価証券の利子等相当額を含まないものとします。ただし、有価証券の貸付にあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とします。）に 100 分の 50 の率を乗じて得た額

2. マザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料（貸付有価証券の利子等相当額を含まないものとします。ただし、有価証券の貸付にあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とします。）に 100 分の 50 の率を乗じて得た額（当該マザーファンドの約款において、品貸料の一部を、同マザーファンドに投資を行っている証券投資信託の報酬として収受する規定のあるものに限り、他の証券投資信託が同一のマザーファンドに投資を行っている場合は、当該各証券投資信託のマザーファンドの保有口数に応じて、毎日按分するものとします。）

② 前項の報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了時に投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の報酬にかかる消費税等に相当する金額を、報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 45 条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する

金額、その他の報酬および当該報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額、その他の報酬および当該報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 46 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第 49 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 7 営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑤ 前各項（第 2 項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、）は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等（原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、）に応じて計算されるものとし、

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 47 条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第 48 条 受益者が、収益分配金については第 46 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 46 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(投資信託契約の一部解約)

第 49 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、別に定める日と同日の場合は第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を行わないものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（当該日が一部解約の実行の請求を受付けない日であるときは、当該計算日以降の最初の一部解約の請求を受付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 50 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(投資信託契約の解約)

第 51 条 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が 10 億口を下回ることとなったとき、またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象指数が改廃されたとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までにこの投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同

じ。)は、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの投資信託契約の解約の手續きを行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第52条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第56条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第53条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第54条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第56条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行

います。この場合において、あらかじめ書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までにこの投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第57条 この信託は、受益者が第49条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第51条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第58条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況にかかる情報の提供）

第59条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項にかかる情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（公告）

第60条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.rakuten-toushin.co.jp/>

- ② 前項の規定にかかわらず、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法とします。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第61条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 2023年10月27日

委 託 者	楽天投信投資顧問株式会社
受 託 者	三井住友信託銀行株式会社

附表

1. 投資信託約款第 13 条第 3 項および第 49 条第 5 項に規定する「別に定める日」は、次のいずれかに該当する日とします。
 - ・ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ・ニューヨークの銀行の休業日

Rakuten 楽天投信投資顧問